藤村作著

國語問題と英語科問題

東京 駿河臺下
白水社刊

自序

明治以來、世に提起された國語及び國語教育に關する問題は頗る多い。その多くの問題の中には、國民生活、國民教育の上から見て閑問題とさるべきものも固よりある。それらは學者の論議に委せて置けばよいと思はれるのであるが、余の取り上げて論議しようとする問題はさういふ問題ではない、國民生活に重大な關係を有し、國民教育の基礎となり、國民文化の開展に大影響を保つところの重大問題である。すなはちこれが解決をなすと、これを等閑に附し置くとで、國家、國民教育、國民文化の將來の發展は、大なる差を來すべき性質の問題である。

明治以來、政府が特に國語調査會、臨時國語調査會、國語審議會を設けて、

調査、研究、審議を行はしめ來つた諸問題の如きは、少くとも上に述べるが如き性質の問題であるが、遺憾ながら、その調査、研究に於ても完了してゐない、その審議決定したものといへども、未だ決してこれを實施に移して悔なきものであるとはいへないと思ふのである。思ふに、それらの問題の解決方針は唯一のものではない、國語の國民生活、國民文化との間に有つ關係は頗る複雜なものであるから、虛心に、諸問題について各方面から調査し、考察して、以てその最も穩健なるべきものを取つて、これを實施すべきものであつて、單に學問上の一つ理論や、教授上方法の便宜といふやうな點から考へて、直ちにこれを實行に移すことは、輕卒なことで、或はその弊の及ぶところ却て得るところの便宜に勝ることを恐れる。

要するに、國語問題の解決は、學問上鞏固な基礎の上に立つて考へらるべきは勿論であるが、又それと共に國家の傳統、國民の感情をもよく見、又その實施のことを離れずして、調査研究されねばならないものであ

る。余が本書に論議し、提言するところのものは、すべて余がこの立場に立つて調査し、考究した結果を述べたものである。實施を離れては本書の立言は全くない積りである。

英語科に關する三種の文も亦國語問題に關する諸文と同じく、余の多年敎育界に在つて經驗したところ、聞見したところを基礎として、敎育界の實行問題として提唱し、論議したものである。余はこれを發表した爲に罵詈され、脅迫されたが、余の信ずるところは今以て少しも動かない、否時代の進轉、わが國際情勢の變化、わが文化の發展と共に、益堅くなるばかりである。余は現に、國家に向つて余の說の實施を要望して已まないものである。

本書は、「國語問題と英語科問題」と題したが、余としてはこの重要なる二問題に對する論議を主としたのでなく、實施を目標とした余の解決案を提唱した積りである。

目次

日支事變と國語政策、國語問題

目下進行中の日支事變は、北京の近郊蘆溝橋に於けるわが駐屯軍の夜間演習に、支那軍が發砲したといふ、小さい事件に端を發したのである。その當時はわが政府も、國民も、これを大事件としないやうにと希望し、局地解決をしようと努めたのである。我が國は初から新東亜建設などの目的を以てこれをわざと構へたのではないのである。然るに、支那に於ける長い間の誤つた教育、即ち抗日排日を以て、うまく國民の統一を計らうとした、蔣介石政權の教育方針の結果が、全面的に抗日の氣勢を强うしてゐたので、蔣介石政權もこれに引きずられて段々と大きな戰爭となつてしまつたのである。それでもなほ我が國は速戰速決の心を以てこれに當り、戰爭の一段落毎に、彼に和平の機會を與へたのである。併し、いかにせん、英國、佛

國、ソ聯、米國までも、わが國力をこの戰爭に依つて弱くして、大に伸びて行くわが國民の東洋に於ける雄飛を抑へようと思つて、蔣政權を經濟的に、又武力的に援助するのであるから、敗戰に敗戰を重ねても、蔣政權は容易にわが國に屈服しないで、最後の勝利を夢みつゝ、戰爭は終に今日に至つたのである。それに又支那には共産黨なるものがあつて、かねて、ソ聯と結んで、蔣政權を引きずつて、抗戰を續けさせてゐるのである。蔣介石自身は幾度か和平を希望したのであるが、英佛等の外國が外からと、支那共産黨が內からと、牽制するところの力に引かれて終に今日に戰を續けて、勝みのない、無益な戰爭を續けてゐるのである。

かうして、我が國としては、心ならずも東洋に於て仲のよい友達とすべき支那人と戰つて、その多數の人命を殺してゐるのであるが、かやうに事變が戰爭となつて長引く間に、わが國は當然かねて抱懷してゐる國家の大理想の實現を考へなければならなくなつた。事變のなかつた際にも固よりかういふ理想は持つてゐたのであるが、それは外國に對して强く働きかけねば實現の出來ないことであるから、容易にその機會はなかつたが、日支の關係が戰爭狀態となつたから、極めて自然にこ

の際にかねての理想の實現へと、この勢を轉じようと考へて來たのである。我々は初めから企てゝ、無理にこの事變を惹起したものでもなく、又決して火事場泥棒をかせがうとするものでもない。我々の行動は國民の私利私慾の動きではなく、東亞民族の共存共榮の幸福への進みである。

この事變をば亞細亞民族の共存共榮の爲の戰爭であると意識するに至つて、この事變に我が國民は聖戰といふ名を附けた。聖戰、神聖なる戰爭といふのは、國家の私利の爲の戰爭でなく、廣く東亞民族の共存共榮の爲の戰爭であることを意味してゐる。これを、支那の先覺者として、よく眼の世界に透つてをり、今和平運動の先頭に立つて、一世の重望を負うてゐる汪兆銘氏の言を借りていふならば、東亞に於ける經濟的侵略國たる英佛等の暴威を驅逐して、純粹な通商國たらしめ、一方にはソ聯の赤化的侵略を防いで、以て日滿支、東亞三國民の共存共榮をなさうといふのである。

かくの如き人類の行動として、高尚な、神聖な目的に向つて努力するところの戰爭であるから、これを聖戰と稱するに少しもはばかる所はない筈である。

顧みて、明治維新以來、我が國の東洋に於てして來たところを見よ、日清戰爭が起つて、我が國は支那と戰爭をした。この戰の結果として、世界の通義に倣つて、この戰爭から蒙つた日本國民の禍を償ふ爲に、支那は臺灣を割讓した。後帝政露西亞の東亞に於ける侵略に對して、わが國は敢然として立つて、これに抗議したので、日露戰爭が起つた。この戰爭も亦我が國の勝利に歸したので、その償ひとして露西亞は樺太半部を我が國に讓つた。後、わが國の力で露西亞の東侵の力を防ぐ爲に、韓國と相談を遂げて日韓の併合を成立たして、こゝにやゝ我が國は露西亞の東方侵略から心を安うすることが出來るやうになつた。

併しかうした臺灣の領有や、朝鮮の併合を唯外部から皮相的に見れば、英佛等が今からずつと以前に東方侵略をなしたのと形が似てゐるので、これを日本の侵略と見るものもあるのであるが、我が國としては決して國家の私利私慾の爲ばかりにこれをなしたのでなく、東洋の平和、いひ換ふれば、西力の東侵を防ぐ爲にこれをなしたのである。國家民族としては誠に已むを得ないことである。若し我が國がかうして國力を賭けて頑張らなかつたら、西洋諸國の經濟的侵略の手は今一層强

く東洋に及んでゐたであらう。さうして、その結果として日支の國家的獨立も、國民の幸福も今一層犯されてゐたであらう。

なほ臺灣領有以後の臺灣、韓國併合以後の朝鮮を見よ、どこに英國人が印度其の他に施してゐるやうな侵略的事實を見ることが出來るか。眞の侵略はその奪つた國土に住む異民族を驅つて奴隷とし、苛斂誅求に依つてその産物を取り上げて、異民族の幸福を奪ふことである。わが臺灣統治、朝鮮統治にかゝる事實があるか。わが内地の金を投じて臺灣、朝鮮の開發を計り、その住民の幸福を計つたものは甚だ多いが、彼等の富を奪ひ、その幸福を奪つてゐる事實はない筈である。極めて少數の不心得者が、よくない行爲をして、無知なる住民を欺いたことはあると聞くが、それは極少數の惡むべき同胞のことに過ぎない。領有以來、併合以來の臺灣人、朝鮮人の富がいかに增大してゐるか、その生活の安寧、幸福がいかに增進してゐるかを見よ、さうして又領有以來、併合以來、その當初と今日との內地人の兩地居住者の率の高まらない狀況をも見よ。わが國民が領有地の民族に對して侵略的の行爲をしてゐないことは明らかである。この事實を指して或論者はわが植民政策の

失敗といふ。成るほど西洋の植民政策の立て前からすれば失敗であらう。併しその失敗の事實がわが國民の侵略的國民でないことを證據立ててゐるものである。日本精神、日本國民性が、西洋流の侵略をなすことを許さない結果である。今や日支事變の進行中に於て、我が國は支那民族に對して、臺灣人に對してなし、朝鮮人に對してなしたと同樣のことを豫約してゐる、これが彼の近衞聲明といふものである。この聲明に於ては東洋の平和を約束し、民族の共存共榮を約してゐる、決して主權を犯し、國土を割讓せしむることをしないといふことを、約束してゐるのである。支那の有識層の人々が、汪兆銘氏のやうに、胸襟を開いて、我が國民に聞いてくれゝば、この精神は必ずわかるとおもふ。我が國民の理想が決して支那國民の利益幸福と矛盾するものでないことは必ずわかるとおもふ。現に臨時政府も維新政府も、汪兆銘氏の考に共鳴して、全幅の支援をなして、和平運動を進展せしむべきことを約したと聞くのである。汪兆銘氏を中心とした和平運動は著々進展してゐるやうである。さうしてやがて日支兩國民は手を携へる平和の日を迎へることとなるであらう。戰爭狀態も

舊に復するであらう。併しさうなれば、それで東亞の新建設は終つたといふのではない、聖戰に次ぐところの聖業はそれから益〻多くなるであらう。平和の建設事業はそれからと見なければならない。その時に當つてその大建設事業、大平和事業の指導的地位に立つものは、わが國でなければならない。支那の有識者もいつてゐる通り、支那はわが國に比して六十年程後れてゐる。昔は先輩であつたが、今は我が國が六十年の先輩であるから、よく先導者、指導者となつて、この新東亞建設の聖業を成し遂げなければならない。

その平和的建設の大事業には、政治的、經濟的、文化的の諸施設がある筈で、今すでに著手されてゐるのである。さうしてこれらの諸施設はいづれも、日本語の進出、普及を以て成し遂げらるべきものである。これなしには政治的に和平を保つことも十分でなく、經濟的に共榮の實を擧げることも滿足に出來ない。又固よりわが文化を以て彼等の上にその恩澤を與へることも出來ないことは明かである。今や內地に於ても、國語の重要性が國體の明徵、國民の自覺に伴うて強く感ぜられるに至つたが、獨り內地に止らず、外地に於ても國語政策の必要が同樣に認められる

に至つた。その著しい證據は、前帝國議會の本會議並に委員會に於て、今迄になく國語敎育及び國語政策等について、質問應答が行はれたことである。さうしてそれについては、政府の施設の一部はすでにその芽を出してゐるのである。かやうにして、今や内外の情勢は、共に國語並に國語敎育、國語政策の重要性を認めて來た。特に、新東亞建設の國策の遂行上、日本語の海外普及といふ國語政策遂行の必要は、文部省をして、昨年六月二十日から三日に亙つて、關係各官省、外地當局を集めて、日本語の外地普及に關して會議を開かしめた。その時の文部大臣荒木大將の述べられた挨拶の言葉の中に、

> 抑〻我が國語は我が國民の間に貫流する精神的血液でありまして、我が國民はこの精神的血液によつて鞏く結ばれてゐるのであります。今や我が國は八紘一宇の大理想に基づき、東亞新秩序より進んで世界平和招徠の基礎を樹てんとする時、この精神的血液が東亞諸民族の間に、我が國語を通じて流れますならば、此の大業貫徹に相互協同の實を擧げ得るので、此の目的達成の爲の重要なる施策たることは言を俟たぬ所であります。

とある。眞にその通りである。國家大理想の實現、國策遂行の爲には、是非とも、こ

の日本語の海外普及といふ政策が伴はなければならないのである。さて、かう考へて來ると、わが國がこれまで日本語の海外普及に關して準備を怠つてゐたことが甚だ遺憾とされなければならぬのである。この日本語の海外普及の準備といふのは、いろ〳〵あるが、第一は國語諸問題の解決である。この解決は內地に於ける國民の國語教育の根柢となるものであり、引いては國民の國語活動を一層よくする途でもあるのであるが、更に時局に遭遇して、日本語の海外普及に關し、これが急務たるを痛感するに至つたのである。後れたりといへども、今日漸くこゝに自覺して、國語問題の重要性に目ざめ、文部省を始め、民間有識者が、その解決の爲に努力する機運の熟して、將に實行期に入らんとしてゐることは誠に喜ぶべきことである。

さて、一口に國語問題といつても、それには種々な方面があり、種々な問題がある。例を擧ぐれば、標準語彙制定問題、これも口語と口語文の兩面についてなさるべきである。目下國民の間に漫然と、現今東京の中流教養ある社會に用ひられてゐる言葉がそれであるべきであるといふやうに考へられてゐるが、それは大凡の見當

であつて、正確にその發音、アクセントなどについては定まつたところはない、又その中でいかに選擇さるべきかについても定まつたところはないのである。次に漢字問題がある。これにも字數、字形、音訓等の諸方面に問題がわかれる。これらの問題について研究し、整理されることは甚だ必要なことである。次に假名遣問題がある。この問題も國語、字音の二つに分けて考へられてゐる。さう分けて見ても實際には區別して取扱ふことは容易でない。これには臨時國語調査會の一案も世に發表されてはゐるが、その實施については頗る疑問を挿むべき餘地がある。余は語法に變更を加へずして、しかも初等教授に於けるその困難を一掃し得べき別案の存することを信ずるものである。次に基準語法の制定問題もある。句讀法制定の問題もある。送假名法制定の問題もある。敬讓法一定の問題もある。國民教育上國語教授を完からしめ、又國語の外地普及を便にする爲には、これらの問題は是非この際解決されねばならないものであり、さうして實施されねばならないものである。これらの問題の解決を等閑にして置いて、國語政策の實施のみを高唱しても、それは方向を示さずして徒に馬を鞭うつやうなものであらう。

國語教育者は途方にくれることであらう。國語問題の解決は飽くまでも學問的研究の上に立つて、愼重になさるべきことは言ふまでもないが、又時局に鑑みて、實施上の急に應じ得べきやうに計畫實行されねばならない。こゝに問題解決の著眼點を置かなければならない。

漢字問題

初等教育、中等教育に於ける國語教授の中には、漢字教授といふことが、可なりに勞の多い一部面として存在してゐる。明治大正時代に比べると、現今口語文が主となつただけに、小學校でも、中等學校でも、教へる漢字の數は減少してゐるとおもふ。それにしても常用漢字として臨時國語調査會が發表してゐる案でも、一千九百六十餘字はあるのであるから、決して容易であるとはいへない。一體漢字には、形と、音訓の幾つとが一字々々にあるのであるから、これを正確に教授して、十分の效果を擧げることは、相當骨の折れることである。それに我が國には漢文といふ科が中等、高等程度の學科中にあつて、支那の古典に用ひた多くの漢字が中等教育以上では教へられねばならない。これらの中には今日の我々には

日常生活には用のないものも少くないから、相當整理される必要があると思はれるが、まだその運びに至つてゐないので、國語漢文科に於て授けられる漢字數も實際は相當の多數に上つてゐる筈である。

さて、これら多數の漢字を、その一々の幾つかの音訓で記憶することは、宿命ででもあるかのやうに諦めて居るべきであらうか、或は又これに適當な整理、制限を加へて、學習の不便、困難をいくらかでも少くすべきであらうかといつたら、勿論我々はこれに適當な整理、制限を加ふる途を見出し得るならば、それをなして困難不便を少くすべきであることはいふまでもない。然らば、その途は何であらうか。それはすでに世にいはれてゐるところの

常用漢字の制定

字形の整理（活字並に筆寫字）

振假名の存置

の三は見逃すことは出來まい。併しこの外になほ漢字ばかりの問題でなくて、國語の整理、漢字使用の制限の二つのことがある筈である。これらは、いづれも國語、

國字の問題で、直接には國語教育の問題ではない。併し直接に國語教育上の問題でないからといつて、國語教師がこれに無關心であつてよいといふものではない。基本又常用漢字を考へずに教授するならば、隨分無用な漢字の教授をもしなければならなくなるであらう。例へば、日常生活に必要のない漢字まで、その一點一畫の微細に亙つて記憶させるやうな教授を敢へてすることともならう。又漢字々體整理を考へないならば、木扁の縱の棒をはねるはねぬのやかましいことをいつたり、月扁の三種の區別をやかましくいふやうな教授になるであらう。かういふ瑣細なことに注意を向けさせる爲に、肝腎なことを忘れさせるやうな結果が來ないといふ保證が出來るであらうか。又若し振假名問題をよく考へずに、これは廢止すべきもの、いづれその内に廢止されるであらうといふやうな豫想を以て教授に臨むならば、漢字教授は現在よりも、却て多くの負擔を生徒に課することを豫想しなければならなくなるであらう。かういふ問題に無頓着なる餘りに、教授に無理があり、入學試驗に無理があるといふやうな實狀があるのではあるまいか。

(一) 常用漢字の制定

漢字の總數は頗る多數に及んでゐる。この多數の漢字が悉く今日の我々日本國民に必要であるのでは決してない。實際に今日の我々の生活に必要なのはその内の幾割かにしか當らないのである。今日は明治時代までに漢學を深く學び、漢字を多くおぼえて來た人達は、なほ多くの漢字を使用する傾向にあり、大正以來の若い人達は、餘り多く漢文を學んでゐない爲に、これらの多數の若い人々の綴る文章には概して漢字の數が少く使用されてゐるのである。又陸軍などには傳統的に平易な國語を使用することを嫌ひ、佶屈な漢語、漢字語を多く使用する風がある。かうしてなほ社會には相當多數の漢字が用ひられてゐる。殊に現今日支事變といふ變態の時代では、支那の地名や人名が新聞紙に出るやうになつて、蔣介石の蔣や、汕頭の汕の類の、平時には全く用のないやうな字までが用ひられてゐるので、相

當多くなつてゐるかも知れない。ともかくも、我々が日常生活に漢字を使用してゐる限りは、成るべくこれを整理し、統一して、その數を少くし、學ぶに易いやうにすることが必要である。實際、自然の力で減じつゝあるには相違ないが、又心なくもこの自然の力を無視して、無用に近い漢字まで大切さうに、或は得意さうに使つてゐる人達もないではない。これはどうしても何とかする必要がある。それにはあるが、これは容易に行はれ難く、又これでは十分に整理、統一の成し遂げらるべきでないから、個人々々が思ひ〳〵にすることをやめて、國家の力で、十分なる基礎方策を立て、調査を遂げた上に、これを一齊に、官民一途に行はせるに越したことはあるまい。

臨時國語調査會の常用漢字案は、或標準、或方法を以て調査した上に作られたものであらう。が、その標準、方法について詳細に明示されてゐないから安心して贊成することの出來ないのが遺憾である。世間ではこれに對して、重要な勅語中の字が缺けてゐるからいけないとか、憲法中の何の字が脫けてゐるとかいつて難ずる

人もあれば、更に相當の字數を擧げて加へよといふ漢學者もある。阜の字が今は岐阜の場合の外用ひられず、崎は長崎などの地名か、山崎などの姓の場合の外用ひられぬから、常用漢字に入れてないといふが、これらも考へやう、定めやうであつて、苟くも縣名の字が除かれたり、ありふれた地名や、姓の字がなかつたりしては不都合とも考へられるし、併しさうした固有名詞を彼を棄て此を取るといふこともいかがであるから、固有名詞に限つて用ひられてゐるものは除外とすべしといふにも相當の理由があつて、整理統一の標準、基礎といふものも、さう單純なものであるとはいへない。若し色々な人々が、色々な標準からする註文に一々漫然と聽從してゐた日には、漢字の字數制限といふことの實績は擧げ難からう。これには確乎たる理論と、儼然たる事實との上に立てた標準、基礎に立つて、調査研究を遂げて決定することが、必要である。

これについては先づ漢字使用の場合を一定することが先決の問題と考へられる。これには大體「漢字音語には漢字を用ひ、純國語には假名を用ひる」といふ方針が立つ。假名は純國語の性質に應じて發生、發達したものであらうから、純國語を

寫すには適してゐるが、漢語、漢字語には不適當である。それでこの方針は一般に理論的に適切な方針であるが、同音語の多くある場合には、混同し易くて、これを假名書きにすると不便がある。例へば、「いる」といふ語は同一であるが、その意義からすると、鑄、射、入、炒、癒等があり、又「かる」になると、驅、枯、涸、嗄、借、狩、刈、離などの多數に上る。それであるから、一概に、上の方針を墨守することは不可である。そこで純國語に當てる漢字にしてもこれを適當に殘すことが必要とならう。これには又或一定の方針の下に一々調査を遂げて定めねばなるまい。又字音語にしても「挨拶」の如きは、二字共にこの場合の外用ひぬ字であつて、假名書きしても間違の起らぬものであるから、假名書きにする方が便利であるといふ說も尤もと聽かれる。歷代天皇の御諡號や年號を始めとし、歷史上重要な人物や、現代の人の姓名中にも、日常に使用してゐない漢字も幾らかある。これらをどう所置すべきか。必ずもとのまゝの漢字を用ひるか、或は假名書きにするか假名書きを許すか、いろいろと方法はあるであらう。かういふ漢字使用法を一定することに由つて、漢字の整理統一の途は自然違ふのである。これらはどうしても、國家がその方針を定

めるでなければ、到底實行の出來ないことである。

それから今一つ漢字の整理統一を行ふ前に、必要な先決問題がある。それは基本語彙の制定である。我が國の辭書を見ると、語彙の多いのに驚かれる。併しその中には過去に屬してゐるものもあり、特殊な社會等に用ひられてゐるものもあり、學問上の專門語もあつて、一般國民の常用するものから除かるべきものも多い。これらの中で現代語（口語と口語文との）を選擇して、現代の基本的な語彙を定めることの急務は、識者の唱へてゐるところである。この基本的日本語の制定があつて、これを文字に寫す場合に、假名と漢字の使用が一定することになれば、漢字も自然に基本漢字（常用漢字といはず）が選定される筈である。

さて、以上の先決問題が解決されゝば最もよいが、解決されてゐない今日、漢字の制限を行ふ爲に、常用漢字を制定するとすれば、いかなる方針を以て、その調査考究をなすべきか。これについて所見を述べよう。

先づ我々は日常生活に必要な漢字をどうして知つて行くかと考へて見ると、第一は、學校教育で、殊にその國語科で教へられる。次には社會の新聞雜誌等の讀み物

から教へられる。ところが、社會の讀み物から知るといふのは、音聲の言葉で既知の語であれば、その振假名から漢字を知ることが多い。音聲の言葉も未知の語であれば、漢字で始めてその語に接するので、これは辭書で見るか、人に敎へて貰ふかしてその意を知る。かうして、人は一生涯に大體事缺かぬほどの漢字をおぼえ込むのである。

次に、日常生活に必要な漢字といつても、それは書くに必要なのと、讀むに必要なのとの二種に大體分けられる。大體は兩者一致すべきであるが、多くの人に於て、書く漢字は、讀む漢字に比べて幾らか少數で足りる。最も記者といふやうな特殊な職業の人は例外としなければならない。

常用漢字を制定するとすれば、右のことを基礎に置いてすべきである。臨時國語調査會案の如く、書く漢字と、讀む漢字とを一緒にして定めるのも一法ではあるが、分けて制定する方が實際上に役に立つと考へられる。

書く常用漢字の制定

都市、農山漁村等に互つて、國民義務敎育を終へて、各種の職業に從事せるものの、手

紙その他實際生活の必要から書いた書き物について、廣く調査を遂げて、彼等の實際に使用する漢字の統計を取り、更にそれについて一々實際上の調査を遂げて制定するのである。併しこの書き物についての調査には、必要であつても自然に洩れるものもあるべく、又無くても濟むべきものの偶〻入ることもあり得るのであるから、一々の實際上の調査に於て增減をすることとなるわけである。かうして制定した漢字を、常用漢字、第一種とする。この第一種常用漢字は、小學國語讀本には是非提示することにしたい。さうして書き取りにも課し、よく練習せしめて、その字形をも正しく記憶させておくべきものである。かうして義務敎育では、漢字の修得はこの第一種常用漢字を以て基礎とするのである。

讀む漢字は、印刷、活字製造會社、新聞社等の調査してゐる、活字使用の頻度數を以て調査の一つの基礎とすることが出來るが、なほ、その外にも、日常生活に密接な關係を持つ、重要なる法規類も調査するの要があらうし、又主なる都市、府縣等の地名や、最も多い苗字の如きも調査に洩すことは出來まい。又は綜合雜誌、大衆雜誌等も洩すことを得ないかも知らない。かうして集めたものを調査整理して得た漢字

の中から第一種を除いたものを第二種常用漢字とする。

それから、わが國には國民として讀めなければならぬ大事な文章、特殊な語がある。これらを今一々には擧げないが、勅語、憲法、皇室典範、歴代天皇の謚號、年號、この類のものに用ひられてゐて、第一、二種にないものを、第三種重要漢字としてこれを特殊にしておく。

かういふ方針で、常用漢字を制定すれば、第一、第二、第三の三種に應じて、國語教育上の取扱も自ら異なつて兒童生徒に無理をさせないで濟むことになり、且つ漢字制限の實も尤もよく擧がるであらうとおもふ。　唯漫然と書くに必要な漢字も、讀むにのみ必要な漢字も、特殊重要漢字も一緒にして常用漢字を制定すると、教育上の取扱も多數が一樣になることになつて、兒童生徒をして徒らに多く勞せしむることになるのであるから、この制定方が一層有效であるとおもふ。

繰返していふ、教育上で、音訓は勿論字畫の微細な點まで一々記憶するを要するものは第一種漢字だけであるから、書取習字は第一種漢字に限り、これを課すべきである。　從つて入學試驗問題に書取りの問題を出すには、第一種漢字から出すこと

に限り、第二種、第三種は大體の字形の記憶でも不都合はないから、それを含んで取扱へばよいのである。かくして、兒童生徒の漢字の負擔を幾分輕減することが出來るのである。

(二)　字形の整理統一

漢字の字形整理の必要は、社會に漫然とは認められてゐるが、いよ〳〵これを實行するとなると、字形に關する使用上の不便、學習上の困難がどこに在るかをよく見きはめて、その不便困難を出來得るかぎり少くするといふことを中心にして、漢字一々について字形整理を行ふのが、最も當を得た途であるとおもふ。

漢字使用上の不便、學習上の困難といつても、亦これを活字と筆寫字とを分けて考へて見ねばならず、又讀む場合と、書く場合とに分けても考へて見ねばならない。これを混じて考へると、整理の方法が不徹底なものになるのおそれがある。

先づ活字に就いて考へる。現今活字が紙幅の節約の爲に次第に小さくなる傾向を取つてゐる。隨つて餘りに小さくなると、活字製作上の困難といふことが起る筈であるが、このことは讀む方の不便といふことの中に含められるから、こゝには活字製作上のことは措くこととする。そこで活字を讀む上の不便困難を見ると、

一、字形の互にまぎらはしいもののあること。もと異字であつて、その字形の互に紛ひ易いものである。これは字形識別上の不便である。例へば己已巳の如き、且旦の如き、未末の如きをいふのである。

二、字形の不統一なるもののあること。もと同一語を表す字でありながら、字形に統一を缺く場合には、同一字であるか、異字であるかの判別に苦しむのである。例へば、間と閒、著と着、潛と潜、國と圀などの如きそれである。これらにはそれ〴〵に古體と新體、正體と俗體など區別があるが、とにかくこれを統一し得べくば、統一するの便なることは明かである。これも固より識別上の不便である。

三、字形構造の複雜多畫なものの多いこと。

漢字はこれをローマ字や、假名に比べると、字形の頗る多畫にして又煩雜なものが多い。隨つてこれを細部に亙つて一點一畫まで記憶することは決して容易なことでない。

以上の三つが、漢字の字形に關することで、我々に使用學習上の不便困難を感ぜしめてゐるものであるが、さてこれを我が國現在の漢字使用の上に卽いて考へて見ると、一は少數のことに過ぎない。二は目下餘程活字の統制が出來てゐると見えて、現在の讀み物に使用されてゐる活字に見える不統一は少いのである。三も亦我々が活字を讀む場合には、字形の大要を見て、その何の字であるかを識別してゐるのであつて、一々その細部に亙つて、一點一畫まで細かに識別した上で、始めてその何の字たるを解してゐるのではないから、この點も活字を讀む上ではさして不便困難を感ぜしめてゐるとは考へられない。彼の獨逸文字で獨逸書を毎日讀んでゐる人達は、僅か二十六に過ぎない花形文字でも、一々その細部に亙つて記憶してゐる人はない。それでも讀むに少しも差支のないのを見ても、讀むには文字の

一點一畫まで細かに知るの要のないことはこれでも知られる。それで以上三點について、活字を讀む上で感ぜられてゐる字形から來る不便困難は、さして大なるものではないといふことが知られる。

次に筆寫字について考へる。筆寫字は書く場合と、讀む場合とに分けて考へねばならぬ。一の字形の類似から來る異字の識別上の不便は、活字の場合に比べて多いといはねばならない。己巳巳や未末や且旦や日曰など活字ではさして識別に苦しまないが、筆寫字の場合には首を傾けさせられることが少くないのである。筆寫字は人に由り、場合に由つて、甚だ不統一の現狀であるから、活字の場合には問題にならないものまで、識別に苦しむことがある。例へば、速、連、達の三字の如き、活字の場合には見誤ることは殆どないが、書きやうに由り、又行書などの體に由つては、筆寫字では紛ひ易いことが屢〻ある。二の字形の不統一といふことは、活字には甚だ少いが、筆寫字の場合には、字體に由り、人に由つて不統一も甚だしいといはねばならない。必ずしも巧拙にばかり由るのではない。隨つて人から書信に接しても、文字の判讀に苦しむことがあり、教師などは論文や研究報告や答案の文字の

判りにくさに泣かされた經驗を持つ人が少くなからう。教場で筆記した學生のノートの文字に至つては、當人以外には讀めないことも稀でない。細かに記憶することは、三の字形構造の複雜であり、多畫な爲に、漢字の一々を、その細部に亙つて、憶するといふことも甚だ困難であるが、隨つてこれを誤りなく正確に書くことは、甚だ困難である。この困難は、主として書く上に在るのであるが、正しく書く爲には、細かに記憶してゝおかねばならないのである。

以上の通りであるから字形から來る漢字使用上の不便困難は、活字に於て甚だ少く、筆寫字に於て甚だ多いといはねばならない。さうして筆寫字の不便困難は、書く場合と讀む場合との兩方面に存することも、よく知られるのである。

右のやうに、漢字の字形に存する不便困難は、筆寫字の方に存することを見定めて置いて、その字體整理の方法を考へてみよう。

一の類似した異字の間の混同を避ける爲に、一方の字形を變へようとしても、機械的に新しい字形を作るといふことは、整理以前の文獻との間に連絡を失つて、そこ

に不便を生ずるし、又既存の他の同義字を以て代へるといふことも、いろ〳〵の場合に不都合を生ずるから行はれ難いであらう。例へば、未と末とは混同し易いから、末を廢して全く異形の新字を作り出せば、その新字と舊來の文獻に用ひられた「末」の字との間の連絡が失はれて不便を來すし、又末の代りに季を用ふることとすると、「する」と讀む場合にはそれで濟むとしても、「本末」とか、「末期」とかいふ場合に不都合が生ずるので、行はれ難からうと思はれるのである。故に、かういふ紛ひ易い字は數に於て餘り多くないから、不便を忍ぶこととするより外に途はあるまい。

二の字形の不統一から來る不便困難は、活字に於ても、筆寫字に於ても、出來得る限り字形を統一して、これを救ふべきである。活字の不統一は今も現に幾らか存在してゐるが、その爲に實際に不便困難を感じてゐる事實は少いから、どうでもよいやうなものの、兒童が往々疑問を起して、敎員を困らせてゐる事實のあることが訴へられてゐるから、整理統一を圖るがよからう。これは全然一方を誤りとして否認するのでなく、單に活字の上で一方に統一するだけのことであるから、學問上の

不都合も生ずることはなくて濟むべきである。

筆寫の場合には、字形の不統一といふことは、上にもいつた通り、讀むに人を煩はしてゐることと少くないが、書く方では自由が多いといふところに便利があるやうに思はれて、實は不便を感じさせてゐる。この繁忙の時代に於ては、書きものをするには、時間の節約を必要とするから、楷書で一々字畫を明かに正しく書くことが出來ない。どうしても簡易化して書かうとするので、行書體が一番多く行はれる。然るに行書は活字又は楷書體を幾らか壞(くづ)して簡易化するものではあるが、それに統一された形がないので、思ひ〲に書かうとする。その思ひ〲といふところに迷ひが生ずるのであり、又讀む人にしては、他人の思ひ〲に書いた形を判讀するところに困難をおぼえてゐるのであるから、整理統一の必要は筆寫字の方に活字に倍するものがあると考へられる。が、その整理統一の方法は次の多畫性と連關せしめて、一緒に述べることとする。

三の字形の複雑性、多畫性は、活字を讀む際の、識別上の困難は餘り多いものではないが、筆寫字を讀む場合の識別の上では、活字の場合よりは多い。併しそれにも遙

にまして、不便困難の感ぜられるのは、筆寫字を書く場合である。さうしてその不便困難は、漢字の多數性の上に、その一々の持つ複雜なる、又多畫なる字形を細部に亙つて記憶することに在るのであるから、この複雜、多畫性を幾分減少するでなければ、整理の實は擧らない筈である。そこで古來存するところの方法である。略體字形の採用、又場合に由つては俗體字の採用に依つて統一整理を行はうとする案も成立つ。例へば獻に代ふるに献を以てし、學に代ふるに学を以てし、竝を廢めて並にするが如き、これである。臨時國語調査會の常用漢字案や、國語審議會の漢字字體整理案には、この法を採用してある。併しこの方法は、字形の複雜多畫なるすべての漢字には適用し難い。偶〻略字俗字等の適當なるものの存するものに限られるのである。これでは、字形の持つ漢字使用上の不便困難を救ふ途としては、誠に不徹底なものといはねばならない。

そこで、余には別に一個の案がある。以下これについて述べることとする。

活字はすべて識別の便否を基礎として、小範圍、小部分の整理に止めることとする。同字の異體を整理統一するの範圍に止めて、しかも異體字も小部分の相異を整理

することに止める。卽ち間と閒とを統一する爲に二形を間の一に整理するやうにする。さうして、略體、俗體の字があつて、その字形が比較的に簡易であつても、それに統一するやうなことはしないこととする。例へば、龜と亀とを整理統一して亀とし、獻と献とを統一して献となし、學と学とを統一して学とするやうな、臨時國語調査會案や國語審議會決議は採らないこととする。

次に筆寫字の方について述べる。我々の漢字を習得する途を考へると、小學校の初年は楷書風の活字でおぼえ、一般社會からは明朝風の活字でおぼえる。かうして二つの字形（字體といつた方がよからう）をおぼえるが、自分で書く場合には、明朝活字風の形を書くものはない。皆楷書風に書く。併し義務敎育を卒へて何等かの職務、職業に就いて、手紙その他の書きものをする時の字形を見ると、特殊な場合には、丁寧に楷書風に書くが、時間の節約を欲するところから、大抵の場合には楷書風をどれだけかくづして、行書風に書くのである。今日の如き多忙の時代に於ては、筆寫字はどうしても或程度の簡易化を必要とする。この必要は筆寫の時間と勞力との節約の外に、一々の漢字の細部を記憶する勞力節約の爲でもある。

實際楷書に書くには一點一畫の誤りも見逃し難く感ずるのであるが、行書化し、草書化した場合には、一點一畫の微細の相違は問題とならないのである。それであるから、筆寫字は行書體を基準とすることとする。このことは今日社會の實際でもさうであつて、手紙など書くのにも楷書を用ふるものはなく、又願屆を書く代書業者の書く公文書も亦大抵行書である。これは又德川時代一般の社會にも行はれてゐたことである。即ち寺小屋などの習字も多くこの行書體を課して、社會の實用に適切ならしめてゐたのである。

それから、俗字、略字として字形の比較的に簡易なもののあるものは、これを筆寫字として採用し、更にこれを行書風に簡易化することとする。例へば禮の筆寫字として礼を採用し、同時にこれを行書化する。絲の筆寫字は糸、鹽の筆寫字は塩、蟲の筆寫字は虫として、さうしていづれもこれを行書風にすることとする。かうして行書風筆寫字を制定するには、國家に於て調査した上、最も適正な形を制定し、これを以て統一すれば、萬人思ひ〳〵にする筆寫字の不統一を救うて、書くに便に、又讀むに容易ならしむることが出來る。

以上述ぶるところを要約すれば、筆寫字は、國家が力を以て俗字、略字のあるものはこれを採用し、更にすべてを行書化することに定めて、これに統一と簡易化とを與へて、漢字字形のもつ不便困難を救ふこととすべしといふのが、余の考案である。行書風に簡易化することに就いて、こゝに一言添へて置きたいことは、俗字、略字の外は、すべて明朝活字や楷書風のその字形から、類推し得べき範圍を離れないやうに定むることである。行書風といふから大抵この範圍を逸脱するものではないけれども、特に注意しておくべきことと思ふ。若しこの範圍を逸脱すると、同一字に別形の二種の字が存するやうなことになつて、同一字の活字形と、筆寫字形とが全く離れて、不便を來すであらう。

さて敎授上に於ける、活字形と筆寫字形との關係は、例へば小學國語讀本に新漢字を提示するに當つては、同一頁の上欄に於て、その筆寫字形を示しておき、書取に於て、この筆寫字形を練習させることとする。

書取、習字、綴方、答案等、兒童の書きものには、すべてこの筆寫字形を用ひさせる。

社會に於ては、儀禮習慣上、特に敬意を表し、鄭重を表すやうな書きものに、楷書風を

のみ楷書を用ふこととし、學校敎育でも、習字には楷書をも課することとする。用ふることは、遽に止むべきことでもないから、一般には行書を用ひ、特殊な場合に

(三) 振假名廢止の問題

昭和十三年四月に「戰爭と二人の婦人」に附錄して、天下に問うた山本有三氏の國語に關する提唱は、大分天下の反響を起したやうである。同年十二月に白水社が「ふりがな廢止論とその批判」を出して、新聞雜誌から、これに關する批判を輯めて出版した。その終に贊否の統計の目錄が出てゐる。それを見ると、贊否の欄に「贊」とあるのが一〇二人で、「否」とあるのが僅かに七人、「研究」「研究報告」とあるのが六人、空欄が二七人。これで見ると、贊成者が壓倒的多數である。余も同書の贈與を受けて意見を徵せられたが、余は結局廢止反對論者であるから、遠慮して返事を差控へておいた。余と同樣に發表を遠慮した反對者が他にもあるか

知れないが、賛成者の方が大多數であることは動かないであらう。

山本氏の提唱せられる振假名廢止說の基礎ともなり、又前提ともなるべき、耳に聽いてわかりやすい詞、目に見てわかり易い詞を用ひて、わかりやすい文章を書くやうにするといふことについては、滿腔の賛意を表したい。これは尊敬すべき意見、作家として尊敬すべき態度である。そこからして、國語の整理も行はれ、漢字の制限も行はれて來るので、誠に結構なことである。その自然の結果として、義務敎育を終へた人達にも、日常生活の上で、新聞、雜誌、書籍の振假名がいらなくなつて振假名が廢止されるといふ結果になるならば、振假名廢止も固より大賛成である。併しながら、國語の整理も、漢字の制限もそこまで出來てゐない今日、振假名を廢止するといふならば、それは利よりは弊の多いことで、已むを得ず反對を唱へなければならない。第一、山本氏の書名からして困る。「二人」は何と讀むのか、振假名なしには、「ににん」とも、「ふたり」とも讀まれるおそれがある。

そこで、こゝでは國語整理や、漢字制限の十分に行はれてゐない、現在の狀態での振假名廢止說について考へを述べることとする。さて振假名といふものの、現に我

我に與へてゐる利弊を先づよく考へてから、廢止說の賛否に及ぶべきである。これについては東大の橋本進吉博士の說が悉くしてゐる。

（利）

(1) 漢字に種々のよみ方のあるのを、いかに讀むべきかを明示して、著者の欲する通りに讀者に讀ませる。即ち著者の言葉を最正確に傳へる方法である。

(2) 通讀を容易ならしめる。（ふりがなのある方が早く讀める事は、心理學の實驗で證明せられたと記憶する。）

(3) 同一の漢字を人によつて色々によんで言語が不統一になるのを防ぐ。

(4) 知らないものに漢字のよみ方を知らせ、又、言葉をどんな漢字で書くべきかを敎へる。

（弊）

(1) 一つの語を漢字と假名とで表はすので二重の手數を要する。

(2) 文字が細かい爲に視力を害する。

これである。これを擧げて、節約は可能であるといつてをられる。この說は自分の考と尤も近いものであつて、誰が考へても利弊はこれに出でないであらうし、又

今の總振假名が悉く必要、有效であるとはいふまい。一つ自分の考を添加するならば、將來のことは暫くおき、現在のところ、振假名は國民に人に代つて漢字敎授をしてゐることを認めておかねばならない。學校敎育で學んだものを振假名で複習し、未だ學ばない漢字、漢字語を振假名に依つて敎へられてゐることは決して少くないのである。かういふやうに現に有效に利用されてゐるものであるから、これが自然に必要を感ぜられなくならない限り、さう容易く廢止し得らるべきものでないことは明瞭である。さうしてこの利益は敎養の高い階層の人々を除いた多數の人が受けてゐる。否その少數の敎養の高い人々でも、決して全くこれを受けないといふのではないのである。

さうしてその弊を受ける方をいふと、(1)の方は少數者のみが受ける。卽ち小說家のやうな大衆的な讀み物の作者に取つては二重に文を書くやうな面倒を見る上に、その假名遣にも困難があるので堪へ難いやうなものと感ずるであらう。山本氏は小說家だから、その面倒の經驗からかゝる主張をなすに至つたのではあるまいか。併し何といつても、かゝる大衆的讀み物の作者は多數國民の中の極少數で

あるから、この困難の爲に、國民多數の便宜を犧牲にするわけには行かない。それは本末顚倒となる。(2)の方はこれは總べてのものの受けるものである。今の活字は一般に小さくなつてゐる上に附ける振假名であるから一層小さくなつてゐて、視力に害のあることは甚だ困つたことである。併しこの問題は漢字活字の持つところの問題で、自分の如きは振假名に注意を向けることの少い爲かも知らぬが、振假名よりは、小活字の漢字の識別に困らされてゐる。この方は紙面の經濟の今日のやうな場合には到底何ともし難いところであらう。

今振假名の實際を見ると、總ルビといはれるあらゆる漢字に振假名を附けるのと、パラルビといはれる、漢字の中に選擇を加へたやうにルビを附けてあるものとある。このパラルビは、比較的に讀み難い語に附けようとして起つたものに相違ないが、事實はその通りにはなつてゐない。その理由は今日の印刷では一々漢字に振假名を附ける面倒を避ける爲に、ルビを附した漢字の活字を用意することになつてゐる。併しそれは比較的に頻度數の多いものに限つてゐて、あらゆる漢字には及び得ない。それでむつかしい漢字には却て振假名がしてないといふ奇現象

を呈してゐる。これは併し決して避けられないことではない。活字の準備さへ出來れば問題は消滅する。

一體總ルビといふものは、義務敎育を受けたものの敎育程度を考へれば、この必要はないものである。機械的に附したものたる觀がある。それでそれを節約して、必要と思はれる限りに振假名することが尤も適當であることはいふまでもない。即ちパラルビが適當であるといふことになる。さらば、どういふ風にパラルビにすべきといふと、それは平易で、誰にもわかり、且つ誤讀の虞のないものには附けぬといふことより外に方法のあらうとは思へない。小學國語讀本の如きはパラルビに屬する。

とにかく、振假名問題は單純にそれ自身だけの問題として取扱つては、實行上いろいろ不都合がある。どうしても、國語の整理問題、漢字の制限問題と連關して考へらるべきものである。國語整理の方針も色々あるが、耳に聽いて了解しにくい、漢字音語の如きもの、目に見ても解り難い、妥結などの如き、精動の如きを少くするといふ方針は必ずその中に必要である。又從來殘つてゐる漢語、漢字に對する理由

のない尊敬心を去つて、理由のある尊敬にして、選擇を加へることにもしなければならない。　言葉に語感の尊ばるべきは勿論であるが、その語感の中にも特殊な人人の間に存する、何となき立派さの感じなどの中には、反省さるべき理由がある。さうして漢語、漢字に對する感じの中には、この種のものがあると考へられるのである。　瀧よりは瀑布を立派とし、「がけ」よりは懸崖、きり岸よりは絶壁を立派な語とするやうな感じの中には、精算していゝものが相當に多くあるとおもふ。　長い間漢文、漢語に親しんで來た老人の心持に何時までも拘泥してゐては、到底國語の十分の整理や、漢字の思切つた制限は出來ないから、振假名節約も十分には行はれ難い。　何處までも、山本君の說の如く、耳に聽いてわかり易い語、目に見てわかり易い語で、しかも美しく、立派に書くといふ方針を取つて、そしてなほ出來るだけパラルビの數を減ずるといふことを方針として、振假名問題は解決さるべきものであると考へる。

この振假名が全部廢止されると豫想するのと、現在の通りに行はれ行くと考へるのとで、國語問題の解決にも、國語教育上の漢字の取扱にも影響がある。　例へば常

用漢字問題にしても、振假名が全くなくなるとして考へれば、思ひ切つて國語整理を行ふことを前提としない限り、常用漢字として國民敎育上で敎へる漢字數は相當に多くしなければ、卒業後社會に出て實際生活の上で困るべきことは必然である。振假名が社會上に行はれて行くと考へれば、國民敎育上で取扱ふ漢字はそれ程に多くなくても濟む。基本たるべきものだけ敎へて置けば、それより上は社會に於て自然に記憶した語であれば、それに當る漢字は振假名で了解し得べきである。卽ち振假名は社會に於ける漢字敎授者として、學校敎育を助けてゐると見て然るべきである。かういふ便もある。

そこで、この問題を假名遣問題と連關させて見ると、現在は振假名には國語假名遣と字音假名遣とある。さうしていづれも歷史的假名遣を用ひてゐるから、兩問題は密なる連關を持つ。國語假名遣も、字音假名遣も、歷史的なものには頗る困難を感じてゐるから、何とかしたい。これに就いては次の條でのべる。

字音假名遣問題

國語假名遣を大體發音式に改定したいといふ、臨時國語調査會案には、世間に賛否が相半ばしてゐるやうに思ふ。從つてその實現性は頗る乏しい。併し字音假名遣に限つては、これを發音式に改定したいといふことには、大體異議は甚だ少いやうに見られる。併しそれも十分に調査研究を遂げた上に立てた意見は少く、單に言語學の理論に立つか、又單に便宜主義に立つかに止つてをり、或は初等敎育上といふ社會一局部の見地から立てた意見が多いやうに思はれる。敎育上についてこの問題の歷史を見ると、明治三十三年に小學校令改正の際に、字音假名遣を發音式に改めることになつたが、その實施の結果、字音假名遣と國語假名遣との間の區別がつきにくいといふ點から、社會の非難があつた。これに鑑みて、明治四十一年

文部省訓令を以て、これを再びもとの歷史假名遣に復した。併しこの時文部省は
　省令改正の結果、字音假名遣は小學校に於ても他の學校に於けるが如く、古來慣用の例に依るべく、敎科用圖書亦之に依りて編纂せらるべし。然れども、字音假名遣の爲徒に國語の學習を難澁にし、兒童の心身を過勞せしむるが如きは、務めて之を避けざるべからざるを以て、敢て繩墨に拘泥するを要せず、便宜從前の假名遣を許容する等取捨その宜しきに從ひ、適當の敎授を施さんことを要す。
と示してあるので、實は敎授上字音假名遣だけは發音式でも差支ないといふことになつてゐるのである。併し未だ發音式なものが正式の字音假名遣と國家に認められてはゐないので、敎授の實際上では往々迷つてゐる形で、問題として依然今日に殘つて來てゐる。
小學國語讀本には、歷史的字音假名遣を歷史的國語假名遣と共に採用してをり、これに對して臨時國語調査會は發音式に近い一つの案を發表してゐるので、實際敎育者は、以上の歷史と、敎授上の便宜主義とから、一方ではどうせ將來は發音式なものになるであらう、それが進步的な考へ方であるといふやうな考を持つと共に、又

一方には小學國語讀本に歷史的字音假名遣が採用されてゐる以上、飽くまでもこれに依るべきであるといふ考もあつて、その間の取扱に困つてゐるといふのが實狀であらう。

この問題は獨り學校に於ける國語敎授上の問題ではない、社會に於ける國語表記法の問題でもあるから、これが解決を計るには、社會と敎育界との兩方面に眼を配ることが必要である。單に兒童學習上の便宜といふことばかりから解決されてよいものではない。そこで余は社會と學校とに果してこれが改定の要があるか、又發音式なものにして、果して便宜であるか否かについて、新に考へ直して見たいとおもふ。

單に言語學上の理論的抽象論としてならば、歷史的字音假名遣には不便、困難があり、これを發音式なものに改めることに依つて、その不便困難は餘程救はれるといふことは、餘りに明かであるといへる。併し長い傳統を有して、それで莫大な過去の文獻が記されて來てゐる以上、實際上多くの不便困難が感ぜられてゐなければ、

これを强ひて改めることがよいとは思はれない。むしろ多少の不便困難はあらうとも、これを忍ぶ外はないとせねばならぬ。故にこの問題を議するに當つては、その不便困難が何處に存し、どれだけの多數者がそれを感じてゐるか、又どれほど甚だしいものであるか、さうしてこれを發音式に改定する結果の良好なるべき見込が立つかどうかといふやうな點が、十分に考慮された上で、著手さるべきことであつて、單なる言語學上の抽象論や、少數者の不便の爲に解決すべきものでない。義務敎育を修了して社會に立つところの男女が、現に字音假名遣について甚だ多くの誤謬を繰返したり、又その爲に大に不便困難を感じてゐるか否かを考へて見よう。

義務敎育を受けて修了したものは、少くとも臨時國語調査會案の常用漢字の數或はそれ以上の漢字を習得してゐる。その中の幾パーセントかは多くの人に忘れられてゐるであらうが、相當數は記憶され、又それらが彼等の實際生活中の必要な漢字であることに疑はない。ところが漢字の習得者についていへば、字音假名遣は漢字の中に攝取されて、一旦漢字を習得したものには、殆どその字音假名遣は必要性を失つてしまふものである。それで、多數の義務敎育修了者は、字音假

名遣については左したる不便困難を感じてゐない。感ずるにしても稀なる機會に過ぎないのである。これは書く、記す方についていふので、讀む方では固より一向に不便困難を感じてゐないといつてよいのである。

以上は、一般多數者についていふのであるが、特殊な少數者の例外はある。さうしてそれはどれだけの數に上るかと見ると、字音假名遣に平常不便困難を感じてゐる特殊の人としては、印刷屋、新聞社等の校正係が思ひ出される。それから大衆的なる讀物の筆者、作者が思ひ出される、卽ちルビ附きの原稿を書く職業の人達である。併しこれも社會の多數人の中にあつては極めて少數に止まるのである。殊に近頃の通俗讀物の印刷をなすところには、ルビ附の活字を準備してあるから、その少數者の不便困難も、幾分輕減されてゐるのである。

以上に依つて、書く方に就いて、實際上字音假名遣の不便困難を社會方面に求めると、殆ど問題とするに足りないのである。それで改定するにしても、少數者の便宜の爲の改定といふことになるのであるから、この方面では改定の必要は甚だ微弱であると斷ぜざるを得ない。

次ぎに、讀む方に移つて考へてみよう。「かふふ」と假名書きにして、「コーフ」と讀み、「テフ」と假名書きして「チョー」と讀むの類の字音假名遣は一通り困難である。併しこれはさういふ假名書きのみの場合のことで、世間の實際ではかういふことは甚だ稀である。「甲府」と漢字が添へてあつたり、甲府と漢字で書いてそれにかふふと振假名してある場合、「蝶」の漢字にテフと振假名してある場合であると、一應漢字を習得したものには、讀むにさして困難ではないのである。多少の困難はあるとしても、凡てのことに多少の困難のないものはないのであるから、この爲に改定しなければならないといふことは出來ない。

次に敎育上の不便困難のことに就いてみよう。余は初等敎育方面から、字音假名遣は取扱上困難一方でないかのやうに聞くので、嘗て、その方面の人々にどこにどういふ困難の存するかについて、具體的に聞かせて貰ひたいと希望してゐるが、遺憾ながら未だ成るほどと思はしめられたものがない。

先づ第一に聞きたいのは、今字音假名遣が明治四十一年の文部省訓令の精神をよ

く汲んで取扱はれてゐるかどうかといふことである。この精神をよく汲んで、繩墨に拘泥せず字音假名遣を敎へるにしても、やはり不便困難一方ならずとされるのであるか、どうかも聞きたい。さうしてそれでも不便困難一方ならずとするならば、それはどういふところにあるかも聞きたいのである。或は答ふるであらう。讀本に歴史的字音假名遣が用ひてあるのに、それに拘泥するなといつても無理である。兒童は從順正直なものであつて、飽くまで讀本を正しいものとし、これに從はうとするから、敎師が拘泥しまいとしても、兒童は拘泥しないではをられない。從つてどこまでも歴史的字音假名遣を記憶しようとする。記憶しようとする以上、大人でさへよくしないものが兒童の爲に困難なことはいふまでもない。拘泥するなといふのは兒童の心持を解せず、又敎師の立場を解しない註文であると。或はも一歩進んで、敎育には一定の規範を必要とする。拘泥するな、いゝ加減に取扱へといふことでは、敎育にはならないといふかも知れない。これには一應の理由はあるとしよう。しかし、それだから、字音假名遣そのものを改定しなければならないと結論するのは早過ぎる。試みに余は小學國語讀本の

實際に就いて調査して見たことがある。小學國語讀本がすべての點から見て、缺點のないものであり、又すべての點が十分な基礎の上に立つて作られてゐるものとは思はないが、今は暫くこれを基礎として初等國語教授に於ける字音假名遣取扱の困難如何を考へることとする。

小學國語讀本を取つて、卷一より卷八まで、卽ち第一學年から第四學年にかけて、どういふやうに誤り易い字音假名書きが教授されることになつてゐるかを調べて見ると、

卷	假名書きせる、誤り易き新出字音語數	同上漢字數	振假名附き新出語中字音假名遣の誤り易き漢字の數	新提示漢字數
一	13	12		21
二	21	20		61
	34	32		82
三	18	20		93
四	25	21	2	141
	43	41		234

八	七	六	五
6	7	8	10
13		18	
7	7	11	10
14		21	
13	18	36	15
31		51	
142	156	176	160
298		336	

右のやうになつてゐる。一語一字の數の調べ誤りもないと斷言し得る自信は持たないが、誤があつてもそれは極めて少數に過ぎないと信ずるから、これを基礎として考へることに不都合はないであらう。

さて此の表で見ると、小學校に於て字音假名遣敎授の困難の訴へらるべきは、第一學年、第二學年であつて、第三學年ではもう大したことではない。第四學年となると問題とするに足りない。第五、第六學年の讀本は調べて見ないが、第四學年を以てこれを推して知ることが出來るのである。

これを具體的にいふと、卷一で漢字數を敎へることと二十一字で、而も極めて字畫の簡單なものに限つてある。然るに約その半數の十二字といふのが、誤り易い字音

語の含む漢字の數であるから、これをそのまゝ漢字で敎へるとすると、三分の一だけ漢字の提示數を增加することとなる。これは過當であるかも知れない。又その增加さるべき字音假名遣を漢字にすると、

郎、梭、行、相、走、樣、層、中、生、治、將、降

の十二字である。さてこの中、「行」、「中」、「生」の三字は字畫が比較的に簡單で、卷一に出してある漢字中の目と較べて畫の數も約同數で、形も比較的に見易いものであるから、これらは漢字に代へることが出來るとしても、外のものは、これらに較べると字畫も多く、又形の記憶しにくいものもあるので、これを漢字に代へることには異論が多いかも知れない。故に三字を漢字に代へ得るとして、殘りの九字だけは依然誤り易い字音假名遣として、假名書きのまゝに殘ることとなる。

次に卷二を見る、これも假名遣の誤り易い字音語を漢字で擧げて見ると

方、遠、坊、當、自、縫、頂、形、病、上、急、中、所、事、障、子、頭、
褒、貨、關

の二十字ある。卷二に新たに提示された漢字中には「雲」、「雪」、「學」、「前」、

「自」、「坊」、「方」、「時」などが見えてゐるので、字畫の數や形の難易から見て、「頂」、「形」、「急」、「上」、「中」、「所」、「事」、「貨」などは漢字に代へられてもよからう。この十一字を減ずると、この卷も九字殘ることとなる。卷三以下のことは暫く省く。

以上に依つて考へると、小學校國語讀本卷一二を現在のまゝにして教へるとすると、字音語で誤り易いのは、語數で三十四語。漢字に直して三十二字。この三十二字は卷一二で提示されてゐる漢字の八十二字に對しては、相當の比率を持つのである。それでそれを直に漢字に引き直すことには相當の困難があるといふことになる。假りに漢字に代へ得べき可能性を持つ、右の十四字を漢字に引き直すとすると、十八字が假名書きのまゝに殘り、字音假名遣の誤り易いものである。併し十八は八十二に對して比率は相當に下るわけである。さうして卷一の誤り易い字音語の含む漢字の中、「郎」と「校」と「生」の三字は卷二に提示されてをり、「方」、「所」の二字は同卷二中に提示されてゐるから、現在のまゝにしても、これだけは第一學年を終ふると、字音假名遣は忘れても差支なくなると考へることも

出來る。以上は字音假名遣敎授に最も困難を感ずべきかに考へられる、第一學年について見たのである。第二學年になると、卷三、卷四で、假名書きの誤り易い字音語の含む漢字の數は、四十一、これを同二卷の新提示漢字數の二百三十四字に對して見ると、比率の上では第一學年に比べて大に下つてゐる。この比率は順次高學年になるに從つて低下してゐるやうである。

これについて考へると、實際上誤り易い字音語數は存外少いのであつて、一二學年だけが問題で、以上の學年ではさしたる問題ではない。そこで小學國語讀本を現在のまゝにして敎授するとして考へて見よう。

一旦歷史的な字音假名遣を記憶しても、それに相當する漢字が提示さるれば、字音假名遣は直に不用に歸する筈であるから、順次に高學年に進むに從つて、字音假名遣の困難不便を感ずることは少くなつて行くのである。今この遞減の關係を小學國語讀本で見ると、

	總數	提示される漢字の數 巻一	巻二	巻三	巻四	巻五	巻六	巻七	巻八	殘
(巻一)	12	10	2	3	3	2	0	0	0	1
(巻二)	20	2	3	3	0	3	3	0	2	4
(巻三)	20	1	3	2	1	0	3	0	1	9
(巻四)	21	0	0	1	2	5	2	1	2	8
(巻五)	10	0	0	0	0	1	1	0	1	7
(巻六)	8	0	1	0	0	1	0	0	2	4

かういふやうに、一年々々と字音假名遣は必要がなくなつて行く。そこで最後に殘るものが問題であるが、巻一の殘りの一つは「たいさう」の「さう」で、これに當てる漢字を「相」とすれば、それは巻五で消えるが、世には「層」の字も用ひてゐるから、「層」とすると、巻八までには消えないで殘ることとなつてゐる。この「層」の字は臨時國語調査會の常用漢字案中にも在る字で、相當頻度數の多い字であらうから、巻十二までの中には當然用ひられてよい字である。巻二で殘つて

ゐるのは、「坊」、「障」、「褒」、「貨」、に當る四語であるが、この四字も臨時調査會案の常用漢字中に在るもので、固より卷十二までに教へて然るべきものであらう。卷三で殘るのは、「緣」、「層」、「競」、「蝶」、「員」、「條」、「障」、「勞」、「龍」に當る九語であつて、前卷と重複するものが二語あるから、新しいものは七語である。その七語に當る漢字も亦現狀では、普通教育でどうしても教へておかねばならないものである。卷四では、「艘」、「援」、「童」、「郵」、「類」、「隨」、「獵」、「屛」に當る八語が殘る。この八字も凡て教ふべき漢字である。卷五は、「暴」、「恰」、「寅」、「總」、「拍」、「構」、「剽」の七字で、「恰」、「寅」、「剽」の三字は教へなくても濟むか知らぬが、他はどうしても必要である。卷六では、「增」、「粮」、「塵」、「瓢」、「籠」の五字、これらもほゞ同じことである。これを括めて考へると、小學校方面で國語教育上で字音假名遣を打棄て置くべからざる國語教授の障害であるかのやうにいふのは、少くとも讀本の上では大袈裟に過ぐる說であらう。併し字音假名遣のことは、小學校では、他の學科の上にもあることであるから、も少し廣く調べなければ十分には言へないが、恐らく調査して見ても國語讀本の方と大差

はあるまい。

以上に依つて、字音假名遣に印刷上、教授上に多少の不便困難は認められるが、萬難を排してもこれを簡便化しなければならないほど不便困難の多いことではないことが知られる。併し又多少にても不便困難のあることは疑はれないことであるから、それが他にさしたる不都合を生ずることなく改められるものならば、改めるも決して惡いことではないから、その邊のことも含んで、その方法をも問題として見よう。

字音假名遣を簡便化しようといふ論者の考へてゐる方法は、歴史的なるものを改めて、現在の發音のまゝを假名で表記する方法にしようといふのである。さうすれば、成るほど歴史的なものより簡易便利にならう。併しさうすると、こゝに直ぐ問題になるのは、書く方ではその一種の發音式字音假名遣に統一されるであらうが、讀む方では歴史的と、表音的との二種の字音假名遣の社會に存することになららう。今日までに社會に印刷され、書き殘されてゐる國民必要の文獻を悉く新定の

發音式字音假名遣に改めることは恐らく實行し難いことであるから、社會に二種の字音假名遣の存在は避け難いこととならう。又教育上では現行制度の下では、中等學校ではこの發音式字音假名遣新定以前の文を讀むことになつてゐるから、中等學校以上ではすぐにこの二種の字音假名遣を學習しなければならなくなるのである。實際上ではいづれにしても漢字に隱れてしまふから、大した問題ではないが、古典ものになると、どうしても歷史的字音假名遣の知識なしにはどうにもならない場合がある。一體我が國には同一語が、漢字と假名と二樣に書きあらはせるのも餘計なこととも考へられる（現代及び將來の國文は漢字交り文と昔言つた、假名漢字併用されるものとして考へれば、漢字で書くべき語はこれ〳〵、假名で書くべき語はこれ〳〵と定めるが最も便利である。それをどちらでもよいとするのは、便利のやうで却て不便である。）のに、その假名書きに又二種も設けるのは愈〻煩はしくなるのであるから、假名遣の如きは、實際上不便困難を感じてゐることが甚だしく、而もその不便困難は大多數國民が感じてゐるといふのでなければ、改めない方がよいと考へる。

それならば、字音假名遣は現在のまゝに、歴史的なもののみを正しいと認めておいた方がよく、敎育上でも、その一本道を通すがよいかといふと、余の考は必ずしもさうではない。余はこの兩說を共に生かす方法を考へてゐる。

それはかうである。字音假名遣は歴史的なもの唯一つを正しいと認めておく。あらゆる書物印刷物にはこれに從はせる。さうすると、歌人、俳人が歌を書き、句をしるし、書家が假名文を書く場合にも、その美感を損ずるやうに感ぜられてゐた、表音式假名遣は用ひないことになるから、この方面からの從來の反對は消滅するであらう。それから、歴史的字音假名遣に實際上不便困難を感じてゐる場合を考へると、

音聲語を記憶して、それに相當する漢字を忘れてゐて、已むを得ず、これを假名書きする時、(イ)電報用文に字音語を用ふる時、(ロ)初等敎育初年級で假名書き文を敎へる時、(ハ)

が、私の考に浮かぶ。その他では前いつた通り通俗な讀みものの作者、印刷所の校正係が考へられる。

（イ）の場合も、統計的にいふことは出來ないが、今の義務敎育終了者は、在學中に習得した漢字を相當數忘れてゐるといはれる。さうすると、その忘れてゐる漢字の中に又相當に誤り易い字音語も含まれてゐることであらう。それを假名書きするには歷史的假名遣では間に合はないから、字音假名遣を簡易化するか、何かの方法が必要である。

（ロ）の電文の場合は、これを私の知つてゐるかぎりでいふと、歷史的假名遣を正確に使つてゐる人は殆どない、又正確に使はうとも考へてゐない。電文は字數を少くする要があるから、字數が少くて用の達し得るやうに、假名遣をも工夫してゐる人が多數である。例へば「朝鮮」と書く場合には、所謂發音式に「チョウ」とすると三字となつて、場合に依つては料金の上で損をするから、歷史的字音假名遣を取つて「テウ」と書いてゐる。但し歷史的字音假名遣と意識して用ひてゐるかどうかは明かでない。又「明朝」といふやうな字音語は音にしてはまぎれ易いから、「あすあさ」といふやうに、穩かな正しい國語の使ひ方をすることが多い。かういふことは一般であるが、併し字音語も絕對に避けられるものではないから、

やはり、一定したわかり易いものが定められるならば、便宜であるに相違ない。併し又その際にも字數の關係で絕對にその正しいと定められた書き方が用ひられるやうにはなるまい。

(ハ)の場合について考へると、現今小學校、中等學校で敎師が正當な敎授法、試驗法を誤つてゐることのある爲に、歷史的假名遣の困難を感ぜしめてゐることの多いことを知らねばならない。初めにいつた通り、文部省令に於て既に早く、字音假名遣を繩墨に拘つて敎へて、兒童を徒らに勞してはいけないと示してあるから、この令の意を十分に生かして取扱ふ工夫をすればよいのに、この令のあることすら忘れて、無理を兒童に强ひてゐるの類があるとおもふ。訓導としては、讀本中のまぎれ易い字音語は僅かばかりの漢字數のことであるから、確に記憶して置いて指導することは絕對に必要とおもふ。さうでなく、訓導がこれを知らずに、場合によつてまち〳〵に書くやうでは、敎育そのものに對する兒童の信賴を少くするおそれがある。尋常科に假名書きで出してある字音語數位の記憶は敎師に取つては易々たることである。かくして、敎師は平常正しく書いて、兒童には强ひないとい

ふ態度を取ればよい。さうすれば勿論試驗問題や、書取りに歷史的字音假名遣を出すの要はない。よし出しても、以上の心構で見れば何の弊もない筈である。さうして一旦基本的な漢字で同じ言葉の書き方を敎へたら、その漢字書きを正しい書き方として敎授すべきである。（漢字問題のことはその項を見られたい。）かうして行つてこそ國語表記法の統一整理は行はれる。一つの言葉を書き表すに、漢字でも假名でもよいといふことにすると、便利なことが書く方にあつても、見る方、讀む方ではやはり不統一から來る不便を受けねばならぬ。それであるから、これはやはり統一的にすべきである。序にいふ國定讀本にすら、往々この統一の缺けたところがあるやうであるが、中等讀本には一般社會の不統一をそのまゝ反映して頗る不統一になつてゐる。例へば假名を多く用ふる山本有三君、武者小路實篤君の文章は假名澤山で出てをり、又反對に漢字を多く用ふる人達の文章は漢字澤山で出てゐる。それで、全體から見ると、國語を文字に寫し出す方法の上に統一がないといふことになつてゐる。これは文部省に於て考へて、苟くも敎科書として檢定する以上、かゝる區々の表記法は統一する方針を立つべきである。かうして

小學校では、一旦漢字の表記法を以てすべき國語を漢字で敎へた以上は、兒童のすでに習得してゐる國語の假名書き法は忘れてよいものと考へて、一切その字音假名遣は書き取りにも出さず、試驗問題にも出さないことを元則とすべきである。ところが、それが實際には行はれてゐないと聞く。需要供給と漢字で敎へてあるのに、その字音假名遣を問ふやうな、混じ易い漢字音語の漢字を示して、それに假名を振らせる書取を課するやうな人があると聞く。さうして誤り易い漢字音語を並べて、字音假名遣を附けさせる試驗問題を出したりするに至つては沙汰の限りといふべきである。これではまるで文部省訓令を無視してゐるばかりでなく、その人の國語上の識見を疑はせるのである。

かやうに敎師の考へ方を改めると、字音假名遣で兒童を苦しめることは、さして大きくはあるまいと思ふのであるが、併しいくらかの困難は否定されない。それ位の困難はいかなることを學ぶにしても伴ふべきことであるから、碁の捨て石同樣に心得て我慢させるがよいといふのも、一つの考へ方であるが、又若しこの困難を取り除く適當な方法があるならば、寧ろその方法を實行するがよいとも考へられ

る。それで、こゝに一つの案を述べる。

その方法といふのは、國語の發音符號を制定して、それを假名遣の外に存在させるといふことである。これは字音語にのみ適用するものでなくして、一般の國語にも、適用すべきものとする。

さてその發音符號をどう定めたらよからう。我が國には假名に片假名、平假名の二種があり、さうして一般の書きもの、印刷物には平假名が用ひられてをり、片假名は法律とか官省の公文書類とかの少數の場合に用ひられる慣例になつてゐるが、これらをすべて平假名に一定して、片假名をば、外國語の音を表すに用ひてゐる現狀を擴張して、國語の發音符號にも適用することとし、さうしてその表記法を一定しようといふのである。その發音符號とする音の表記法は臨時國語調査會の假名遣案を採用するか、もつと表音的に徹底的なものにするか。調査した上確定するがよい。しかし、國語法上の假名遣とは認めず、單に發音符號とする以上、徹底的に、合理的で、且便利な方法を採用するもよからう。假名遣でなく、發音符號としてならば假令棒引でも反對する人はあるまいと思ふ。

かういふものを制定すれば、字音語の場合は漢字で書く時は、その振假名の代りにこの發音符號が用ひられることとなる。さうすると、平假名より片假名の方が字畫が簡易であるから、振假名の視力を害することも、活字難も幾分緩和されるであらう。さうして、字音語の漢字を忘れた人のこれを假名書きにする場合には、西洋語を片假名で發音通りに書いて國文中に入れるのと同様に書くこととする。例へば「蝶」に振假名をする場合には「蝶(チヨウ)」とし、漢字を忘れた場合には「チヨウ」として、本文中に入れるのである。併し「蝶」を假名書きにして本文中に書く場合には「てふ」とするのである。

又これを國語に適用する場合には、或辭書にあるやうに、「かれひ(イ)」などとすれば假名遣とその發音とを同時に敎へる便利にもなる。外人に敎へ、又兒童に敎へる場合には、「いふ(ユウ(ユー))」としてよい。又これを國定讀本に適用する場合には、本文中には字音語の假名書きも、國語の假名書きも、すべて歷史的な假名遣を平假名で出す。さうして上欄に片假名でその發音符號を出しておくといふやうにする。又現在振假名附で出してある漢字語の類にも、上欄にその發音符號を出しておくことと

語の教授を便利にすることとなる。かうして教へれば、二樣の假名遣を存在せしめずして濟むし、又一方には國語の教授を便利にすることとなる。

かうすることの今一つの重大なる利益をいはう。それは東亞新秩序の建設に邁進してゐる我が國に取つては、今日本語の海外進出は重大問題である。然るに外地各地に於ては、國語の表記法が區々になつてをり、不統一である上に、內地と違つてゐる。即ち內地では歷史的假名遣を用ひてゐるのに、外地では發音式假名遣を用ひてゐるので、折角學んでも內地の新聞雜誌が讀めないといふ結果を見てゐる。さうかといつて、外地では到底歷史的假名遣では教へられない實狀であると訴へられてゐる。そこで右の方法を用ふると、內外の統一も出來て、學んだものが役に立つこととなるのであるから、日本語の海外進出にも大に便宜である。往々外地から、日本語を外人に授けるのに歷史的假名遣では困るから、內地の假名遣を改めろといふ要求があるが、單に外地の必要の爲に內地の假名遣を改めることは、本末の顚倒で、到底行はれ難いことであるから、かういふやうな、內外の要求を滿足させるといふ一案が、この爲にも必要であると考へるのである。

國語の醇正統一について

標準語の制定の必要は最早論議の要はあるまい。國家は然るべき方法を講じて、一日も早くこれを實行すべきである。併しその實行について考へて見ると、現代口語の標準を定むることと、現代口語文の標準を定むることとでは、多少違ふべきである。例へば、文章の終尾を結ぶ語でも口語ならば、「だ」、「です」、「でございます」を標準的なものと定むべきであらうが、口語文では、「である」「でありまず」がよく、又口語の「なさいまし」「下さいまし」の「まし」は今の東京語を標準とする以上、標準語として選定さるべきであらうが、口語文では、「ませ」の方がよいと考へられる。かういふやうなことが、國語の醇正問題の場合にもある。口語の醇正と、口語文の醇正とは分けて考へらるべき場合が少くないとおもふ。

故に余はこゝには口語體の現代文について、その醇正とは如何なることをいふのであるか、又どういふ點に注意すべきかを述べて見たい。

この頃、國語の重要性に理解を持つ知識層の人々から、國語の醇正を保たせて、統一を圖るべきことの言はれるやうになつたのは、誠に喜ぶべきことである。國語に對する無知から、不知不識、國語を不醇、雜駁に導くやうなことをしてゐる人もあれば、又は輕佻浮薄な、新奇を追ふ心から、國語の亂雜を助長してゐる人もあり、又西洋崇拜の迷夢から、無用の外國語を取入れて、徒らに不醇な傾向を助長してゐる人もある。かういふ事實の前に、心ある人々は國語愛の至情から、國語を醇正にせよと唱道してゐるのであらうから、余としては、かゝる人の唱道に尊敬を拂はずにはゐられない。又大いに意を强うするものもあるのである。

さて併しながら、そのいふ所の國語の醇正とはいかなることをいふのであるか、醇正なる國語といふのは、いかなる單語を指し、いかなる語法を指してゐるのであるか。これを簡單にいふことは容易でない。又具體的に示すことも困難なことであらう。さりながら、上古中古時代に於ける所謂大和言葉が、醇正なその時代の國

語であり、又今日から考へても醇正な國語といふべきことには、恐らく異論はなからう。又近古時代の國文學中に見えるやうな漢語、佛語の中で、よく熟してゐるものは、單語にしても、語法にしても、當時は勿論今日からも、これを非醇正なものとして除去すべきではあるまい。併しながら國文學以外の當時の文獻の中に見えてゐて、十分に國語中に消化されてゐないやうなものは、これを不醇と見る方が穩當ではあるまいか。あらゆる文獻中の漢語、佛語を悉く醇正なものと見るのは固より不都合であるが、又その悉くを不醇と見るのも穩當を缺くであらう。要は國文學中の多くのもののやうに、國語中に熟してゐれば格別、未だ十分に消化されてはゐなくても、醇正と見る方が穩當と考へられるものもあらう。これは現代口語文に就いても同樣であらう。現代口語文中には歐米の外國語の單語も取入れられてをり、又新に造られた漢字語、(又漢籍中から復活されて新たな内容を與へられたものもあらう)及び新しい語法、文體の中に外語の影響を受けたものもある。これらの中には、單語にしても、ピアノ、テニス、ラヂオのやうな熟してゐて、これが譯語と見るべき、洋琴、庭球、放送無線電話は却て一般に熟してゐないのであるから、も

とは外國語であつても、これを醇正なものと見るがよからう。又「……しつゝある」といふのも、元は外國語法の影響から出來たものであらうが、やはりこれもその必要から熟して來てゐる今日では無理に排除すべきことはあるまい。

現時行はれてゐる文章を見ると、大勢の赴くところは自らあるにしても、中には漢文を若い頃に學んだ老操觚者などの人に、隨分漢語、漢字澤山の文を作り、又文語體の混じた文體もあり、又必要以上に英語、獨語を入れた大學の講義筆記のやうな文章もあり、又偶には方言を多く用ひた文章もあるが、かういふものはこれを醇正な現代文として認めることは出來まい。國語運動の五月頃の號の卷頭に載せてあつた醫學生のノートの文體の如き、いかに特殊なものとはいへ、まるでわけのわからぬものといふ外はあるまい。

要するに、今日の時代としては、かゝる國際情勢と、我が國の地位とでは、諸外國の單語の輸入は、必要上已むを得ないことであるから、これを絕對に排斥することは不可能であるが、必要以上につまらない動機から取入れることは、たしかに國語を亂り、不醇化することであるから、大いに愼むべきことである。又何等の人爲的な施

設を加へず、自然に任せて置くと、從前の經驗に徵して、國語をして亂雜に流れしめ、卑俗化せしむるものであるから、必要の施設はこれを歡迎すべきである。併しながら、どうしてこれを制限し、整頓して行くべきかといふと、これは一律の規準の下に甲乙を分つやうには出來ない。相當の教養を經て、しかも國語に關して十分な知識と愛とを持つ人々の常識、趣味によつてこれを別けることが尤も穩當な途であらう。單なる學問上の尺度でこれをわけるといふわけには行かないであらう。試みに小學國語讀本を例に取つていはう。卷八を一瞥しても、アンテナ、テント、ステッキ、ジャンク、コスモス、ランプ、アルミニウム、スキー、ジャンプ、ダイヤモンド、デッキ、ボート、コーヒー、パインアップル、ハイビスカス、ガラス、トンネル、ループ線、かういふやうに、固有名詞以外の外國語がある。さうしてこの中には譯することの困難でないのもあるが、外語のまゝに今現に行はれてゐる以上、これらが國語の醇正を破つてゐるとはいひ難いやうであるが、併しこれらでもその數が餘りに多くなれば、又自ら不醇な文といふ感じがないとも限らない。これで考へると、國語の醇不醇といふことは、單語の一々についても考へられるし、又醇として許されるものも

餘りに多く用ひられると、その文は不醇の感があるから、數の上でも考へられるのである。

さてこれから、各種の實際上のことについて考へて見よう。

現に行はれてゐる國語學者の文法書を見ると、文章篇に文の成分といふことが說明してある。主語、述語、補語といふことが說かれ、又その省略をも說かれてゐる。文の成分を滿足に具備することが醇正な文の形であり、場合に由つてはその省略をも許されるといふのが、一般に正當と認めらるべきであらう。それが轉倒して省略の體が多くあつて、完備したものが少いのでは醇正の體でないと見るのが穩當であるやうに考へられるのである。これは恐らく西洋諸國に於てもさうであらう。

かういふ標準から試みに小學國語讀本の文章を見てみよう。卷六の五、「稻刈」を取つて見る。これは手當り次第に擇んだのである。

學校がすむと、すぐ、たんぼへ行つた。

誰が行つたんだか、主語がない。

今日は、うちの稲刈だ。

これはよい。次は

よい天氣で、あちらでもこちらでも、稲を刈つてゐる。

これは複合した文で、「よい天氣で」これは無論省略の體と見られる。「あちらでもこちらでも」は、「あちらの方角でも、こちらの方角でも」「あちらの村でもこちらの村でも」「あちらの畠でもこちらの畠でも」のどれかの意であらう。文法的にも主語がない。

田のあぜにむしろを敷いてもらつて遊んでゐた弟が、遠くから僕を見つけて、「にいちやん」と、大喜びである。

「にいちやんと」の下に省略がある筈である。

「たゞ今」と言つて、僕はかばんを下す。

複合の文で、主語の「僕は」が、下の句の方に附いてゐる。

稲を刈つてをられたおとうさんとおかあさんは、腰をのばして「……」「……」と言

はれた。
これは成分の完備した文である。
むしたさつまいもをかごから出して、弟と一しよにたべた。
これにも主語がない。
稲がだん〳〵刈られて來るせゐか、いなごがたくさんこちらへ飛んで來る。
「稲がだん〳〵刈られて來る。」口語でよくいふことであるが、口語文でも「稲が刈られて來る」正醇な言ひ方と見るべきであらうか。
さうして、稲の葉や莖に止る。
主語がない。
取らうとしても、なか〳〵つかまらない。
誰が、何を取らうとするのか、何がつかまらないのか、形の上では明かでない。勿論省略體と見られる。
大きなのが一匹、すぐそばの稲の葉に止つた。
何の大きいのがか、すぐ何のそばなのか。

そつと近づくと、くるりと葉の裏へ廻つて、足の先だけ見せて居る。

誰がそつと近づくのか、何がくるりと葉の裏へ廻つて、足の先だけ見せてゐるのか。

右の手で、すばやく葉と一しよにつかまへた。

誰が何をつかまへたのか。

左の手で、頭のあたりをつかむと、後足をふん張つて、逃げさうにした。

誰が何の頭のあたりをつかんだのか。又何が逃げさうにしたのか。

あわてて、ぎゆつとつかんだら、後足が取れてしまつた。

誰があわてて何をつかんだのか。何の後足が取れてしまつたのか。

下に置くと、飛べないので、地面をはつて歩く。

誰が何を下に置くのか。何が飛べないので地面をはつて歩くのか。以下略。

かやうに、文の形について見ると、主語、補語の省略と見られるやうな文形が多く續いてゐる。而も我々はこれらを不整な、不醇な、文形とも別に考へない。省略などとも考へないで、普通の國文の文形であるやうに考へて受取るのである。文法で文章法といふものを置いて、文の成分を說くならば、完備した形を正醇なる形、文と

見るのが常識的な考であらう。さうして場合に由つては、何かの省略體もあるといふ位にしなければなるまい。かう省略體といはれる形がのべつに出るやうでは、一體國語には文法らしい法則はなくてもいゝのかと考へられないこともなからう。かうして見ると、文章法を研究し直して、西洋文法の拘束から脱せしめるか、でなければ正醇の問題は解くことが出來ないやうなことにならう。しかし、古來の日本文章を見て來、現代口語文をよく見れば、いかに論理的に引直すことの必要を知り、又さうしたいと考へてゐる人でも、日本の文章を西洋風の論理的表現の文とすることの困難をどうすべきかには、必ず迷ふであらう。

小學國語讀本を見ると卷一、二の邊は、兒童が小さいので、成分の完備した文體を多く用ひてある。例を擧げると、

シシがねてゐました。

ネズミが、シシのそばをとほりました。

シシが、目をさまして、大きなあしで、ネズミをおさへました。

△ネズミはびつくりして「どうぞ、はなしてください」とたのみました。

シシはネズミをはなしました。

二三にちたつて、シシがわなにかゝりました。

△どうしてもにげられません。

シシは大ごゑでうなりました。

ネズミはそのこゑをききつけて、すぐやつてきました。

△「しゝさん、たすけてあげませう。」

ネズミは、いつしやうけんめいになつて、わなのふといなはを、かみきりました。

シシはよろこんで、「ネズミさん、ありがたう」とおれいをいひました。

かういふやうに、△印を附して置いたやうに、本文中に二つと、會話中に一つと、三つだけ省略體と見られるものがあつて、他の十は主語と述語の完備したもので、主語又は補語の省かれてゐるのが各一つ主語補語の省かれたのが一つある。兒童の爲の文で、しかも模範的の文であるから、大人の鑑賞を以て彼此いふべきではないが、讀んで見ていかにも單調に響くのは、形がすなほに完備してゐる爲に、どのセンテンスでも長短こそあれ、同じやうになつてゐる爲であらう。かういふ形

を大人の文に用ひたら、その單調さから、いやみを感ずるに至るではないかと考へる。

さうすると、かういふ省略體と文法書にいふところのものは、西洋文法流に見れば省略體であつて、これが國文法では正しい、醇なる體の一つと見られるやうに考へられねばならないのではないかとも考へられる。さうするには、文法學者の考へ直しを求める外はあるまい。

次に西洋の文を讀んだ目で國文を讀むと、國文には時の觀念がはつきりしてゐないことが多い。併し明治以來西洋の學問、思想の影響を受けて、國民の頭に時の觀念が漸く明かになつて來たので、現時の若い人々の文には比較的に時が明かにされる傾向を取つてゐる。小學國語讀本の文の中にもそれは認めることが出來る。併し問題はまたそこから起る。一例を巻五の「水の旅」に取らう。この文は水滴がその身の上の經歷を語る形になつてゐる。これは過去の事件を語るのであるから、勿論時は過去を示すべきである。

「私は、もと雨の一しづくで、空から落ちて來たのです。山の木の葉の上に休んで居ましたが、

風にゆり落されて、大ぜいの友だちと一しよに、谷川の中へはいりました。谷川を下りながら、みんなは、うれしさうに歌つたり、さわいだりしました。そのうちに、高いがけの上に來ました。一思ひにとび下りましたが、目がくらんで、しばらくは何もわかりませんでした。みんなが重なり合つて落ちる音、さわぐ聲に、ふと氣がついて、あたりを見ましますと、二三人の人が居て、「みごとな瀧だ」といつて、眺めて居ました。

谷を出ると、あたりが少し廣くなつて來ました。あちこちに村の家が見えました。右からも、左からも、おひ〳〵仲間が集つて來て、いよ〳〵にぎやかになりました。

廣い〳〵野原に出ました。美しい畠や、田や、靜かな村が續いて居ました。その間を、私たちは、晝は暖な日に照らされ、夜はきれいな月を浮かべながら、ゆつくり歩きました。そばを通る人は、「きれいな川だ。」といつて、ほめてくれました。

とつぜん、上の方でさわがしい音がしました。見上げると、大きい橋があつて、人や、車や、馬が通つて居ました。間もなく、町の中へはいりました。兩がはには、たくさんの家が並んで居ました。高いえんとつも見えました。

ふと、大きな重い物が、私たちの上に來ました。荷物を積んだ舟が通つたのでした。それからも、いろ〳〵の舟が通りました。かうして居る間に、私たちは、とう〳〵海へ出ました。海

ははてもないほど廣くて、どちらを見ても、私たちの仲間ばかりでした。私たちは、手に手を取つて、歌つたり、をどつたりして喜びました。

この文を見ると、文（センテンス）の數は二十四で、その終尾を見ると、「です」で終つてゐるのがはじめの一つだけで、「でした」が三つ、その外の二十は「ました」であるから、二十四文の中「た」に終つてゐるのが二十三といふ計算になる。これは口語文として、文の極めてすなほに出來てゐることを證據立ててゐるものである。いはば最も正醇なる形で出來てゐるのであるが、それだけに聞いても、見ても單調な形の文章である。そこで正醇の問題を文の巧拙の問題と連關させて考へると、かういふやうな同じやうな形は巧拙の上では、常にこれを避ける必要が起つて來る。そこに作文のむつかしさ、巧拙のわかれ路の存することも否み難いことである。文の正醇といふことも餘りに拘り過ぎることはよくないと考へられるのである。

こゝに、或中學國語讀本の中から一例を引いて見る。森鷗外の高瀨舟である。

いつの頃であつたか、多分江戸で白河樂翁侯が政柄を執つてゐた寛政の頃ででもあつたであらう。知恩院の櫻が入相の鐘に散る春の夕に、これまで類のない珍しい罪人が、高瀨舟に

載せられた。

それは名を喜助といつて、三十歳ばかりになる、住所不定の男である。固より牢屋敷に呼び出されるやうな親類はないので、舟にも只一人で乘つた。

護送を命ぜられて、一緒に舟に乘り込んだ同心羽田庄兵衞は、ただ喜助が弟殺しの罪人だといふことだけを聞いてゐた。さて牢屋敷から棧橋まで連れて來る間、この痩肉の、色の蒼白い喜助の樣子を見るに、いかにも神妙に、いかにもおとなしく、自分をば公儀の役人として敬つて、何事につけても逆らはぬやうにしてゐる。しかもそれが罪人の間に往々見受けるやうな、溫順を裝つて權勢に媚びる態度ではない。

庄兵衞は不思議に思つた。そして舟に乘つてからも、單に役目の表で見張つてゐるばかりでなく、絕えず喜助の擧動に、細かい注意をしてゐた。

其の日は夕方から風が歇んで、空一面を蔽つた薄い雲が、月の輪廓をかすませ、やうやう近寄つて來る夏の溫かさが、兩岸の土からも、川床の土からも、靄になつて立昇るかと思はれる夜であつた。下京の町を離れて、賀茂川を橫ぎつた頃からは、あたりがひつそりとして只舳に割かれる水のささやきを聞くのみである。

夜舟で寢ることは、罪人にも許されてゐるのに、喜助は橫にならうともせず、雲の濃淡に從つ

て、光の增したり減じたりする月を仰いで默つてゐる。其の額は晴やかで、目には微かなかがやきがある。

庄兵衞はまともには見てゐぬが、終始喜助の顏から目を離さずにゐる。そして、不思議だ、不思議だと、心の內で繰返してゐる。それは喜助の顏が縱から見ても、橫から見ても、いかにも樂しさうで、若し役人に對する氣兼がなかつたなら、口笛を吹きはじめるとか、鼻歌を歌ひ出すとか、しさうに思はれたからである。

庄兵衞は心の中に思つた。‖　これまで此の高瀬舟の宰領をしたことは幾度だか知れない。しかし載せて行く罪人は、いつも殆ど同じやうに、目も當てられぬ氣の毒な樣子をしてゐた。‖　それに此の男はどうしたのだらう。遊山船にでも乘つたやうな顏をしてゐる。罪は弟を殺したのださうだが、よしや其の弟が惡い奴で、それをどんな行掛りになつて殺したにせよ、人の情として好い心持はせぬ筈である。その色の蒼い瘦男が、その人の情といふものが全く缺けてゐる程の、世にも稀な惡人であらうか。どうもさうは思はれない。ひよつと氣でも狂つてゐるのではあるまいか。いやいや、それにしては何一つ辻褄の合はぬ言語や擧動がない。此の男はどうしたのだらう。庄兵衞がためには、喜助の態度が考へれば考へる程わからなくなるのである。

この文を見ると、過去時代の事件を語つてゐる文であるが、文の終尾が前の文のやうに、「た」や「ました」のやうなものばかりにはなつてゐない。現在法で書いたところが少からずある。それでその點から來べき單調の感はないのである。それで考へると、これは、修辭的な用意として、この文尾の單調を避けたものと見られる。必ずしも現在法で書かねばならぬ理由はないやうである。かういふものを不醇と見ることになると、隨分窮屈になつて、文形の單調は避け難いこととなるが、これはどう見るべきものであらう。口語文の正醇問題として、これも我々は一考すべきものであらう。

現行中學校教授要目を見ると、

國語講讀は讀方及解釋、話方、暗誦、書取を課し、其の材料は總て醇正なる國語に採り……

とある。讀本の教材たる文章は、古文か、現代口語文かであり、話方は現代口語であり、暗誦、書取はそのいづれにも亙り得べきものである。さうして讀本はすべて文部省の檢定を經てゐるのであるから、その文章はすべて國語の醇正なるものと、文部省の認めたものであるといふわけであるが、併し上にいふが如く、國語の醇正を

決定すべき、客觀的標準が容易に見出せないのであるから、實際について種々の疑問の起ることは已むを得ないことであらう。

問題を次に移さう。我が國語では西洋の諸國語と違つて、敬讓的の言ひ表しが多い。外國人で日本語を學ぶものの一番困難を感ずるところだといふ。この敬讓の意を表すことは話者、筆者と、その對手の身分に關して起るものが多く、社會、家庭の秩序を保つ爲に必要なものとされてゐる。この意味で、敬讓語の使ひ方は決して苟せにしてはならないものである。この點からも、文の正醇如何が考へさせられる。

この敬讓の意は文章の色々な部分に表される。接頭語、接尾語、動詞、助動詞に特殊なものがあつて、それを表すものがある。その中の一つ、文の終尾に持つ口語體の「だ」と「である」を取上げていつて見たいとおもふ。

口語文で「である」を一般に用ふるやうになつた歴史は暫く問はぬ。とにかくこの語は、現に口語としては一般にどこにも用ひられてゐないものである。それでこれを口語文に用ふると、身分の高下といふやうな點からの感じ、敬讓の意が伴

はない。一般の文章は廣く社會の人を對手とするから、特に敬譲の意を表す場合はとにかく、さうでない場合には、その意の件はないからいふものが適當である。この點から考へても、「である」といふ語の次第に定まつて來たのは至極便宜である。ところが現に口語に用ひてゐるものであると、どうしてもこれに敬譲の意が附隨して來る。「だ」「のだ」は意味に於て大體「である」と同じであるが、口語では目下のもの、又は極親しい友達などの間に用ひられてゐるので、長上に對しては失禮に當り、又一般人に對しては横柄に聞える。品位の點でいふと、「である」に比して何となく下品である。それでこれを一般の他の文に用ふることは餘り好ましくない。ところが小學國語讀本を見ると、「である」と「だ」「のだ」が併用されてゐて、その使用については明瞭な區別がないやうである。巻八の「清水トンネル」の中から例を引く。

汽車は一驛を過ぎて、間もなく第三、第四のトンネルを通過した。第五のトンネルこそ、長さ九千七百二米の清水トンネルである。中にはいれば、何の不思議もない。たゞ暗やみの中をごう〳〵と走るばかりだ。‖しかし今刻々と群馬縣がつき、新潟縣が近寄りつゝある。頭

上には、高さ二千米の茂倉岳が天にそびえてゐるはずだ。‖汽車はやゝ速度が加つた。下りになつたのである。もう新潟縣にはいつたのであらう。

これを見ると、「である」と「だ」と合流してゐる。何の爲といふことはわからないが、恐らく先にいつた、文の調子の單調を避ける爲であらうとおもふ。「走るばかりだ」を「走るばかりである」に、「そびえてゐるはずだ」を「そびえてゐるはずである」に更めて見ても、決して不都合はない筈であるが、さうすると單調子は、愷に單調になる。又「清水トンネルである」を「清水トンネルだ。」「下りになつたのである」を「下りになつたのだ。」「もう新潟縣にはいつたのであらう」を、「もう新潟縣にはいつたのだらう」と更めると態度の上ではすべての文が統一されてよいが、しかし全體に文に下品さが出て來る。そこで問題は、かゝる混用が許されてよいものであらうかといふことである。かゝる混用を醇正な口語文と認むべきであらうかといふことである。かくの如き混用が小學國語讀本中にも相當にある。以上は地の文に就いていふのであるが、會話は普通純口語で書かれることが多いから、多くの場合例外としなければならない。口語の會話では、そ

の「水族館」の中から、「だ」「のだ」など有效に用ひられてゐることが多いのである。

「あゝいふ風に體をしぼると、中の水が勢よく下へ出る。其の勢でくらげは運動するのだ。」と、おとうさんはおつしやいました。

この文中の會話の「のだ」は、父の子に對する身分上の地位が見られるのであつて、これを「である」とでもすると、一般聽衆に講演でもする態度になつて、父子の關係が出ないから、不都合である。

この「だ」「のだ」「である」の混用は文豪といはれる人の文にもいくらもある。實際はさうであるが、「だ」「のだ」が現に口語に用ひられてゐる以上、これに右のやうな感じの伴ふことはかはるまいから、地の文に於ては、「である」に統一される方がよいと考へる。實際についてその甚だしい一例を示すと、中等讀本に多く載せてある、夏目漱石の「峠の茶屋」である。「だ」「のだ」「だらう」「のだらう」は

意地を通せば窮屈だ。
魂全體で鳴くのだ。
あゝ愉快だ。
たゞ嬉しくて胸が躍るばかりだ。
うまい物が食べられるくらゐのことだらう。
苦しみのないのは何故だらう。
苦勞も心配も件はぬのだらう。
……泣いたりするのは人の世の附物だ。
此の桃源に溯るものはないやうだ。
少しの間でも非人情の天地に逍遙したいからの願、一つの醉興だ。

いづれも地の文中から引いたもので、指定助動詞の「だ」「のだ」、とその未然形の「だら」「のだら」などが用ひられてゐる。すると一方には同文中に、

或は音樂彫刻である。
俗界の寵兒より幸福である。
斯う思つて斯う愉快になるのが詩である。

一巻の詩として讀むからである。
醇なる詩境に入らせるのは自然である。
暫くでも塵界を離れた心持になれる詩である。
彼等の特色である。
ぐつすり寢込むやうな功德である。
二十世紀に此の出世間的な詩味は大切である。
春の山路をのそ〳〵と歩くのも全く是がためである。

などと「である」が用ひられて、いはば兩者が雜然と混用されてゐる。一般の文章の中に於てかういふやうであるが、醇正を標榜する敎科書檢定を經たものでは、せめてかゝる點に十分に意を用ひて、一貫して誰にも合點の行き得べきやうに、整理し、統一することが必要ではあるまいか。

この敬讓と關係を持つ問題として、次に第一人稱の「僕」を問題にしよう。私は小學國語讀本の「僕」の使用法には滿足しないもので、機會が來たら、改められることを希望してゐる。

一體「僕」といふ語はもと「しもべ」の意であるから、謙讓の意を以て用ひられたものであらうが、現代口語に於ては、明治時代の書生語としての、「君」、「僕」が廣がつて、若い學生から、紳士、大人の方まで用ひられるやうになつてゐる。併し對手を尊敬する場合には決して用ひない。それで長上に對しては用ひないのであつたが、この頃はそれが亂れて、無差別に用ひられる傾向が見られる。傾向は見られるが、まだやはり、敬讓の意を持たせるのが正しいとされなければならぬやうである。小兒が親に對して、生徒が敎師に對して、「僕」を使用してゐるのを聽くと、どうも苦々しさをおぼえさせられる。小學國語讀本では、卷二の十九の「キシャ」に始めてこの語を用ひてあるやうである。兄弟の子供が汽車を見てゐるところを書いてある。

ボクタチ　ハ　ハタケ　ノ　中　ノ　ミチ　ヲ　ハシッテ、センロ　ノ　方　ヘ　イキマシタ。

「オヤ」ト、オモッテ　ヰル　アヒダ　ニ、ボク　ハ　車　ノ　カズ　ガ、ワカラナクナリマシタ。

ボク　ハ、サツキ　見タ　牛　ノ　コト　ヲ　カンガヘテ・・・・

この文はこの二人の兄弟の中の弟が書いたといふ形である。小兒の文であるから、第一人稱を彼等の多く口語に用ひる「僕」で小兒らしく表さうとしたのであらう。さうすれば、一應その趣旨はわかり、又その趣旨は達せられてゐるといへよう。その點では「僕」の使用がいかにも尤もに思はれるが、讀者が大人、長上である場合に、不謙讓からくるいやみを感じないと保證されるであらうか。さうした場合を考へると、寧ろ「わたくし」とした方が穩當に思はれ、又文尾の「イキマシタ」「オモヒマシタ」の所謂崇敬體との一致調和も取れるのである。よく調べたわけではないが、小學國語讀本では、「僕」は小兒の第一人稱として、その小兒らしさを表す語として、調法がられてゐるやうに思はれる。併しこれを無制限に正醇と認めてよいかといふところに疑問がある。殊にこれが惡く影響して、若い人達の長上に對する尊敬を無視した使用の廣がつて行く有樣を見ると、もつと愼重にこの使用を考へたいとおもふ。

次の例を見ると、卷七、「兵營だより」

國雄君、お手紙ありがたう。叔父さんや叔母さんもおかはりなく、君も元氣ださうで、何よりです。僕も、入營以來いたつて元氣で、軍務に服して居ます。此の頃では、もうすつかり兵營生活になれて、愉快な日を送つて居ます、……

この文は、兵營內の從兄弟から或人へ送つた手紙と思はれるから、兩人は大抵年齡も同年に近い中の親しい間であらうから、この文の「僕」はいかにもしつくり合つてゐる上に、特定の對手があるから、讀者はこれからいさゝかも、不快を感ずることはない。併し「です」の代りに「だ」、「居ります」の代りに「居る」を用ひたら一層似つかはしいかと思はれる、かういふ同輩や目下への書翰の外にも、例へば、自分の備忘錄としての日記などには、「僕」を用ふることは若い人々に取つては自然であらう。その外の場合には口語に用ひない「余」がよいかと思はれる。これだと差しさはりが感じられないであらう。「私」は相當に敬意を含んで、日常口語に用ひられてゐるから、失禮な感じのないかはりに、場合に依ると、丁重に過ぎて、他所々々しく感じられ、親しみをおぼえないといふ弊もあるのである。

第一人稱は、口語文ではこれらの外になほ色々用ひられてゐる。「自分」「吾人」

「吾等」「吾輩」「わし」「おれ」などは、現行の中等國語讀本中に用ひられてゐるものである。これらを悉く正醇なものと認むべきかを、余は疑問として世の注意を喚起したいのである。「自分」は相當に多くの人に使はれてゐるやうである。これは「余」「私」と共に最も無難なるものの一つであらう。「吾人」は明治年代、余等の青年期に德富蘇峰氏が國民之友で華やかな活動をされた頃に用ひられたもので、同氏に對する崇拜が一般青年間に廣がつたので、當時の文語文にはこれに倣ふものが多くあつた。その影響が口語文時代となつても、なほ幾分殘つてゐて、「吾人」と用ひられた例もあるのである。併し何といつてもまだ口語文中に在つては圓熟を缺いてゐて、生硬の感じを免れ難いやうである。「吾等」又「我我」はこれに比すると、餘程穩當に聞える。實際上でも「吾人」よりは、この方が多く用ひられてゐる。「吾輩」となると、ずつと尊大の態度を示すものとなる。口語に稀に用ひられて、さういふやうな時用ひられてゐる。それでこれを口語文に用ひても、横柄に聞えるのである。この感じを利用したのが、漱石の「吾輩は猫である。」である。猫風情のものに人間について色々いはせ、批判させるのであるか

ら、學者の猫らしい尊大、横柄さを持たせる爲に、この語を用ひ、しかも「である」の演說口調を附けたのである。諷刺文學としてのこの作品の題名としては、そこに大いに人の心を惹くものがある。又そこに矛盾の滑稽も感ぜられる。「おれ」は地の文に於ては極めて特例である。中學讀本では勝海舟の氷川清話にのみ見る。この語は「吾輩」と似て、それといさゝか異なるところの尊大が感じられる。尊大といふ點では「吾輩」以上で、海舟の如き社會的地位の高い、名望を負うて、しかも天下を睥睨してゐる人にこそ始めて相應しいのであるが、それほどでない人が用ひたら、讀者に不快の感を催させること慥である。「わし」もそれに似たものであるが、やはり少し違ふ。目下に對する態度のものであることは明瞭であるが、老僧とか、高僧とかいはれる人、又は老學者、いづれにしても學德を以て尊敬を受けてゐる人などに適するもののやうである。

かう見て來ると、第一人稱も實際にはいろ〳〵に用ひられてをり、その各にそれぞれの意があつて、唯一つに制限し、統一するといふことは不可能であり、又不可と考へられる。併しこれにも適當な整理を加へるとならば、「私」「余」「自分」な

どが一般には穩當であるらしい。これも亦國語の正醇といふ上で、一考されて然るべきことであると思ふ。またこれらを複數化して用ひられてゐる實際を見る。これも必ずしも複數の意を示すのでなく、多少の態度の差を示すもののやうである。「共」「等」は昔から用ひて來た接尾語として穩當であること勿論であるが、近來「達」を第一人稱の接尾語として用ふる傾向が見られる。これも自然の變化としてゆるして置くべきか。不穩當として整理すべきかについて迷はされる。

次に文語文の混入を問題とする。凡そ口語と口語文とは全く同じものではない。口語文といつても、いはば文語文の一種といはねばならぬ。唯一般にいふ文語文に比べて、口語に大いに近いといふところに特徴がある。口語そのまゝでなく、口語に近い文語文の一種であるから、いはば、從來の文語文と現代口語との中間に在る。この中間といふ地點は廣い。それで、或人の口語文は大いに口語に近く、或人の口語文はそれよりは文語文に近いといふ現狀にあつて、未だ全く統一の境に入つてゐない。文體の整理統一を圖るべしといふ聲のみあつて、未だその實行に及んでゐないので、これも已むを得ないことであらう。然らばいかなる文體を口語

文の正醇なものとすべきかも、さう容易な問題ではない筈である。實例に就いていはう。某氏の文である。某氏は長く操觚界に立つた人である。漢文の素養の比較的多い人であるから、その文體にもその影響が多い。

然るに卽今、我が思想界の情態を見れば、混亂の二字は、未だ全く之を盡くせりと云ふ可からざる程である。否寧ろ渾沌と云ふ可き程である。之を概說すれば、宛も高竿を立てたる如く、右傾せざれば左傾し、左傾せざれば右傾す。而して其の直幹亭々として、聳立するものは殆ど稀である。

これは、强ひて「なり」といふ文語文の文尾を、口語體の「である」に改めたに過ぎないやうな文體である。それで文中の三つの「である」を「なり」に改むれば、無疵の文語文となる。さうして改めて見るまでもなく、次々に讀んで行くと、概して言へば、或者は國民的精神に逆上して、國際的精神を顧みず。或者は國際的精神に逆上して、國民的精神を顧みず。而して國民的精神を擴充すれば、國際的精神となり、國際的精神を煎じ詰むれば、國民的精神となり、自國に貢獻するは、世界に貢獻する所以にして、世界に貢獻するは、自國に貢獻する所以なるを解せ

ず。此の如くして兩者交も相軋轢す。

一語を更むるに及ばず、そのまゝで立派な文語文となつてゐる。これは明かに文語文の混入である。かうなつて來ると口語文としては、どうしても正醇とはいひ難い。

漱石の草枕も隨分かういふ傾向を持つた文體で書いてあるが、中等讀本に引いた「峠の茶屋」の中にも、

たゞ已が住む世を斯く觀じ得て、靈臺方寸のカメラに澆季溷濁の俗界を淸く麗かに收め得れば足る。

この故に無聲の詩人には一句なく、無色の畫家には尺縑なきも、斯く人生を觀じ得るの點に於て……

といふやうなところがある。文語文と少しも違つてゐない。これを口語文の中に讀むと、いかにも文語文の混入と感ぜられるのである。又某中等讀本に引かれた某氏の文の中に、

彼は卽ちヘラクレートスが道破したと傳へられるもの、此はまた釋迦の說いたといはれる

もの、東西處を殊にし、人を異にして、言ふところの何ぞそれ相似たるや。萬物流轉の說、これを希臘の哲人に聽き、諸行無常の敎、これを印度の佛陀に知つた。人生斯くの如く、歷史また斯くの如し。

などの如き、どうしても圓熟した口語文とは見難い。未熟、生硬、不醇の感を免れがたいとおもふ。

又嘗て次の樣な文を讀んだ

市街は東西二區に分ち、東を○○とし、西を○○とする。

このまゝで口語文の醇正な形と認められてよからうか。或はこれを改めて、

市街は東西二區に分ち、東を○○といひ、西を○○といふ。

とした方が、文語文そのまゝではあるが、まだよいとも感ぜられる。又

市街は東西二區に分ち、東が○○で、西が○○である。

といふ、一層口語らしい感じの多いものにしたがよいか。とにかく醇正への整理といふことは、文體の上になると、標準の立てやうに一層困るであらう。

歐文の影響について考へて見たい。學語の輸入はこゝではいはないこととする。

文體への影響はいろ〳〵ある。彼の「……しつゝある。」といふが如きは、はやく國文としては誤用であるといふことが指摘されてゐるに拘らず、決して滅びてしまはないのは、國民がこの表現を便利としてゐるからであらう。今はこれを一概に排除しかねるやうになつてゐるやうである。又前にすでにいつたことであるが、今の文法書のいふ、文の成分の具備する書き方、すなはち論理的な表現は學問、敎育の趨勢で、さういふことの多くなつて來たのは一般の現象であるが、これも寧ろ排斥すべきでなくて、歡迎すべきであるかも知れない。

又近頃小説家の文に往々見るところの、例へば「某がいふ」「彼が答へた」といふやうな意味の文を、會話の中間に挿む書き方も、歐文の影響の一として注意される。これは國文の形の單調に陷り易いのを變化あらしめる一つの工夫としては、いゝもののやうであるから、このまゝにして置けば、自然に流行して行くかも知れない。併し文體の整理の立場からは注意すべきものの一つである。

又「……外の何ものでもなかつた」といふ形も、もとは歐文から入つて來て、ほぼ熟して用ひられてゐるものである。公會の挨拶などで聞く、「私はこの席にお集

りの各位のお許しを得て、御一同を代表して、祝詞を述べる光榮を有します」何と可笑しい直譯であらう。「……することを深く光榮に存じます」とでもいへばよい。

それから、この頃「……するところの彼であつた」とか、「……する私である。」「……する某である」の類を見受けるが、これも歐文の模倣であることはいふまでもない。すなはち敍事的、形容的な長い句節を受けて、かういふやうに結ぶ形は、從來の純粹な國文の文體の中に見出せなかつたものである。これは從來の文體にかへると、「彼等」「私」「某」は主語として、文の首の方に置かれ、終尾の方を「ものである」といふやうな句で結ぶのである。又はその主語の省かれたやうな形もあらう。それで少しも不便はない筈であるが、新しいものを好む人情から、かうした新しい形がもて囃されようとしてゐるのであらう。昔漢文の調子を色色に眞似て取容れたのも同じ心理であつたらうが、それを明治以降は歐文に試みたのである。これも一概に排除すべしとは主張しないが、とにかく醇正を尊ぶといふ立場から、國語の整理を行ふ場合には一考されねばならない問題である。

又「味」の一字にも問題がある。形容詞に附く接尾語の「み」、漢語の尾に附く「味」が一緒になつて、この頃「味」の字が澤山用ひられるのである。これはもとは別である。程度、狀態を表す、形容詞に附く接尾語の「み」は、「高み」「厚み」「赤み」などと用ひられる「み」である。又同じ接尾語の「み」でも「勝み」の時はその氣味を示すものである。それで「味」を用ひてもよいかも知れぬ。漢語に附く「味」は「一味」「甘味」「苦味」「美味」「吟味」「妙味」「氣味」「情味」「意味」「新味」「鄕味」「酸味」「興味」「醍醐味」などと澤山ある。この兩者の混同するところからであらう、この頃は、「優し味」「暖か味」「白味」「明る味」「幽玄味」「閑寂味」「眞劍味」「現實味」などと頗る多く見受けるやうになつた。「味」や「氣味」のもとの意を持つものもあり、持たないものもあつて、一緒に用ひられてをり、又附く元の語が形容詞であると、名詞であるとの區別も置かずに用ひられてゐる。これらもすべて醇正なる國語と認めらるべきものであらうか。整理されて然るべきやうに考へられる。

又これと似たものであるが、形容詞名詞に附いて、狀態を示し、度合を示すなどに用ひられる「さ」もやはり多く用ひられてゐる。古來の用ひ方では「不便さ」「可愛さ」などの如く名詞に附けたのであるから、それを擴張して、「痛快さ」「豐富さ」「圓滿さ」「純眞さ」などの如きものが用ひられるやうになつてゐる。これもこの儘に正醇と認められてよいものであらうか。今のところ唯雷同して用ふることに、多少の躊躇をおぼえるのである。

それから、これは單なる表記法の小さい問題であるが、文部省の檢定では兩樣ともに認めてある。卽ち否定の助動詞のぬとんとである。これは寧ろ何の弊も起らぬことであるから、一方に統一すべきことであらう。それもぬに統一した方が文法上にも便利であらう。これが同一文中に混用されてゐるが如きは、いかに檢定は通過させてあつても贊成しかねる。同一文中に混用した例は、例の「峠の茶屋」にもある。

丹青を畫架に向つて塗抹せんでも、五彩の絢爛は自ら心眼に映る。
鳴きくらさなければ、氣が濟まんと見える。

余は素より詩人を職業にして居らんから、王維や淵明の境界を云ゝ。

これらはんの例である。

影も形も見えぬ。

居たゝまらぬやうな氣がする。

唯聲だけが空の裡に殘るのかも知れぬ。

詩人に憂は附物かも知れぬ。

面白いだけで別段に苦しみも起らぬ。

鐵道を敷いて一儲する料簡も起らぬ。

此の境を解脱することを知らぬ。

世間を出ることの出來ぬのが彼等の特色である。

これらはぬを用ひてゐる證據である。これには別に感じの違ひもない。かうした單なる表記法の不統一は、問題なしに、一つに統一するがよい。

今の小學校、中等學校に於ける讀本の口語文について、國語の正醇を求むる立場から問題とさるべきものは決してこれに盡きるとはいへない。余は余自身のかね

て氣づいてゐるものについて述べたに過ぎない。國語の正醇といふことに誰しも異論はあるまい。教授要目にこれを規定してあるのも當然のことであらう。しかし、國語の實際について考へ直して見ると、一概にさういふことが求められても、どういふものが正醇な國語かといふことには、大いに迷はざるを得ないものがある。現に上に擧げたやうなことが、國定の小學國語讀本や檢定濟の中等國語讀本にあるのである。この問題たるべきものを正しく解決しなければならぬことは勿論であるが、假りに解決したにしても、現行の法律の下では、國家の認めるやうに文體を統一するには頗る不便なる法律がある。

この事を最後に附加へて、その改定を要望してこの文を終へることとしよう。

先年著作權保護法が制定されたが、これが議會の議に上つた當時、文部省自身が檢定に於て、いろ〳〵な面倒な要求を編者に出して、文に修正を加へさせてゐるといふ經驗を持つてゐる以上、この法の適用は、必ず教科書には及ぶまいと自分等は確信してゐた。然るに、このことが議會の質問になつた時、當時の當局者は無造作に教科書にも適用するといつてしまつたので、自分等は非常に意外のことに思ひ、恐

らく事情に通じなかつた當局の過失であらうと思つた。併しとにかくこの法案の成立してゐる今日では、敎科書にもその適用を受けて、讀本收錄の文章は悉く原作者及びその遺族などの承諾を得なければ手を加へることの出來ぬのは勿論、その小さな修正の如きも、一々原作者の承諾を得なければならないことになつてゐる。これは少からぬ不便を讀本の編者に與へてゐる。第一、國語敎授上の樣々の必要から、思ひ切つた修正を加へようにも、それは出來ない。遠慮勝ちになる。作者の中には可なり神經の小さい人が多く、特殊な立場からしようとする小さい變更にも角を立て、名譽の毀損のやうに氣にする人がある。誤謬ですらすなほに修正を諾しない人もある。現に一時非常に多く採錄されてゐた故某氏の文の殆ど影をひそめてしまつたのは、その未亡人が故人に忠實なる餘り、誤謬の訂正をすら容易に許さない爲であらう。現に國語問題として、漢字制限があり、基本語制定があり、假名遣問題があるのに、この法律の適用があつては、讀本上に於けるその實現に障害たることは決して疑へない。それも文を讀本に採錄されることが原作者の名譽に關するとか、その物質上の損害を來すといふことがあるならば、この不便

をも忍ばねばならぬが、採錄の結果として原作者の受くるものは、寧ろその反對であるから、この適用は敎科書に限り撤廢するが可いと考へる。さうして一日も早く右の樣な國語の醇正を期圖する編者に由つて、採錄される文章のかゝる點に於ける整理、統一を實行させるが可いと考へる。文士、操觚者も心を廣くして、國語の醇正を期する爲に、多少の加筆、改竄を讀本編者に許すの雅量を持つがよいと考へるのである。その利を受くるものは、民間の讀本編者ばかりでなく、文部省自身であり、又國家全體であるのである。

皇室神宮に關する文の敬語法

敬譲語の多いことは我が國語の一特色であると共に、外人にして國語を學ぶものの最も難いとするところである。獨り外人のこれを難いとするばかりでなく、我國民といへども、正確妥當にこれを使用することは決して容易としない。これが爲に往々長上に對する敬意を缺き、皇室に對し奉つて知らず識らず不敬に亙る言をなすことすらある。

兩三年前文部省に臨時敎科書審査會といふものが設けられて、中等學校、高等學校に於ける各種敎科書について、それ〴〵の專門學者に委囑して、調査を遂げさせられたことがあつた。さうしてその實情について報告させ、改善に關する意見を具申させられた。その中中等學校國語敎科書について報告された數條の中に、

皇室又は神宮に對する敬語の妥當ならざるものあること

の一條が擧げられてゐる。これは實に心外千萬のことである、遺憾至極のことである。苟くも國語敎科書を編む程の知名の人が、好んで又知つて、かういふことを敢へてしよう筈はない。のみならず、文部省の責任者の檢定を經てゐるものですらあるのである。況んや又編纂者も、檢定者も神經過敏といはれるほどに、皇室、神宮に關することは、注意に注意をして、編纂もし、檢定もしたものに於て、かゝる奇怪事の實際に存することは、我々として決して輕々に看逃してよいことではない。皇室、神宮に關することを記す文章の用語に、假りにも、妥當を缺き、不敬にわたるやうなもののあつてならないことは言ふまでもないが、實際は新聞紙の記事などに、我々の眼には妥當と思はれないものを、往々に見ることがある。これは固より筆者の責任上看過されないことであるが、併し、これも妥當なる語や言ひまはしを知らないから起つた過失であり、また筆者の心に敬意は十分に持ち、それを表すべき妥當の語やいひまはしと思つたものが、實は誤つてゐたといふやうなものと見て、讀者もこれを寛假してゐるのであらう。過日も、國定讀本の中に皇太后の后を、

「こう」「ごう」の二樣に讀んであることを指摘した人があつた。この不統一に氣づかなかつたのは當局者の失態であらうが、併し世の中にこれをいづれが正しいとか、兩方とも差支ないとか、斷言し得る人が幾人あらうか。指摘されてみると、成るほどと首傾ける人が恐らく大多數であらうとおもふ。宮内省の取りきめを伺つて、それに據つて、現代語としての正しい讀み方とする外には、すぐに答へ得ないことかも知れない。かういふところから起る無意識の不敬が、他にも起り得べきことがあるのではあるまいかと恐懼に存ずるのである。

すべて國語は正しく發音しなければならないが、わけて皇室や神宮に關することとは、すべて曖昧のないやうに知らしめて、心の外なる不敬を犯さないやうにしなければなるまい。我々は漢字に依つて始めて知る語が少くないが、かういふ語は常に口語に於て聽かないものであると、漢字の音訓の唯一でないところから、思ひ思ひに讀んで、つひそのまゝに記憶に留めておくことがある。かういふ語は我流の發音をなして、往々人の笑を買ふことが、立派な學者にもあることであるから、況んや一般人には細かに注意してゐると相當にあることが氣づかれる。皇室、神宮に

關する文章にも、漢字を使用せられることが多いのに、これを公式に讀む場合などには、實際何と讀むが正しいであらうと迷ふことがある。皇族の方々の御名の如きも、振假名で公示されてあるから、安んじて讀み奉ることが出來るが、若しその公示がなかつたとしたら、不敬を恐れて沈默する外はないであらう。教育に關する勅語中の「兄弟」の如きも、「ケイテイ」と讀むべきことが示されてゐるからよいが、さうでといと、その次の「夫婦」は「フフ」と讀まず、「フウフ」と國語で讀むのであるから、兄弟も「キヤウダイ」と國語讀みにしようとする人がないとは保證されない。さうした場合にこれを不敬として咎めることは、その人に餘りに氣の毒にも思はれる。

皇室神宮に關して或ことを口に申し、文に記し奉る場合には一層惱むことが多い。わが國語の敬讓語は對手の動作狀態を表す語にも附くが、又自分の方のそれにも附く。又語られる人物の動作狀態を表す語にも附け、記者自身のそれにも附けるので、一々の場合に妥當に用ふることはなか〳〵むづかしいものである。又動作狀態を表す語の一々に附けると、可なり敬讓語が重なつて、何となく文の興味を殺

ぐ嫌もあるので、これを妥當に用ひて、しかも快く感ぜられるやうに用ふることはいよ〳〵容易でない。例を擧げると、

宮（靜寛院宮）が御兄孝明天皇の御心を安んじまつり、國のため民のためには水火の中をもいとはぬ御覺悟で、將軍家茂に嫁ぎ給うたのは、當時から七年前である。

これについて見ると、「御覺悟」は、「……御心を安んじまつり」と、「……水火の中をもいとはぬ」との二つの句を承けてゐるであらうが、その一方の句に「まつり」の敬語があり、他の一方の「いとはぬ」にないのは、妥當を缺くのではないかといふことに迷ふものがある。それかといつてすべての宮の御動作等を表す語句に敬語を添へると、餘りに煩はしいといふ感じも起るので、適當に節約することは已むを得ないやうでもある。

陛下には、明くる二十九日早朝、御豫定通り御上陸、御巡幸あらせられる旨仰せ出された。島民が一齊に歡呼したことはいふまでもない。

この場合の「歡呼した」は、陛下に對する敬意を缺くのきらひはあるまいか。「歡呼し奉つた」とした方が妥當ではあるまいかとも迷はれるのである。以上の二

例は、例としては餘りよくもないが、唯手近の教科書について求めたものである。賀表、賀箋の類を起草した經驗を持つ人は、これを現代的な文語文で制作するにしても、奉賀の誠意を陳ぶる文の主要な點に苦心するに劣らぬ苦心を、敬語の使ひ方になすことを省みられるであらう。この苦心は皇室に對する十分に且つ妥當に表すことと、敬語の重複、殊に同一敬語の重複の、文として持つ厭味を去ることとの間に存することが多いやうである。

かういふやうな狀況であるから、余の希望してやまないことは、文部省に於て然るべき機關をして、右に關する宮中の御取りきめ、御ならはし、宮內省の取りきめといふやうなものがあるならば、それらを一々に伺ひ取り調べ、又民間の慣例等も調査して、最も妥當とするところを公表して、世人をしてこれに從はしめ、以てこれを統一されるものは統一すると共に、知らずして不敬を犯す國民のないやうにせられることである。統一の出來ないことでも、類推することに依つて、各自注意して用ふることとなれば、妥當を缺くやうな語句は滅びて行くであらうとおもふ。

國語愛とその實踐

國語愛といふことは、獨り音聲に出す國語についていふばかりでなく、これを文字に表したものについてもいふべきことである。耳に聽いての明晰、綺麗は勿論、これを文字にした場合にも、正しくわかり、美しく見えることを含めて考へられねばならない。

又國語愛は傳統的な國語について、成るべくその醇正を失はしめないやうにするばかりではない。時代と共に變化し行く中には、外國語の輸入や、その或感化も絶對に拒否することは不可能であるから、せめて蕪雜に陷らしめないやうにすることも含まれ、或は又在來の或ものに變改を加へて新にするといふことも含まれてよい筈である。一口にいへば、絶對に歷史傳統に忠實に、保守的であるばかりが國

語を愛護する途でなく、在來のものに多少の變改修正を許すのも、亦場合に依つてはその一つの途であらねばならない。又同時に唯便宜的に改變整理を加へるのみが、國語を愛護し、成長させる途であると考へるのは、固より誤りである。かう考へて來ると、國語の愛、國語の健全なる成長に貢獻するの途、方法は、決して單純なものではない筈である。

國語調査會、臨時國語調査會の二三十年に亙る努力が、國語の重要性を認め、これを愛護成長させるがためになされたものであることはいふまでもない。又そのために種々な調査の業績は認めらるべきことであるが、又これに反對して、兩會案の實施を防止した人達も、又一樣に國語の國家に於ける重要性を考へて、その醇正を保護しようとしたものであることも、十分に信ぜられることである。後者といへどもその成長を全然否認しようとするものでないに相違ない。さうして前者は一般的、抽象論に立脚して、傳統と國語運用の實狀とに見逃したところがあり、後者は傳統を重んじ、國家、國語の特殊性を强調するところに立つて、間〻保守に過ぐる人もないではないやうである。

論議、主張としては、兩者各その立場があり、恐らくいくら論じても盡くるところもあるまいが、この實際上の施行について考へてみると、兩者ともにその極端なものは到底實現の期あるべしとは思はれない。思ふに、そのいづれの極に近づくかは豫測し難いが、兩極の中間のどこかに實施さるべき穩健な途が存するであらうといふことだけは疑なからう。

單語に就いてみても、現代の實用(新聞紙などの紙面節約の必要から來る略語、宣傳廣告の必要から來る珍奇な、目新しい新造語、若い人達の好奇心の滿足から來る外來語及び新造語、或社會の或種の必要から來る佶屈な熟語及び新造語)を主として增加し、變化して行くものを、悉く容認して、それに任せて置くことになれば、國語の單語、語彙は無限にも增加し、さうしてその醇美は次第に失はれて行くことは明かなことであるから、自然淘汰に任せるばかりでなく、國語學の理論や、國語美やの上から、これに適當な選擇を加ふるやうな點に、國家の權力を行使することは、識者の認めて是とするところである。いかに前者の立場に立つ論者といへども、これを否認しようとする人はあるまい。又いかに國語の純正を主張する人にして

も、大和、平安時代頃までのやまと言葉以外に一語の增加をも許さないで、よく現時の國家の發展、文化の開展に適應し、又それを一層助長し得べしとは考へないであらう。さうすれば、この方からもまた、やはり兩極の主張の中間のどこかに實施上の點を見出すに至るではあるまいか。

國字問題についてみても、ローマ字說、假名說、新國字說、等それ〳〵に抽象論としては相當の根據を有することは否認し難い。併しながら、わが國の長い國語國字の歷史、及び現代國語の特性を考へれば、その實現性はいづれも頗る乏しいものであるから、我々の豫測し得るところでは、現行の通りに漢字、假名の併用以外に解決の方法はあるまいとおもふ。それで現狀の上に便利と醇美の立場から、或改善を加ふるために、國語の整理と相俟つて、漢字、假名の使用上の制限と、擴張とに、或整理を加ふることの工夫が、最も適當な途として考究さるべきであらう。さうして、その整理には數と形に亙り、又活字と筆寫字との性質に鑑みて、それ〳〵に十分の研究が費されねばならないことは勿論である。さうしてそれに關しては、漢字振假名問題の解決も、同時に實行されねばならない。漢字整理といふことも、一般世人の

考へてゐるやうな、そんな簡單な問題ではない。これを實行に卽して考へる時には。

國語愛護の實踐は、國民各個人に於ても、國語愛の熱情を以て、日常使用の口語、文章に於て、國語の醇美を尊重し、これを傷ひ、これを汚すが如きものの使用を戒めるべきであるが、それも一般の人には必ずしもわかりきつた、たやすいことではない。先づ以て國家がこれに適當なる施設をなし、又國家の權力を以て、國民に方針を明示して强要するところがなければならない。それで次のやうなことが國家に要求さるべきではあるまいか。

國語調査機關の設置

國語の醇美を保存して、その不醇を去り、又その不便を改めるには、唯我々の現に持合せてゐる理論や、常識に依つてなされてはならない。これには國語の過去現在に亙つた相當の調査を必要とする。卽ち過去の長い歷史と、現在のありのまゝの事實との上に立つて定められねばならない。それには又相當の調査を必要とす

る。調査は固より精密と正確とを要するが、併し理論を基礎とした根本的調査の滿足な結果を得らるれば、それに越したものはないにしても、それには多くの年月を要することになるから、現在のごとき國語各般の問題の解決を急がねばならない國家情勢の下に在つては、餘りに悠長に過ぎることになる。隨つて今日に於ては拙速の嫌はあつても、實行に卽して必要とされる調査をなすこととすべきである。私の如き現に國語審議會委員の一人であるが、同會に諮問されてゐる、國語、國字に關する議案について、自己の意見を定めて、それを主張せんとするには、先づ以て種々なる考察の資料に依らねばならない。さうしてその資料といふものは、國語、國字の過去と、現在の事實と、國語敎育上の實際とに關する調査の結果が多いのである。然るに、さういふ調査はこれまで殆ど十分に出來てゐない。少くとも十分信賴すべき、國家事業又はそれに準ずべきものは出來てゐない。自分自身にこれに當らうとすれば、時間と費用との爲に到底これをなし得ない。又同審議會もこれをなし得べき豫算を與へられてゐない。それがために委員として自分は現に甚だ困却してゐる。同會の審議の遲々として進まざる主なる原因の一はこゝ

に在る。今や國民自覺が高まり、行政各機構にそれに依る更新の、國民の間に要望され、國民教育の方針にも一大改新の企てられてゐる際であるから、國民のあらゆる活動の基礎となるべき國語のために、その調査機關の設置はこの際是非實行されたいことである。殊に海外に於ける日本語普及といふ焦眉の問題のために考へれば、一日も早くこれが設置を見なければならない。この調査の結果を基礎として、文部省なり、國語審議會なり、又はもつと有力な機關なりに依つて、これを審議して國語、國字諸問題を解決して、これを諸官廳にも實施せしめ、民間をしてこれに倣はしめれば、内地に於ける國語教育は整備し、外地に於ける日本語普及は戸惑ひの狀態を脫して、その正しい途を濶步し得ることとなるであらう。

國語取締機關の設置

以上のやうに決定される國語、國字に關する諸問題及び諸施設は、政府諸機關の實施と、國民教育とに依つて、國語愛護に實績を擧ぐべきことは必然であるが、併し民間に在つては多年の慣習もあることであるから、これが容易くは行はれ難いかも

知れない。そのためには、文字に表す國語の取締機關を設置して、不醇、不正を取締るの方策を選むことも、亦已むを得ないことであらう。

この機關の任務は、宣傳文、廣告文、看板、その他通俗性の多い刷物、讀物の上から、國語、國字に關する不醇、不正、醜惡を除き去ることに在るとして、社會に存するこれらのものを、常に指摘して、その責任者の反省を促し、場合に依つては、これを戒飭することにしたい。例へば、彼の映畫の廣告などに見えてゐる畸形、不正の文字、一般廣告文に見えてゐる、殊更に刺激の强烈を期した奇僻な新造語、新奇を衒つた文體、又は不必要な外國語、外國語まがひの語、ローマ字の濫用それから獨自一個又は少數團體主張の所說の勝手な實行等に亙つて、適切な注意、戒飭を與へることに依つて、國語の醇美を愛護したいものである。國語愛護の聲の社會に起つてから、すでに相當の年月を經てゐながら、更にその實踐の見るべきもののないのは、いろ〳〵の原因によるとしても、しかし、そのこと自體が、すでにかうした機關設置の必要を語つてゐるのではあるまいか。かういふ機關の設置は國民を侮辱し、官權を濫用したものであると考へる人があるかも知らないが、この非常時局に於てすら、重罰を賭

して、或物資の買占め、賣惜しみをするものが、そこらあたりにあると聞く。自己の利益のために、國語國字の濫用をはばからないもののないといふ保證を誰がし得るであらう。寧ろ酷に過ぐるやうでも、實績の擧るまでは、國民をして暫く忍ばしむべきであらう。

國語愛護の聲のみを高くしても、多年の習慣で、國語の使用に放縱になつてゐる國民全體が直ちに、これに應じてその實踐を努めるであらうとは、遺憾ながら私は信じ得ない。政府、先覺者は早くその實踐の準備に進むがよいが、個人々々の實踐は、傳統の維持保存である限りは卽時でもよいが、在來のものに或種の變更を加へることであるならば、それは國家の權威ある機關で調査研究して、政府で決定し、これを實施することを公示したことに限ることとし、それまでは差控ふべきである。國語のことは相當の理據はあるにしても、種々の複雜な條件があつて、それらが具備しなければ實施され難いものが多いから、思ひ〳〵に實行をすると、却て國語上の混亂を來して、愛護の意に反する結果ともなるから、實踐は十分に愼重にしたいものである。

日本語の外地普及とその教科書

わが國家の飛躍的發展に伴ふ國策の樹立實行のために、種々な新しい問題が發生し、その急速な解決を要求してゐる。その中に、日本語の外地普及に關する準備の諸問題が含まれてゐる。

明治以來、國語學の研究が新しく起つて、相當の成績を擧げて來てをり、又國民教育に於ける國語教育に關しても、學問と實際の兩方面に亙つて、隨分研究實績が進んで來てゐる。併しいづれにしても、內地國民の開發に資すべきを目標としてなされたもので、外地に於ける異民族への日本語普及に對して、その準備たるべき研究は、餘りに等閑に附されて來てゐるのである。これは甚だ遺憾とすべきことである。が、在來の國家情勢の然らしめたところで、今更いかんともすべきやうもない

のである。

然るに、今や國家情勢の一大變化は、大國策の樹立遂行の基礎要件として、日本語の外地進出が焦眉の急務とされるに至つて、國家は否應なしに、その準備たるべき國語、國字諸問題を解決して、適當な教科書を編纂し、以て有效適切な日本語教授の實行を可能ならしめねばならないことになつた。

わが在來の國語教育は、わが國内のいづこかに生れ落ちて、父母その他國語を話す人々の間に成長して、自然に三四千の口語の國語を記憶えて來た兒童に對して、文字に記された國語を教授することを中心としてなされたのである。固より初等教育に於ける國語科には、話し方が設けられてあつても、實際教授の上では、話し方はさして重きを置かれなかつたもののやうである。それで國語讀本のごとき國語教授のための教科書も、かうした目的にかなふやうに編纂されてゐることは言ふまでもない。ところが、異民族は口語の日本語を知らないものであるから、初等國民教育のための國定國語讀本は、そのまゝに異民族に對する日本語教科書としては適當なものではあり得ない。自から別種の教科書が、現外地當局の手に依つ

て編纂されてゐる實狀にあるのである。それも各地で區々になつてゐて、種々の點に統一を缺いてゐるのである。今や大陸に於ける新秩序建設の大活動が國策としてなされるに至つたのであるから、これらのものを統一すると共に、一層立派な、適切なものに發展せしめようとする、文部省の計畫は固より當然の企畫といはねばならない。

さて海外に於ける日本語普及に適切なる敎科書を求めるとして、先づ第一に考へなければならないことは、いかなる人々にこれを普及しようとするかであらう。これを考へるに、恐らくいろ〳〵な階層の人々であらうが、大體次のやうに考へられるのである。

(1) 小學兒童及びこれに準ずるもの

(2) 中等學校生徒

(3) 成年者

イ、知識層の人々

ロ、無知識層の人々

かやうに假定して、その各に對する適切なるべき教科書について考へると、

(1)は年少で外國語を學ぶに最も適當な年齢の人々である。さうして、未だ全く日本語を解しないものである。彼等には現代口語と、現代口語文とを授けることが必要であるが、現代口語は教師の口づからする直接の指導から入るべきであるが、それも一二學年位の程度に止るであらう。それ以上のためには適當な教科書の使用を便とするであらう。それには口語會話より成る讀本、卽ち會話書とも稱すべきものがあつて、この目的にそふべきであらう。さうしてやゝ進むに隨つて、これと併行して現代口語文を理解せしめて、日本語の讀み書きに習熟せしむる必要もあるから、このためには又別に、國定小學讀本に類した讀本の編纂も亦完成を急がれねばなるまい。

(2)の中等學校生徒のためには、右の二種の外になほ文法書を作ることが必要であらう。會話書にしても、讀本にしても、年齢に相應して小學兒童用とはその內容を異にすることを要するであらう。さて文法の爲の教科書はいふまでもなく、現代口語、現代口語文の文法を授くべきものである。兩者の間に多少の相異のあるこ

とは是非指摘して置かれねばならぬであらう。固より一般の知識程度を以て足れりとするのではあるが、口語文法は可なりに複雜でもあるから、實際敎授の經驗に富む人々について、異民族の難とする點をよく調査して、彼等に適切なものたらしめることに注意すべきであらう。

(3) イの成年者の知識層に屬する人々のためには、獨逸語敎科書のジャーマンコースに倣つて、課を逐うて、單語の幾つかづつと、文形の簡易なものから複雜なものへと授け、それに伴ふ文法をも授け、且これを練習せしめて行つて、次第に累積させると共に、その練習を繰返すことに依つて習熟せしめるやうに組織された敎科書を中心として行くやうに工夫されることが、その敎授を最も有效適切ならしめる途であらう。

ロの無知識層の人々の日本語の要求は、それらの人々の職業上の當面の必要を充たし得るに止るものであらう。例へば商人が店頭に於て日本人顧客を相手とする場合の如き。さうすれば、これは恐らく、それ〴〵の職業、それ〴〵の場合を豫想して、事項を選み、それに關する單語、會話を選んだ、簡易なもので事足るのであらう。

現に民間に存してゐる會話書の如き。

余はいまだ實際に外人に對して日本語指導の任に當つたことの經驗を持たないから、右の言ふところにも遺漏があるであらう。しかし、これらのことは編纂のことに當る人々の一考すべき諸點ではあらうとおもふ。

讀本の文章

現行小學校令施行細則中に「讀本の文章は平易にして、國語の模範となり」とあり、又舊中學校令施行細則卽ち敎授要目中、國語講讀を規定してある條にも、「其材料は總て文章の模範たり」とあつた。この中學校の要目發表の際、模範といふ語の意義が甚だ明瞭を缺いてゐると思つたので、時の編輯課長に質問したが、その答辯は明瞭を缺くものであつた。中等學校では現に讀本を正讀本として使用してゐるので、讀本の文章を指していつてあると解せねばならなかつた。それが新要目に削られたのは、余の考では當然である。

小學讀本の文章は總べて兒童の綴り、又卒業後に綴るべき文章と同一文體のものと見られようから、口語文にせよ、文語文にせよこれを總べて兒童の各年級に相應

した模範的なものといふ意に取られる。恐らくさういふ目標を以て作られ、編まれたものであらう。さうすれば、その文章の文體、用語は各年級兒童の綴方の模範たるべきもので、現代社會一般の模範たるものの意に解することは出來ない。ところが、中等讀本の文章になると、小學校讀本の文章とは同様には見られない。中等讀本に採錄するところの文章は、これを時代的に見ても、現代文（日露戰爭以後の文）、明治時代文、近世文、近古文、中古文、上古文を含んでをり、從つてその文體、用語にも澤山の相違がある。さうして、我々現代人の實際に作つてゐる文章は、現代文中の口語文が主であつて、稀に文語文を作つてゐるのであるから、模範の意は主として現代口語文の場合に於てのみ、生徒の作文の模範の意味に取られるが、明治時代以前の文章の場合に於ては、その代表的な、良い文といふ位の意義にならねばならない。例へば、源氏物語の文章は、平安時代の貴族の爲には、その作文の模範となり得、近松の文章は元祿時代の淨瑠璃作家には模範文となり得、紅葉や、鷗外の文章は明治時代の作家の爲には模範文たり得たであらうが、さういふ文體から大いに離れてゐる、今日の文章の爲には、模範とはなり得ない、唯過去の時代の型としての

み知るを以て足るとすべきものである。特殊なる作家詩人などが、かゝる過去時代の文から何等かの示唆を得て、文章工夫の資料とするやうなことはあるとしても、一般の現代國民の爲には、古代文はその形を知り、その內容を解し得るに滿足してよい筈である。

であるから、新中等學校要目に於て、讀本の文學に就いて「模範」の意を取り去つたのは、誠に適當な改定といはねばならない。

さて兒童生徒自身の綴方、作文の「模範」といふ意にしても、それが全般的にいへるのは、小學讀本の場合であるべきで、現行の小學讀本の實際を見ても、その文章は兒童の綴方の模範たるべきやう、年級に應じて工夫し、綴られ、集められてゐると見られるのである。

そこで、兒童の爲の模範文たるべき資格はどこに在るかを考へることは、畢竟小學讀本の文章の性質を定めることになるであらう。先づ小學國語讀本の文章は、文章の社會的使命の上に於て滿足なものでなければならない。その爲に模範文たる一の條件は、文法的に正確であるといふことである。國語は國民相互の意志を

傳達することをその社會的使命とする以上、讀本文章の用語文字は社會の通義、通用の上で正當でなくてはならない。單語にしても、熟語にしても、文字にしても、又文法上のことにしても、社會が一般に認めて使用してゐる意義に於て正しくあらねばならぬ。作者自身に特殊な、又は極めて或一方にのみ僻したやうなものは、その特殊な目的を持つて用ひられる場合の外、正しいとは認め難いのである。この點から見て、現行小學讀本の文章は、兒童の爲の模範文たるに適してゐるのである。次に修辭的に見て、穩當な文章であるといふことが、模範文たる一要件であるべきである。修辭は、學的根據は時代に由つて動かないにしても、その實際上の現れは、時代と共に變つて行くものである。從つて文體は時代的に沿革、歷史を作つて行く。それと共に又修辭は個人的特徴をも持つものである。談話の風に個人的特徴のあるやうに、文體にも個人による種々な特徴を有するのは、その修辭の異なるより生ずるものが多い。誇大なる形容を常に用ふる人もあり、論理的にキチンキチンと話す傾向の人もあり、詩的なる表現の面白さを喜ぶ人もあつて、口語の會話でも、その修辭的特徴は個人によつて實に樣々である。さういふ個人的特色を除

りに多く持つものの、模範文として適當でないことは、餘りに癖の多い書風が、習字の手本として不適當なのに徴しても明かである。それであるから、修辭的に見て穩當なのが模範文の一要件であると思ふのである。又修辭の穩當は、時代的に違ふこともあるものである。兒童の作文が現代文である以上その修辭も亦現代文の修辭として穩當なものでなければならぬ。例へば、上古中古の修辭に多い、枕詞、緣語の修辭は上古文中古文に於ては穩當であつても、現代文に使用するのは穩當を缺くことであるし、近松、西鶴等の名文に多い、聯想繫ぎの修辭も、今日の文章の修辭としては穩當でない。又漢文の白髮三千丈式の誇張の修辭も現代文には滑稽になつてしまふ。かやうであるから、現代的に穩當でない修辭は模範文には適しないものである。この點から見ても、現行小學讀本の文章は、兒童の模範文たるに適するものと思ふ。次に文學的に見ても、穩當であるといふことが、模範文の一要件とされるであらう。現代文學の特徵を、文體の上から在來のそれと比べて考へて見ると、著しく個人的なのがその一である。情緒、氣分、思想を細かに表さうとするのもその一つである。それが爲に、舊來の文章の構成法、修辭も大體これを無視

してしまふことになつてゐる。さうして、成るべく自由に書くところに、個性を十分に表さうとしてゐるのである。さういふ現代文學の趨向に適したものでなければ、現代文學として、名文であり、傑作であるとはいはない。そこで、文學的に見て模範文といふのは、兒童生徒の多くが學び得べき性質のものであらねばならぬ。學ぶことに由つて、却て迷はせ、模ねることによつて却て邪路に入らせるやうなものであつてはならない。さうすると、模範たるによく適したものでなくてはなるまい。さういふ文章は、現代文學の立場から見れば、名文でなく、傑作ではない筈である。萬人向きなものではあるまい。

文學的文章は、個性的な特徴の著しいものではあるまい。よく現代の文章を評して生命の躍動してゐるなどといふが、個性の著しく出てゐないものに生命の躍動は感ぜられないから、ぴち〳〵して、調子の高い、所謂生命の躍動した文章は、兒童生徒の模範的な文ではない筈である。却て誰にもよくわかり、誰にも摸倣され、さうして誰をも誤らしめない、社會的使命の上から見れば、尤も穩かな文章であるべきである。そこでこれを現行の小學讀本の文章について見ると、この點でも模範的性質を持つものといはねばならぬ。小學

讀本の文章はよくその學年の程度に應じ、又生活の實際にも適した、模範的なる文章を綴り集めて出來てゐるといつてもよからう。

以上の如く、語學、修辭、文學の三つの立場から見て、現行小學讀本の文章は模範的である。國民初等教育中の國語教育に於ける、讀方教材としての讀本の文章は、かういふのが尤も適當なものであると余は考へてゐる。

そこでその教授上の取扱を考へよう、小學讀本の文章が右の様な模範的性質を持つてゐるものであることを了解するならば、その教授上の取扱も、亦この考を基礎として工夫さるべきものであると考へる。卽ち語學的に見ては飽くまでも正當なものとして取扱はれなければならない。若しその點に於て、如何はしい、又誤謬があるならば、讀本は直ちに訂正さるべきである。單語、文法、文字、假名遣、符號等の上の根本的な問題を解決して、その確乎たる基礎の上に立つものでなければならぬ。國家が苟くも國定讀本を制定する以上、これらの根本問題については、豫め愼重に調査し、研究し、決定するの準備をなした上にすべきであつたが、今日の國定教

科書の制度は、自由に編纂され、出版され、採用された時代の弊害に鑑みて、これらの根本問題の解決を待たず、言はば、十分の準備なしに編纂し、今日に及んでゐるので、これらの點に於ては完全を得てゐるとは言ひ難いと思ふ。從つて實際家から、矛盾など指摘されてゐるのも、この爲のものが多いやうである。國語問題の調査審議機關が出來て、國語、國字に關する諸問題を研究し、調査し、議定し、これを國家が各方面に採用することにやがてなるであらうから、現在の處は、敎授者は自分の學殖と、穩健なる常識と、識見とに依つて、行く外はないであらう。修辭的に見ると、小學讀本の文章中には、その「巧。拙。」を批判すべき餘地は多々あるであらう。現にさういふ見地から、文。壇。の。人。達。の批判の公表されたこともあつた。しかし、かうした批判は盡きるべきものでない。小學讀本の文章はなほこれから幾度か、推敲され、銑練されたところで、その非難が皆無になるべしとは豫想されない。それで、現行の小學讀本の文章を一わたり、余の眼でのぞいたところでいへば、先づ大體に於て穩當なものといへよう。穩當といふのは、先づ大體不可はない、拙くもないといふ意味で、いはば消極的に多くの非難の的となるべきものでないといふ意味で、又い

はば、萬人向きによく出來てゐるといふ意味であつて、傑出した天下文壇の名文であるといふ意味ではない。であるから、敎授上の取扱は、修辭上の方面でも、かういふ性質のものとして工夫さるべきである。兒童をして、日常三度の飯を味はせて、その平凡なところに永久厭かない味を覺えさせ、それを十分に自分のものにするやうに指導すべきである。決してこれを天下の美味、珍味、希代の御馳走などと誤解させてはならないのである。

次に文學的方面について考へよう。小學讀本の文章は、兒童綴方の模範たるべきであるといふ見地から、個性の著しく表れた、又は天才的な、勝れた文學作品たるを要しないといつたが、併し文學作品、藝術的なる文章たるを要しないといふのではない。小學校の國語敎材に文學的作品、藝術的表現の文章を持つことは甚だ有利有效である。敎材としては文學的作品、藝術的表現の文章を有すべきではあるが、それが全部であるの要はない。否全部であつては不都合である。そこでこの文學的なる敎材について考ふるに、ここにも兒童の爲に模範文たるべき性質は必要であるから、必ずしも現代文學の趨向に迎合すべきではなからう。

現代文學の傾向については一寸前にも觸れたが、現代の我々は、古代の人に比べて、思惟的には細密であり、又論理的であり、感情氣分の上では纖細であり、感覺の上では銳敏である。それで傳統的な言葉、漢文的な言葉や、古代の修辭では到底滿足し得ないものがある。日常使用の現代口語にすら滿足し得ないものがある。かういふ單語や修辭には、それが社會多數人に共通使用されてゐる意義に拘束されて、眞の自己の內面にあるものを表すに不十分を覺えるためである。さうかといつて、言葉に表さねばならぬのであるから、この萬人に向くといふことと、自己內面を眞實に表すといふこととの間の調和を見出すところに、現代作家、文章家の作文上一方ならぬ苦心が存する。かかる苦心の結果として生れ出た、現代文學の文章には、著しい個人的な特徵が出てゐる。その著しい特徵の上にこそ、文學的文章としてもつ優秀性が見出されるのである。現代文學、現代文章の傑作は、決して文法的に正しいとか、修辭的に穩當であるとか、さういふ永い過去が作り上げて來た社會的方則に適從してゐるといふ點にはなく、そのいかに作者自身、その內面に潛む感情氣分を、眞實に表し得てゐるかといふの點にかかることが多い。故に國語、文法

の上では破格を含み、修辭的には穩當を缺くが如きは、必ずしも大なる缺陷とはされないのである。かういふ例は、昔にも在る。近松、西鶴、秋成に模範文の立場から見ての惡文の例は少くないが、惡文なるが故に名文であり、傑作であることも亦疑はれてゐない。多くの萬人向きの、模範的な文章は、遠く歷史が葬り去つてしまつてゐるのに、惡文が却て後代に光輝を放つてゐるのである。かういふ例に徵して見れば、我々の現に住んでゐる時代であり、社會であるが故に、現代作家のかうした意味の惡文を唯誹つてはならない。かうした意味の惡文の中にも千古に輝く名文、傑作のあることを注意しなければならない。

國定の小學讀本の文章が、かういふ意味での名文、傑作を採らずして、文學として平凡なる模範文を採つてゐる方針は、國民普通敎育中の國語敎育に於ては、決して非難さるべきことではないと思ふ。かういふ意味で、余は或文壇の人達の小學讀本の文章に對する、文學的見地からの非難は、必ずしもすべてが首肯すべきものであるとはしない。

そこで、この立場から敎授上の取扱について考へよう。すでに小學讀本の文章は

文學的に見て、名文、傑作でないことが認められるとするならば、教授上の取扱も、さうした見地の上に立つてなさるべきものであることは勿論である。平調な、萬人向きな、文學的文章として理解させ、鑑賞させるやうに指導すべきである。これを天下の名文、傑作であるかのやうに勿體づけ、こぢつけて、理窟など附與するのは、教師が自己を欺き、兒童を誤るの途ではあるまいかと思ふ。

文學的文章の教授は言ふまでもなく、その持つ形を透してその內容をすなほによく正しく把へしめることが第一であらねばなるまい。その外なる形をもよく知り、その內なる內容をもよく把へるのでなければならない。さうすることは、作者のなしたと略同樣な、心裡の創作過程を經驗して見ることでもある。そこで教授上の取扱の方法に於ても、自分の解釋し、鑑賞したところをよく反省し、把握して、その上に工夫したものが、よい方法であらう。教授者は、教材について、自分が解釋し鑑賞したところを、忠實に反省して見て、それを見きはめて、その上に立つて、幼い者をして、どうしてそれを理解させることが出來るかに就いて工夫し、指導するが正しい教授であらう。

これに反して、豫め自分に持つてゐる文學理論などを、强ひて當面の教材に押しあてて、「かるが故に、この文は美しからねばならぬ」と說明し、又强ひて名文傑作にこぢつけて、大袈裟な稱讃などする結果は知るべしであらう。

小學讀本の文章を批評するに、「生命の躍動」などといふ大袈裟な詞を用ふる人があるが、世の文學中には眞にさうしたものを感ずることもある。名文を讀んで、ほんとに躍り立つやうな感激を覺えることもある。又思はずも落涙をなすこともある。さうした文にこそ、眞に作者の個性、生命の躍動を直感するのであるが、さうした文章はざらにあるものではない。一代の歌人、一代の俳人、一代の作家達の作品は數萬に上り、數百篇に及んでゐても、寥々として晨星の如きものである。それであるから、小學讀本の編者に依つて作られた文章をば、さういふ偉大なる詩人、作家の一代中の稀有の傑作並みに考へて鑑賞するのは當を失したことである。さういふ取扱ひは教授上の方便としても避けたいことであると思ふ。

穩當な模範的な文章として、小學讀本の文章を取扱へといふのは、それを社會の水平線以下の惡文、拙惡の文として取扱へといふのでは固よりない。語學的には、正。

しい。修辭的には、穩當であるから、水平線以下に立つ尋常な文と見てよからう。文學的に見れば、文壇のレベル以下に立つ尋常な文として、これも水平線以下と解しなくてもよい。さういふ位置に立つものとして教へられた文は、兒童に取つては、模範として模倣し得べきものである。現代文學の趨勢の中で、その大體の水準の上に立つとして取扱ふべしといふのである。さうして兒童をして、文章の正しい理解、よき鑑賞をさせるやうにしたいと思ふのである。實際、尋常な文を尋常な文として、その味を知らしめるといふことは米の飯の味を知らしめることで、大牢の珍味をおぼえさせるよりは、却つてむづかしいかも知れぬ。文學的に誇張した取扱方をしないで、教材の文章として持つ正當なる味、價値を知らしめる教授は、文藝教育に傾いた教授より一層困難であるかも知れない。併し、それを押切つてやる努力が必要なのではあるまいか。

中等學校讀本の文章については、文部省が、現代文の外に古文をも採用すべきことを規定してゐる點から見ても、小學校に於けると同樣に、生徒作文の模範たるべき

ものといふ意味に解することは出來ない。現代文については、大體模範的なるものを採るのが穩當適切であらうが、中等程度になると、生徒は作家個性のよく出た、優れた文壇の文學作品を選んで情操教育に資しても然るべき程度に達してゐると思ふ。故に現代作家達の文章を採錄するのも、唯彼等作文の模範たるべきものを示すといふばかりでなく、文壇の傑作文章に接せしめようとするのであらう。現代文の外に古文が採錄されることになつてゐるが、この方は、固より生徒作文の模範の域外に立つものであるから、これは各時代の各樣式の文體の代表たる意味に於て選擇採錄さるべきである。故に古文は原文のまま採錄されるのが原則であるべきであらう。さうすれば、古文、現代文に亙つて、古今の名文、傑作も採錄されてよい筈である。この點が小學讀本の文章の場合と違ふと考へる。

それで教授上の取扱も、自然小學讀本の取扱とは違つて、解釋と共に相當な鑑賞を必要とするのであるから、教授者の學殖、研究に關して小學校の教師より、今一層博く、精しく、且つ深いものが要求されてゐると思ふ。小學校では、萬人向きの模範的なものであるから、文學としても、一應の理解を持つてゐればよいのであるが、中等

學校で取扱ふ名文、傑作となると、一應の理解を持つ程度では足りない。これを現代文學についていふと、文學としても、文章としても既述の如く、個人的特徴が著しく、その特徴の著しいところに、個性の輝き、生命の躍動があるのであるから、これを解釋し、鑑賞するには、これらの作者の個人、その作品全體の特徴、傾向についてよく知り、よく理解してゐなければ、その教材として採られた短文の特徴、價値といふものが掴めまい。その眞の鑑賞は出來まい。現代文學の特徴、傾向、それから、現代作家の多くについて、その一々の特徴、傾向について、的確に把へておくといふには、どうしても、現代文學に常に接觸し、その作品について、斷えず研究を積んでおかなければならないことになる。これは決して容易なことではあるまい。

古文について考へると、中等讀本に採用せらるべきは、上古文、中古文、近古文、近世文、最近世（明治）文と解してよからう。法令上では最近世の名は見えないけれども、これは現代文の中に含まれると解されてゐると思ふ。この時代の文だけ除いてよいといふ理由は發見されないから。

さて、さうすると、古今のあらゆる時代の文章の代表的なるものを、その各時代の文

章の中から選擇、採錄されてゐるのは當然である。現行讀本は皆さうなつてゐる。決して實用的な文章を各時代から採擇してはゐない。これには相當の理由あることである。

さうして、その各時代文學の選み方に於ても、大體に於て各讀本が一致してゐるのは、既に文學史家や一般社會が長い間に選擇して來たのに依つてゐるので、これは大體に於て公正であるといへよう。但し教授上の立場からのその採擇の方法には、多少編者の意見も入つてゐる。が、大體に見て、古來の各時代の傑作たる著作の中から、それ〴〵の特徵の可なり鮮かに見えてゐる部分を切り取つて、それを適宜に排列してあることは疑ないのである。

固より各時代文章の中でも、色々の種類、形式はあるのであるから、その文章としての種類、形式の中で省略されたものもあり、又各時代の作者、作品の中にも多くのものが含まれてゐるから、この中で割愛されてゐるものも少くないが、それは事情已むを得ないことである。それで大體に見て、古來各時代の代表的なる文章が選擇採錄されてゐるといふのである。教材としての分量は自然にきまつたものであ

るから、代表的な文章が選擇採錄されてゐるにしても、それは見本帳の如く、片鱗を見せてゐるに過ぎないので、それらの作品、作家の全貌を窺ふには足りない。それによつて、讀書力を養ふ解釋に止めるならば容易いが、これらの鑑賞によつて、相當な文學的感激を、生徒に得しめようとするのであるから、教授も生やさしいことでないことは言ふまでもない。

教授の徹底、十分を期するには、少くとも、古今の國文學について、よく知るところがなければならない。文學の各種形態の變遷、發展、各作品、各詩人、各作家の特徴について よく知り、且つこれを人に教へ示すべき、適當なる言葉をも用意せねばならない。國文學史の教授もなか〳〵困難なものとされるが、それはまだよい。それは抽象的にいひ放しても置けるが、これは一々實例についての指導であるから、一層困難であるといへよう。例へば、新古今集の歌の特徴、その長所はかく〳〵と文學史で授けるのはなほ易い。一々の作品について、そのいづれのところに、どういふやうにその特徴が現れてゐるかを、指導するのが、讀本の教材の教授であらうから、それは一層の困難であると思はれるのである。今の中等學校以上の國語講讀が

多くは語句の知識的教授に止り勝ちであるのも、この點から見て鑑賞は餘りに困難であるから已むを得ないものがあるともいはばいへる。實際中等學校の讀本に於ける教材は甚だ博い。教師としてもこれを滿足に鑑賞し得べき、基礎的豫備的の素養を各方面の文學に持つことは、中々望んでも難いことである。それに比べると、高等學校はまだよい。限られた古典文學に教材は採られてゐる上に、一部一部の相當の分量を課し得るのであるから、この方ならば、專門家ならば、誰しも相當に理解さしてやることが出來るのである。が、中等學校讀本は廣く亙つてゐる上に、名作の片鱗を示して全部を了解させるやうにしなければ、十分徹底しないものであるから、一層困難であるともいへる。余は世間が、今の中等國語教育の眞の意義使命を理解し、その教育の困難、殊に教師素養の容易ならぬものであることを、よく理解して、先づ國語科教員自身の自重、努力は勿論、周圍の教育界から、全社會が、これを理解して、同情し助力してやることが必要とおもふ。これがない今日、獨り十分を國語教員に望むのは、難きを人に求めることとなつて、餘りに國語教員に對する同情を缺くものである。

英語科處分の急務

摸倣の時代は過ぎた

今上陛下朝見式勅語の中に仰せられた『模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ』といふ御言葉は昭和の御代の國民の特に注意して、聖旨を奉體してその實現に滿身の努力を捧げねばならぬことと信ずる。何となれば、勅語にかかる御趣旨を拜したのはこれがはじめで、昭和親政の御精神は實に此の點に最も力強く拜し奉られると拜察されるからである。

謹んで思ふに、德川時代の末期我が國が歐米各國と接觸を餘儀なくさるるや、彼等の强大なる國力、燦然たる文化に驚き、東方窒居の不可能と、世界の廣大なる舞臺に出づるには、先づ彼等の科學文明を輸入して國力の充實を圖ることを急務とすることとを知つて、廣く知識を世界に求めると共に、從來の陋習を破却して、憲法を始

めとし制度文物のあらゆる方面に亙り、日常生活に至るまで、盛んに摸擬を力めて來たのである。それが爲に約半世紀の短期に於て、歐米諸强國の班に伍し國威の發揚、國力の充實を成し得たのであつて、我々は明治以來の此の方針に對しては決して非難すべき理由を見出さない。先輩の事蹟に多少の不滿を持つとしても、この大方針に對しては感謝せざるを得ないと思ふ。

敎育制度の如きは固よりこの方針に由つて立てられたもので、時代、國勢の變化に應じて、その間に多少の變遷はあるが、大體に於て當初の方針は依然として連續されて居るといはねばならぬ。それであるから、苟も文敎の上で「模擬ヲ戒メ創造ヲ勗」むる御精神の實現を思ふものは、必ず敎育制度の上に適當な改善を講ずることを怠つてはならない。昭和の敎育制度をこの御精神によつて改善せんとするには、いろ〳〵の方案も立ち得る。いろ〳〵と問題も提起し得る。併し、その中でどうしても今日に於て世の注意を喚起して、適當な結論を作ることを準備してかからねばならない問題の一つは、外國語科の處分であらうと思ふ。

過重なる外國語科の負擔

現行の各種學校令施行細則に由つて、外國語科の時間數を見ると、中學校に在つては一週全時間數第一學年二十九時、第二學年以上三十時間の中、外國語は

一年	二年	三年	四年	五年
六	七	七	五	五

となつてゐて、全科目九乃至一〇の中、外國語一科の占める時數は、約五分の一より六分の一の間にあるのである。又これと同じ種類の科目の國語及び漢文科に比すると、一學年に於て二時間、二學年に於て一時間少く、三學年に於て一時間多く、四學年五學年に於て同一である。以て中學校に於て、外國語科が如何に多くの時間を費して學習されてゐるかがわかる。

次に高等女學校令施行細則を見るに、

	一年	二年	三年	四年	五年
外國語	三	三	三	三	三

となつてゐる。これを國語科に比すると、第一、二、三學年に於て三時間づつ少く、第四、五學年に於て二時間づつ少い。それでこれを中學校に比すれば、餘程負擔が輕いのであるが、やはり國語、裁縫に次いで多くの時間を取つてゐる。

師範學校第一部で見ると

一年	二年	三年	四年	五年
五	三	三	三	三

となつてゐて、全時數三十四に對しては、中學校、女學校ほどには高率でないが、なほ國語及び漢文、歷史地理、數學、體操と共に最も時數の多い科目である。

高等學校に在つては、文科に於て

	一年	二年	三年
第一外	九	八	八
第二外	（四）	（四）	（四）

理科に於て			
第一外	八	六	六
第二外	（四）	（四）	（四）

となつてゐる。第二外國語は隨意科であるが二科を兼修するものには、全時數の三十三乃至三十二に對して、三分一强を占めてゐる。第一外國語のみを修むるとしても、全時數二十九乃至二十八に對して三分一近いものを占めてゐるわけで、如何に外國語の負擔の重いかは言はずとも明瞭である。

以上は中等學校以上の學校に於ける外國語科の負擔を知る便宜の爲に、主なる學校の規定中から摘記したのであつて、他はこれを省略した。これに由つて、大體、我が學校教育に於て外國語科の負擔の頗る重いものであることを知るに足るであらう。

若し國民生活に外國語が缺くべからざるものであるならば、この重荷もこれを忍ぶは已むを得ないが、我々の見る所では、國民生活に外國語の必要であるとすることが甚だ疑ふべきことである。既にこれが疑はれる以上、國民教育上の重大問題

として外國語科の處分を攻究することは今日の急務であるとせざるを得ない。これが我が敢へてここにこれに就いて卑見を述べる所以である。

普通教育は道樂ではない

先づ下級學校の上から考へて行かう、小學校には外國語科はない。唯特殊の學校に之を置くことがゆるされ、又一般の小學校では極めて稀に科外に課してゐる所もあるが、その要不要は自ら上級學校にこの科の存するか否かに支配され、又補習教育や中等教育に於ける外國語科の必要不必要の論定によつて知らるると思ふからここには省いて置く。

さて、小學補習教育に於て外國語科の存置する必要ありや否や。文部省の規定によれば都會地即ち商業地に於ては、これを存置することになつてゐるが、余はこれを廢止すべきものと思ふ。嘗て余の住地の町に於て、町理事者は補習教育の案を

立てて、これを學務委員會に諮問した。その案には、英語科を置くことになつてゐて、いろ〳〵議論はあつたが結局省令は無視し難いといふので最少限度の時間に課するといふことになつた。その際存置論者の説を聞くと、小學補習教育を受くる町の青年は、家に在つて商業に從事するもの、又は他家に雇はれて商業の見習をなすものであるから、外國商品のレッテルを讀み、看板の英語を解する爲に必要であるとするか、又は我が國が益々强大となるに隨つて彼等の外人に接する機會が多くなるべきであるから必要であるとするかには出でなかつた。余はこれ等の説に對して一々批評を試みて自説の英語科無用を固持した。ここにそれを約していへば、外國商品の品種の識別を一々外國語の理解によつてするのは、寧ろ迂遠のことであり、又實際でもない。自分は常に外國煙草を到るところで買ふが、店員達はその品種を文字で讀んで賣る事は殆んどない。箱の模様や色で覺え込んでゐるか、又は政府が輸入を認めた貼紙に我が國字で書いてあるものを讀んで知つてゐる。それで商業には差支へない。老婆の店番をしてゐる店で買つても、決して不便を感じないことを屢々經驗してゐる。煙草ばかりではない。何品に由ら

ず同じことで洋酒であつても、藥品であつても、その他の百貨何に由らず同樣である。若し一般が今の有樣よりもつと英語の學習をするものが少くなるならば、輸入品を取扱ふ大商店に於て、國字で記した貼紙をするやうになるに相違ないから、こんな理由で少年達を英語科の負擔で苦しませる要は少しもない。看板を讀むに必要であるといふことも取るに足らないと思ふ。一體我が國の商店で商品や看板に外國語をむやみに記したがるのは、外國崇拜の謬想の生み出したものであつて、大國民としてはむしろこれを恥とするのが當然である。これを逆に大國民の襟度であると誤解する人があるならば、我又何をか言はんやである。東京の店舖の橫文字に氣をつけてみると、多くはローマ字綴の國語で、英語は甚だ少い樣である。たまには藥種屋の看板に獨逸語を見受け、理髮店の看板に佛蘭西語を見かけたこともある。斯ういふ橫文字で記す心理はやはり外國崇拜の精神から、外字、外國語を記すことに依つて顧客に媚び、自身を滿足させようとしたもので、單なる商人根性から出たものであつて、決してやむを得ざる必要に出たものではない。その證據には嘗て外國人の立入ることのない理髮所に Barber と記して

あつたり、到底外國人の顧客を持つ望のない店にMilk Hallと記されてあつたりするのは、余にはむしろ滑稽にさへ感ぜられる。斯ういふ外國語を一々讀んでその店の種類を識別する樣な馬鹿者、迂濶者は今の日本人には到底あり得ぬことである。又ローマ字綴りの國語を記すのは、日本語を幾らか覺えて日本文字を知らぬ外國人には便利かも知らぬが、日本人には何の要もないものである。こんなものは、全然讀めなくても國民として少しも不都合、不便はない。余は斯ういふ馬鹿げた看板を掲げて、自國の品位を失墜させることを知らない外國崇拜の迷夢を先づ破却することが急務であると思ふ。

次に我が國が强大になればなるほど、一般國民が益々英語を知る必要が生ずるであらうといふ說に對しても、余はこれを否定する。この說はいろ〳〵に分析されるが、論者は我が國力の强大になるに隨つて、外國に移住し、又は商業等の用務で外國に行くものが多くなり、又外人との取引の增すべき爲に、一般國民が英語を知らねばならぬといふならば、それはその必要の生じた時に、特に考慮すればよい。例へば移民學校を起すとか、速成的に實用英語を敎授する施設をするとか、その場合

には色々の方案はあらう。その必要のない今日、都會一般の補習生徒に課するの要はない。況んやＡＢＣから少しばかりの英語を覺えたとして、それがかかる場合に何の要をなさう。外國崇拜を離れ、因襲を脱してよく考へてみれば、こんな事の馬鹿げ切つた事である位はすぐわかる筈である。

英語は英國の國語であるに止らない。世界語に近いものであるが故に課せよといふ說は或は成立ち得るかも知らぬ。併し余は論理の成立は認めても、實際上の說としては斷じて贊成し得ない。世界語といふ意義はどういふ意義か、よく知らないが、恐らく今日世界で最も多くの人に用ひられてゐるといふ意であらう。日本で少しばかり敎はつた英語は、本場の英國ロンドンではちつとも役に立たないといふ經驗は外遊者の多く經驗して來る事である。イタリーや、ソビエットロシヤなどでは固より用をなさない。それで英語は比較的に國語より世界各地に役に立つ場合が多いといふだけならば承認される。これが承認されたとしても、我が小學補習敎育にまでも英語科を課する必要を論定することにはならない。普通教育は道樂ではない。必要であらねばならぬ。道樂ならば、何を課するも勝手

であるが、必要である以上、卒業しても英語一通りの讀解は出來ず、手紙その他の文書は綴れず、英語國民との會話も出來ない英語を科することは斷じて否認しなければならない。

中學校は外國語を廢止すべし

中學校に於ける外國語科の價値を考へるには、中學校令の示す如く、中學校教育を普通教育として考へる立場と、現時の實際の高等、專門學校の豫備教育として考へる立場と二つの立場がある。

先づこれを國民普通教育の學校としてみれば、余は外國語科を置くの必要はないと信じてゐる。その所以は現時我が普通の國民として社會に立つには英語等外國語を讀み、話し、書く必要の存在は認め難いからといふにある。試みに社會の實務に就いてゐる者をみよ。學者とか、著述家とか、新聞の論說外報の記者とか、特殊

の地位にゐる軍人とか、外務省の官吏とか、外國語敎師とか、タイピスト、通辯とか、又は外國との取引に從事する商社の社員とか銀行業者とかを除いたら、直接に外國語の知識を役立てて居るものはあるまい。大々多數の官吏、會社員、商工業者、敎員その他の所謂中流階級、中等國民は學校生活の間に最も骨の折れた學科の一つである外國語の多少の知識を有してゐるに拘らず、これを有益に使用してゐる者は概してないのである。これは決して有效に使はないものの怠惰ではない。その必要を感じないのである。新聞、雜誌、著書が今日ほど發達普及しては、知識階級國民として立つ人々も、外國語で記されたもの、外國で出版されたものから直接に知識を吸收するの必要を感じてゐないからである。中學校の五年、高等學校の三年を苦しみ拔いて得た外國語の知識を棄てて、役立ててゐない法學士その他の學士がどれ程あるかと考へてみると、ほんたうに今の學制が馬鹿々々しく思はれるのである。社會に出て役立てる少數者の爲にかかる多數の人々が犧牲になつて、外國語科に苦勞してゐる今の學制の弊を痛感しないではゐられないのである。余が斯ういふと、或はそれは事實であらう。併しその役立てない多數者の折角の

寶を持ち腐れにするのが惡いのだ。一體に我が國民はなどと直に歐米人を引出して、我が國民の一般に書に親しむことの少い弊など擧げて、外國語科の罪を負ふべきものでないと言ふ人があるかも知れない。それにも一理はあらう。遺憾ながら、我が國民は一般的に言へば、餘り書に親しむことの好きな國民ではないやうである。けれども、今日の新聞の廣告を見ても、出版は實に盛んなものである。各種書籍の出版は日々の新聞の重要廣告欄を埋めてゐる。よくも斯く多くの圖書がそれ〳〵に賣れ行き、よくもかかる大きな廣告が莫大な料金を支拂うてなされるものだと驚かされるのである。一般雜誌の多く、好書人の多きは知られるのである。知識慾は限りないものであるから、外國語を多く知れば知るほど、此の慾を滿すに好都合であることは言ふまでもないが、なほ好學の風が旺になつても、今の學界と出版界は遂に我が中流知識階級の慾望を滿たすに足らないと見るのは、餘りに自らを侮辱したものではなからうか。いろ〳〵の點で歐米諸國になほ遜色を有することは公平にみて否認し難い所であるが、それは決して中學校の外國語科によつてのみ、補ひ得べきものではあるまい。歐米の知識を我に吸收するの途

はなほ他にも存する。さうしてその途は、若い多數國民の心力を今ほどに勞せず、今ほど費用を費さないで出來得べきことである。

余は以上の如く見るが故に、國民普通教育としての今の中學校には、一般に外國語科の廢止を主張する。

豫備教育としての中學校

次ぎに高等諸學校の豫備教育としての中學校の外國語科は如何に處分すべきかに就いて考へてみよう。これは大學へ進むものと、專門學校へ進むものと二つに分けてみなければならない。

專門學校へ進むものは、專門學校卒業後社會の業務に就かうとするものと解しなければならぬ。社會の實務の上では、中學校卒業者の就くべきものより、幾らか程度の高く、困難な所もあらうが、常に外國の文書を取扱ひ外人に接するものはただ

その一部に過ぎないで、多數は國語を讀み、書き、話せば事足りるものである。これは今日の實際であるが、將來を豫想しても如何に國際關係が密を加へても、我が國家にして獨立國として發展して行く限り、官省、會社、その他の實務者が外國語を解しなければ勤まらないやうなことはない筈である。斯ういふ理由で、余は專門學校の敎育には、全然國語を使用することを前提にして、外國語科は中學校に於て廢止すべしと主張したい。

進んで大學に入らうとするものの爲に、中學校の外國語科は如何にすべきであらうか。大學は學術の蘊奧を究むる所であり、學者にならうと志し、又は眞に學術の研究に適する能力と事情とに惠まれたものの入るべき學府である。現在のやうに唯職を求め、立身出世をしようとするものの入るべき所ではない。余の考では、官公私立の大學に入るものの大多數はその道をあやまつてをり、大學は嚴にその職分に向つて直進してゐない。もつと學生を嚴選し、少數にし、その門戶を狹くしてこそ、眞の目的を遂ぐべきであらう。余は斯ういふ見地から、大學敎育の豫備敎育の一機關としての中學校の外國語科を考へる。

大學を學術の蘊奥を究むる最高の學府とすれば、學術の研究は一面に於て博覧を必要とする立場から、大學生は外國語の二三に通曉するを便とするは言ふまでもない。この立場からして、大學の豫備教育の何處かで、外國語を習得させる制度を設けなければならない。今の學校系統では高等學校がその任にあたるに最も適してゐることには誰も異論はなからう。外國語の學習を中學から始めなければならぬといふには疑の餘地が存する。

余は此の外國語科處分に就いて、二つの案を考へてゐる。その一つは一府縣に一校乃至二校位の外國語科を置く中學校を特設して、他の學校は悉くこれを廢止すべしといふのである。大學の門戸は現在よりむしろ縮小すべきであるから、斯うして先づ中學校に關門を置いて、將來學者たり得べきもののみを入學させ、さうして社會に對しては大學教育萬能の迷夢を覺ますやうにし向けて行くがよい。官省や會社などで、人を採用し、簡拔するに、學校卒業の經歷や、肩書などに拘泥せず、有能の人物をその能力相應に採用し、簡拔するやうにし、又社會の人々も多數の學資と尊い年月を費して得る大學教育が、社會の實務上ではそれほど有效なもので

なく、又立身出世の爲にもさして役立たないと知つて來れば、何も苦勞して大學の門を潜らせ、借金までして子弟を大學に送り込むにも及ばないと悟つて、自然に能力と事情との許すもののみが大學に進み入ることになるであらうから、ここに自然に大學の門戸狹小の感は薄らぐに相違ない。斯うして學制の改善と社會の覺醒とが相俟つて進んで行けば、一府縣に一乃至二の外國語科特設の中學校を置く案は十分に成立の可能性があると信ずるのである。

今一つの案は高等學校から外國語の學習を始めるといふのである。外國語學習の目的が、外國人のやうに外國語を話し、聞き、書き、且つ讀むといふことにあるならば、固より一年でも年少の時から始めるがよいことはいふまでもない。併し學者の爲に外國語の必要なるは、外國書を讀むといふ點に多く存する。會話や文書の綴方も出來れば、これに越したことはないが、その方面では現在の制度でも多く役に立つ程進んでゐない。多數の大學生は專門學の參考外國書を讀み得るものが最上で、會話では內地在留の外國人相手にすら甚だ覺束ないのであるから、むしろ外國語學習の方針を讀解に重きを置くことに定めて、力をこの方面に集中させれ

ば高等學校から始めても、決して全然不成績に終るとは豫想されない。若しこの案を採用して中學校の外國語科を全廢することを得れば、當然それに要してゐる時間は他科に振り向けることが出來るので、高等學校に於ては、その振り向けられた時間を減じて、これを外國語科に當て得るので、現在より時數を增加して課することが出來、又會話作文の時間も節約してこれを譯讀に用ふれば、讀解力では現在に劣らざる結果を得べきことすら豫想されないことはないのである。現在のやうに學術の蘊奥をきはめるに不適當な多數學生が、大學の門戶に押寄せるから、勢大學の教育も、大學の眞の職分に忠實でありなくなつて、大學とも專門學校ともつかないものになり勝ちである。これは高等學校でも同じことである。眞に學才に富む優秀な學生のみが高等學校に入り得ることとなれば、自然に學科の程度も進步も高まり得べきであるから、この方案の成立をみたら、案外に外國語その他の諸學科の成績は見るべきものとなるかも知れない。外國語學習を高等學校から始めるといふ案も十分に成立の可能性があると思ふ。

專門學校の外國語科廢止

專門學校は專門學校令によれば、高等の學術技藝を授くる所である。蓋し本令の求めてゐる所は中等學校程度の普通敎育を受けたものが、進んで專門的に或學術技藝を修めて、その學び得た所を實際に應用せんとするものを敎育するにあると思ふ。卽ち大學のやうに學者を養はうとするのでなくして、實務家、技術家を作らうとするのである。文科的、理科的に學科の種類は種々に分れてゐるが、專門學校現在の有樣では、國語を以て敎授し、國文の參考書を用ひてゐるのが一般である。醫科などでは多くの獨逸單語を國語中に混用し、獨逸文の參考書を用ひるやうなことがあるか知らぬが、それも眞の必要から來てゐるかどうか。明治時代から習慣的に、無反省的にさうしてゐるといふのではあるまいか。例へば我が研究成績を發表するにも獨逸文で獨逸の醫學界にすることを偉いとするやうなことが無

反省に行はれてゐるやうなことがないであらうか。固より患者を前にする臨床講義に患者の解し得ない外國語を用ふることには或便利があるのであらうが、それをば專門學校に於ける外國語科必須の理由にするのは履き違へであらう。さういふ小さいことは自ら別問題として考慮すべきである。

今の專門學校の弊は、學問とその應用の兩方面に共に不徹底である點に在ると思ふ。卽ち學者としてその學の蘊奧を究めんとするには、基礎學の知識が不十分で、進んで獨力で硏究を深めて行くことが出來ず、應用の方面でもまだ敎室と實習場（工科の爲には工場、商科の爲には會社銀行の如き）との連絡が不十分である爲に、滿足の效果を得てゐないといふことが一番著しいものであらう。學校で學習した知識と社會での實務とが各々隔離して、渾然たる一致を得てゐないといふ敎育組織上の缺陷があるのであらう。それには全體の敎育組織を改善すると共に、不急なる學科をも整理するやうなことを斷行せねばならぬ。外國語科廢止は斯ういふ立場からも唱へられるであらう。

高等師範の文科的學科としては、國語漢文科、地理歷史科、英語科がある。英語科は

問題外であるからいはぬが、國語漢文科、地理歷史科に英語を課してゐるのは何の意味、何の必要からであらう。同じ文部省所管であつて、同じ中等教員を作る機關として存する中等教員檢定試驗の方では、國語科、漢文科、地理科、歷史科では受驗者は外國語の知識を有しないものを基礎としてある。問題にも外國語や外國文字は一切用ひないことになつてゐる。勿論受驗者の中には一二の外國語を相當に讀み得るものも交るであらうが、多くは殆ど外國語を解しないものである。文部省はさういふものの中等學校の國語、漢文、地理、歷史の教師たる資格を認めて、教員免許狀を授與してゐる。同じ中等學校の同じ學科の教員たるに、一方には英語の知識を必要とし、他方にはそれを、必要としないといふのは、矛盾ではなからうか。かかる矛盾が別に問題とならずに、世に認められてゐるといふ事それ自身が、これらの科の教員たるには外國語の知識を必須としないといふ現狀を證明してゐるといへるのである。これは一例であるが、專門學校卒業者の實務の實際と專門學校の學科の知識とが一致を缺いてをり、學校で學習した知識が、實務上に十分に役立たないといふ事實は、よく考へてみれば、多くの方面に氣づかれると思ふ。斯う

考へて來ると、專門學校に於ける外國語科も設置を必要とする理由は甚だ薄弱で、むしろ社會の實狀と、學校の目的からみて廢止すべきものであると考へるのである。

人物考査方針の改善

人の學問をなし、學校に入る動機には、いろ〳〵あり得るが、實際には、人格修養の爲、知識欲滿足の爲、職業を得る爲、立身出世の爲などが複合してゐるであらう。その中でも職業を得る爲と立身出世の爲とが、一番多く學生生徒を大學、專門學校、中等諸學校へ引き寄せてゐると思はれる。非常に多數の青年が中學校を出て、高等學校や、大學豫科の門を指して押し寄せ、その爲に激烈な選拔試驗の競爭が行はれて、全國の受驗學生をして、所謂試驗蟲たらしめ、神經衰弱に罹らせ、往々悲慘な發狂や死に至らしめてゐるのであらう。これ等多數の青年は何故にかかる苦痛を嘗め、

かかる困難を凌いでも、高等學校や大學豫科を指すのであらう。世に立ち、一個の人間として働き、一國の國民として生くべき途は、他にいくらもあるのに、それを知りつつなほこの一つの途にのみ激甚な競爭を甘んじて就かうとするのは、一に立派な職務に就き、立身出世をするの途が、この門戸を出づるものにのみ開けてゐるからである。彼等が高等學校、大學豫科の門に入らうとする動機は、この立身出世といふ最後の希望にあると云つても過言ではなからう。官吏となつて局長以上に出世するには帝大の法科經濟科を出なければならないのである。會社銀行の幹部に立つには商科大學や慶應大學や帝大卒業の經歷を持たねば不可能であるといふ言ひ傳へ、又その事實が、斯ういふ大學繁昌の現狀を生み出してゐるに相違ない。大學敎育を受けた國民が多くなるといふ事は一面で喜ぶべきことには相違ないが又一面に於てはそれ等の人の多數が、眞に大學敎育の目的に進んでゐないといふ事實を示してゐるのである。ここに國家、社會としては十分に考究して適當な處理をしなければならない。

大學は立身出世の爲に設けられたものではないことは言ふまでもないが、現在に

於て立身出世の爲の大學と化し去つてゐるといふ事實を矯正して、大學をして眞の目的に向つて邁進せしめると共に、無益に多くの年月を大學教育の爲に費し、多額の學費と、多分の能力を消費してゐる學生を他に向けるやうに、國家の制度なり、社會の舊慣なりを改善することが急務ではあるまいか。それには官吏の任命、簡拔の方法、慣習を改善し、銀行、會社に於ても同樣從來の方法、慣例に改善を加ふることが必要な事である。

採用する青年の人物考査といふものには、いろ〳〵の方面がある。

1. 性格　2. 專門の學術、技藝　3. 社會、人間に關する理解　4. 思想

等を考査して、その全人格を知らうとするのが、官省、銀行、會社等の人物考査であらうと思ふ。然るに現在の考査方法では餘りに學歷といふ點に重きを置き過ぎてゐる。學歷なるものは、主として第二の專門學術の力を保證してゐるものである。

實務の點は必ずしも保證し得てゐるとはいひ難い。今の學制や學校設備でなし得る教育には、專門知識の應用としての技能方面には大いに缺陷がある。工業の大學や專門程度の學校で學習したものでも、二三年乃至それ以上工場で實習した

校の卒業生が、直ちに銀行、會社の某課に採用されて、實務にまでつかないで役に立つべしとは信じ難い。學校教育は勿論性格の訓練や、思想の啓發、練磨の上にも有效であるが、それとしても人物銓衡の唯一の標準として學歷を重んじさせるほど有效なものであらうか。さういふことは學校外の社會、實務の世界にあつても相當に出來るのが、現今社會の實情ではないだらうか。余はあくまでも學校教育を尊重するものであるが、併し今の一般の人物考査法では餘りに學校經歷を重要し過ぎてゐると見る。

所謂實地の經驗、卽ち實務の練習といふことも、學校經歷に匹敵すべきものとしてこれを重視すべきものではなからうか。斯う考へて來ると採用の第一月、第一年に於ては、學歷なるものが相當に有意義に考へられるであらうが、それも二年三年と過ぎ五年十年と重なるに隨つて、その意義を少くして來るであらう。そして實務の練習、社會の經驗、それから自己の學習、練磨が、學歷よりは一層その全人格の上に有意義になつて來るであらう。さうなつて來た人々の上にまで、何時までも學

歷を考へ、彼は某大學の卒業だ、彼は同級中の首位にゐたものだと銓衡上に考へて來るのは、むしろ滑稽に類するではなからうか。

官省、銀行、會社等に於ける人物の採用、銓拔の方法を改めて、學歷を過重視する弊を矯めて、その時、その時に於ける人々の全人格を考査するといふことになれば、實務を目標として進む青年は、何を苦しんで大學の門戶にのみ行かうとしよう。自然に大學の門戶は狹められ、高等程度の學校に於ける入學難も自然に緩和されて來るであらう。さうして自然に大學と專門學校卒業者との間の採用、銓拔の無意義な區別がなくなり、立身出世の點からの不權衡の弊もなくなるから、大學生は大學生、專門學校生は專門學校生として、前途に苦慮する所なく、安心してその立てた目的に進むことが出來るであらう。

從來の歐米崇拜の精神から來たものであらうか、官省、銀行、會社等の人物考查上學歷を重じて來たのには、外國語を解するといふことを重視する感じが伴つてゐた樣である。外國書を讀み、外國の新知識を吸收して先驅者たり得べき人といふ感じが、自然に學歷を重んじさせて來たやうである。果して然りとせば、それは今日

に於ては過去の殘物として葬り去るべきであらう。社會の實狀から見て、外國語知識の有無が人物の採用、簡拔の上に、さういふ意義を持ち得ないことは、今ここに繰返す要はないのである。余は學校に於ける外國語科の處分問題を提起するに當つては、社會に於ける人物の採用、簡拔法に就いて社會重要の地位にある人々の覺醒を促すことの必要缺くべからざるを感ずる。この方法にして誤つてをれば、學制など如何に變へても學生生徒は、自然に立身出世に利便な學校系統にのみ走つて、新しい學制は實行困難に陷るを恐れるのである。

大飜譯局の設置

中等學校の外國語科を廢止する結果は、外國語を解せざる普通國民が多數出來るといふことを豫想させる。外國書から直接に知識、思想を吸收するものの減ずることとなるのである。（實際は今日に於ても外國書を常に讀んでゐるものは甚だ

少いが）これが國民の思想、知識の上に憂ふべき結果を將來すべしとも固より想像されないが、萬全の策としては、外國語科廢止と共に國家が大翻譯局を新設することである。

大翻譯局の組織の細かなことはさて置き、各科專門の權威ある學者で委員を組織し、局には英、獨、佛、等の國語に精通して、それ〴〵の專門學術に造詣深く、且又併せて國語國文に精しく、文章に堪能な人を擧げて翻譯者とし、委員の選擇したものを翻譯者の手で譯して、これを公刊することにしたい。而して專門學者の選擇する標準は各種專門學中で現代の學問や思想に裨益すべき價値高い著述、文學としたい。民間の事業として、世界聖典の全集であるとか、世界大思想全集であるとか、世界文學全集であるとかいふ類が翻譯され、出版されてゐる今日であるから、國家のかかる設備を持たなくてもよいやうであるけれども、民間の事業としては新奇に走り、時尚に媚びる傾向を作る虞もあるから、かかる機關の設置は決して無用の業ではない。況んや、かかる設備は決して多額の國資を要するものでもあるまい。多數の外語教員を置く費用に比ぶれば實に少いものであらう。

現時我が思想界の混亂にあたつて、思想調節の事がいろ〳〵考へられてゐる。余の考へでは、我が思想混亂の一つの原因は外國思想輸入の混亂にある。深い思慮反省なくして珍奇な說、時尙に投ずべき思想を輸入する所にある。それは外國語を或程度解する人々が、やや外國書に親しみ得るに至り、博く考察し、深く研究を積んだでもなく、珍奇なものに向ふ心から、興味本位などから譯出したものが、一般若い學生などに讀まれて、西洋に於てもまだ成熟してゐない思想などの輸入される所から、一層我が思想を混亂に導いてゐると思ふのである。果して然りとすれば、外國語科整理は、思想の整理調節の上からも、亦その必要がいはれるのである。

國民的自覺を促すべし

以上述べて來た外國語科處分に關する意見は現代國民生活の上に外國語を必要としないといふ考への上に立つたものであるが、又同時に國民生活の上に自覺、自

尊を促すを必要とする見地からも、これを主張せんとするものであることをここに一言して置きたい。國民の生活を創造的にするには、そこに國民の眞の自覺がなければならぬ。自尊が強くならねばならぬ。白人に對して自分は劣等の民族である、自國の文化は低級であるとする考へがあつては、この創造的な生活の發展は知らず識らず妨げられる。敢へて徳川時代の國學者の唱へたやうな鎖國的な陋見を以て、この世界的日本のことを律しようとする考へは毫頭も持たないが、國民生活の中心となるべき大精神は國民特有の精神であらねばならぬことは確信して疑はない。縱に三千年を貫く所の傳統精神が確立してこそ、横に世界を貫く現代精神を得て、これをそれに調和し統一して、昭和國民のあらゆる精神活動がなされて、始めて現代國民の創造的生活が營まれ得ると思ふのである。それが爲には明治以來の因襲の破るべきは破つて、ここに新にすべきものを新にすることが急務である。そして外國語科の處分はそれが爲に急務中の急務と考へられるのである。

必要でない外國語の學習の爲に多大の苦勞と時間とを生徒に課してゐるばかり

でなく、此の國民的自覺自尊の障害であるといふ點でも、一日も早く無用な外國語科の重い負擔から青年を解放することを必要とする。

（昭和二年五月號現代）

英語科廢止の論爭に就いて

「現代」記者足下

貴社が我が國教育制度の根本的改善を企てて、先づ英語科問題に各方面の所見を徵せられたことは、實に時勢に適切な擧でありました。五箇月に亙つて、廢止說、隨意科說、時間數減少說、教授法改善說等いろ〳〵の意見が出て、此の重大問題の考察によい資料を得たこと、又廣く社會の注意を喚起して、問題解決に一歩を進め得たことは、貴社の大成功として、こゝに慶びの意を表します。私は可なり以前から中等學校、專門學校の該科廢止說を抱懷して、これを世間に問はうと考へながら、其の機會を得かねてゐましたが、この度貴社が、この好機會と恰好の舞臺を與へてくれられたことは、私として感謝に堪へないところであります。實際かかる問題はあ

らゆる階級、あらゆる種類の人と共に攻究すべきもので、一部專門の雜誌などでは、とかく一局部の意見を聞き、一部局に意見を聞いてもらふことになつて、折角の企畫も、意見も效の少くなるの憾みがあります。かういふ意味で私は「現代」が好舞臺であつたことを信ずるのであります。さて又十月號を以て一先づこの論爭に於ける「現代」の舞臺を閉ぢようとなさる考にも、私は贊意を表したいと思ひます。論爭には限りはありませんが、併し餘りに長きに亙ると、とかく不純な動機などが混じて來て、眞面目であるべき大問題の論爭が、小股掬ひの遊戲に化してしまふ虞もあるし又既に出づべき貴重な論は出盡くした感もありますので、もうこれだけで當局者や識者の考究、批判の資としては十分であると思はれます。この上の進むべき途は、もうどの途へかの促進實際運動であらねばならぬと思はれるので、この企圖はここに一段落を告げさせるのが適當であらうと考へます。

「現代」記者足下

私はこの大問題に口を切つた一人、殊に中等、高等、專門學校に於ける英語科廢止說を主張する一人として、この際ここに再び一言させてもらひます。私は廢止說を

發表して以來、各地の既知未知の人達から、いろ〳〵な書翰を受取りました。その多くは私の全廢說に贊意を表して、激勵されたものでありますが、中には恐ろしい脅迫的な文句を並べたものもあります。併しその手紙もよく讀んで見れば、私の說をよく見て下さらない爲の誤解に出發されたものか、全然私の說に一瞥をしてくれない人の見當違ひから出たものであります。それで若しよく私の所說を讀んで下さるか、私に直接會つて下さるならば、決して脅迫がましいことをなさる人ではあるまいと思うてをります。否却てさういふ人の素朴な心持をば愛すべしとすら感じてをるのであります。かういふ脅迫などなさる人よりは、唯揶揄して過ぎようといふ人にだけは、凡夫の私としては、どうしても好感を持つことが出來ません。私はこの問題について、全廢說を主張するに就いては、いろ〳〵な關係や事情も實のところ考慮して發表した積りであります。このことは貴下に執筆を約した際にも、繰返しお話したことです。それでも國家のために奮起しろと貴下に勸說せられて、「現代」さへ眞劍の心持でこの企をなさるならば、自分とても豫想される世間一部の人々の反感を冒して、そのためには身邊に落ち來るべき不利

をも覺悟して、確信してゐる全廢說を發表しようと約束したことは、よく御承知の筈であります。故に「現代」の企圖はこれで一段落になりましても、私としては全廢說を廢棄すべき理由を發見しない限りは、いかなる人の前にも、又いかなる場合にも、この持說を主張して、勸說して、一日も早く我が說の實現し得べきやう努力する積りでありますから、若し又必要と感ずる場合には、この度の御緣に因んで、再び舞臺を貸して下さることを豫めお願ひして置きます。

「現代」記者足下

本問題は飽くまでも現代敎育制度の根本的改善の一部として考察したいとおもひます。これを唯一英語科といふ敎科目の一局部問題に局限し、又は中學校といふ學校系統の一部局に限定して考へることは、決して正しい結論を作る所以でないと思ひますから、必ず學校の全系統、敎科目の全部、全課程を通じて考へて、我が國の現在及將來を察した、大處高處から判斷することを怠つてはならないとおもひます。この點から諸家の意見の中には、多少の遺憾をおぼえたものもあります。

中等學校長諸君の答へられたところを見るに、大處高處から、現行學制の根本改善

問題に觸れて答へられたものであるか否かについて頗る不明なものがあります。可なり多い時間數減の說や隨意科說などは、大處高處から現學制を考へたら、隨分問題になるべき說で、簡單には方づけられないものと思ひますが、理由が附してないので、理據の十分にわかりかねるので、私共の攻究の參考としては不十分であることは、甚だ遺憾に存じます。

「現代」記者足下

五箇月に亙る收穫の中で、いかなる立場にゐる人も、いかなる主張意見を持つ人も、公平に見て諍ふことの出來ない輿論は、現在の英語科はその成績甚だ不良であることを認めたことであらうとおもひます。全廢說の一論據も慥にここに在つて、學校卒業後英語を實用に供し得るものの寥々たることとの一原因もここに在ることは疑はれません。又改善說を唱ふる人でも、現在の成績では英語科の效果は頗る覺束ないものであることを認めての上の改善說と見られるのであります。現在の成績のままで十分に有效であるといふ考は、これまでのところ全く現れてゐないのであります。成績について廣く認められてゐるこの事實は、本問題を攻究

する人々のよく注意すべきことであります。

「現代」記者足下

私は英語科廢止の主張者といふ立場から、この度の論爭に於て、私の說に反對した人々が、英語科を中學校等に廢止する結果は、日本が精神的鎖國となつて、外國書を讀み、外人と對話し、文通するものが、全くなくなるかのやうに豫想してをられるが、少くともさういふ氣持を以て說をなしてゐられるやうに察せられるのを遺憾におもひます。いよ〳〵一般の中學校などで全廢し、高等敎育への特殊の道を作つたら、更に進んで專門學校を卒へ、大學の門を出たものは、却て從來よりは一層進んだ語學力を有することとなるから、學問、思想等の上では、鎖國情態になる心配は毛頭なく、唯中等學校で學校敎育を廢した人々のみが英語を解しないことになり、この人々も直接に英語の書を讀み、英語を話し、聞き、綴る力は持たなくなつても、國語を通して、外國の知識、思想等を知るべき途は、決して杜絕すべきことはない筈であるから、精神的鎖國の心配は以ての外であると申す外はありません。

「現代」記者足下

論爭の中心は中學校の英語科になつてをります。これは極めて自然なことで、この方の解決が出來れば、恐らく他は容易に解決されると思ひます。それで私共はやはりこゝに中心點を置いて究明して行かうとおもひます。貴誌に現れた所說の主なるものを、試みに擧げると、第一は一般中學校から英語科を全廢して、高等學校へ進むもの（或は專門學校へ進むものも）の爲に、特殊中學校を設けて、この特殊學校にのみ英語科を課すべしとする說であります。第二は現在の通り一般の中學校に英語科を置いて、それを必修科なり、隨意科なりとして、敎授法を改善すべし（これには進んで英語科の目的を定むべしとする意見もある）とする說であります。この第二說には時間數減說を主張する人もあります。

第一說を主張する人の主なる理由は、

(一)英語は現代わが國民生活に必要な知識ではない。これを必要とするものは、特殊なる職業に從事し、特殊なる地位、職務に就くものの少數者に限る。かかる少數者のために多數者を犧牲にして外國語科に心身を過分に勞せしめ、學習に時間の多くを徒費せしむるのは甚だ不可である。

(二)國民自覺を促し、國民の創造生活を奬勵すべき時代となつたのに、嘗て明治の西洋文化摸倣時代に於て必要とした教科目を、そのまゝに存置するのは、わが特殊文化の創造發展の上に寧ろ有害である。

この二點に在るやうであります。さうしてこれに對する存置說者の立てた主なる理由は、

(一)英語科の敎育價値には、實用價値と修養價値の兩面がある。實用價値の方は暫く廢止論者の言ふ通りであるとしても、修養價値の方を邈視してはならない。英語の形を通す途に依る外に達し得られない修養上の價値が、敎材たる英文學の優秀作品等に見出される。

(二)英語を知ることは決して國民の自覺を妨げるものとばかりはいへない。それは偏狹な見方である。却て外國語を知り、外國と外國民とを知ることに由つて、國民の自覺、反省は得られるものである。

この二點から、廢止說に對抗し、又逆襲をも試みてゐるやうであります。

肯定否定の兩說に各眞理を含むことは勿論のことであります。英語科全廢說を

把持する私も、無論存置説の二つの主なる理由の含む眞理を認めます。實際をいふと、全廢説を紙上に發表する際にも、反對論はこの點に最も有力な理由を持つことは十分に考慮もし、又私の周圍の人達にも屢〻話したことであります。それは漢文科廢止の論爭の際にも、漢文科存置論者の主なる理據とした所であつたからであります。この點で考へると、我が文化の展開に共に密な關係を持つて來た漢文と英語のことであるから、英語科存置論者は又漢文科の存置をも主張すべき理由があるのであります。かういふのは決して私に當られた或論者に皮肉をいふのではありません。それが論理の當然であると考へるのであります。

「現代」記者足下

話が一寸横道にそれました。再び本道にかへりまして、兩論の依つて立つ各二つの主なる理由は、それ〴〵立派な眞理を持つてをります。そこで當局と天下の識者の考量を煩はしたいのは、この間の採量であります。世界に於ける我が國の現在及び將來から考へて、そのいづれを採つて、いづれを棄てるか、又は二者の間に妥協調和の途を見出し得るかについて攻究し、最後の斷に向つて一日も早く到達す

ることであります。我々は既に英語科現在の成績は甚だ不十分であり、又その效果は疑はれてゐる事實の前に立つてゐるのです。愼重に論議を盡くすといふ美名の下に、徒に逡巡としてお座なりをやつてゐては、我が文化の進展の阻害されることは、決して少くないとおもひます。一日も早く結論と斷行とに到著することに力むべきであると思ひます。

これに就いて飽くまでも注意すべきは、語の內容と形とを混同して考へないことです。これは漢文科問題論議の際にいつも行はれてゐることであります。例へば漢文科廢止論者も四書などや、日本外史の如き日本人の漢文などは、我が國民思想と密接な關係を持つてゐるものであるから、これを內容形式ともに悉く葬り去らうとはいつてゐない。却つてかくの如き我が國民の現在將來に必要な漢文を一層普及せしめる爲に、これを國文に翻譯し、又は書き直して世に布かうといつてゐるのであるが、漢文科存置論者は漢文の形のまゝでこれを教科目中に存しようと主張し、さうして、その理由をば漢文古典等の內容がわが國民思想に密接な關係を保つといふ點に求めてゐるのであります。これは明かに語の內容と形とを混

同してゐるのであります。

英語科問題の論議には、かかる誤謬だけは全然なくしたいものと思ひます。私の如き全廢論者も決して英語科に於ける英語の形の大切さを忘却してゐるものではありません。存置論者がこの形に重きを置いて論ぜられるのは十分に尊重して聞いてゐる積りです。併し私としては、多年漢文を讀みながら、これを大體國語に譯して讀む訓讀しか知らず、隨つて單語の本當な語感も知らず、韻律の本當の美をも解せず、助辭の妙味も精しくはわからない私としては、漢文の形を我が國の教育上に重視される理由を十分に見出し得ないやうに、程度の差こそあれ、外國人として英語の形のもつ、微細な匂ひ、感じ、韻律の持つ、本當な美を十分に味はひ得ないので、それらを本當に解し味はふ英文學者、英語學者、英語教師諸君には十分の敬意を持たねばならないものと心得てをります。併し不幸にして私はさういふ人々の我が國に澤山ゐられることを十分に信ずることの出來ないのを悲しんでをります。何處まで進んだら、英文學などを讀むのに、少しも頭の中で自國語に翻譯することなしに讀めるものか、私にはわかりませんが、さういふことが中學校、高等學

校の英語教師たる資格を有する人々にも容易く望まれることでありませうか。更にさういふことが、中學校や高等學校の學生に望まれることでありませうか。外國人として英語の前置詞の使ひ方のむづかしさを、二十五年日々英語を語り、英文を綴るところの職にゐた人が、つく〴〵と歎じて今以て自分に滿足に出來ないといはれたことがありますが、かういふものの自由に使ひこなせるに至らなければ、恐らくその國語の匂ひは十分にはわかりますまい。私はわが國の助辭が、自國語であるので、和歌、俳諧等に於ける、これらのものの持つ微細な匂ひもどうやらわかり得るやうな氣がしてをりますが、それでも多年隨分苦勞させられました。一體外國人として英語の持つてゐる大切な匂ひを、それ〴〵の場合々々について、自國語のそれのやうに味はふ力を習得するまでには、幾年學習を續ければよいものでせうか。中學校や高等學校學生の修學程度で、餘り上達もしないものに、こんなことが出來ると考へてよいものでせうか。翻譯なんか駄目だ、原文で、讀んで、言語や、文學の持つ、匂や味はひを直接に味はひ得ることが肝要だ、その爲にはどうしても英語科が必要だといはれる、存置論者の指してゐられる英語力は、どういふ程度

のものであるか甚だ解に苦しんでをります。さういふ注文を中學生や高等學校學生にしてゐられるのかと不思議に思つてをります。どうも存知論としてこの點に或混同、誤謬があるのでないかと考へます。

「現代」記者足下

存置論者の主張する第二の理由に就いても、それ自身として抽象的には說は正しいが、實行上の說としてはやはり疑問があると思ひます。彼を知るは眞に我を知る所以であることは動かすべからざることであります。併し、我々が外國や外國民の性格を知るために、何故その國の國語を多數國民に强ひなければならないでせう。外國のことや、外國人のことについて、我々が知らねばならぬとするものは、その國の語を通さなければ理解出來ないといふべきものでせうか。我が邦人の著書や飜譯では達し得られないといふやうな、そんな微妙な匂ひのやうなものでせうか。外國語を自由に語り、外國文を自由に讀み得る人のみ知り得るやうな、そんな、むづかしい知識でなければ、自國、自國民の反省、自覺を促す資とはなり得ないものでせうか。

固より十分を望むならば、英語、英文を十分に知つて、英人を十分に知り、獨逸語、獨逸文を自由に利用し得て、獨逸人を十分に知ることが、一般多數國民に望まれるものならば、それは誠に結構なことであらうが、さうして我々の自覺反省の資を得しめることをしてゐては、國家の現在はどうなるでせう。我々は寧ろ拜外の迷夢から國民を覺ますことが、國民自覺のために、今日の急務であると信ずるのであります。それがためにも全廢說を固執したいと思ふのであります。

（昭和二年十二月、現代）

中學英語科全廢論

(一) 教科目再檢討の必要

教育審議會が出來て、達識の諸士が國家重大問題として教育制度全般のことに就いて、豫ての經驗と見識とを傾けて審議を重ねてをられることは、時々の新聞紙上で承知してゐる。教育制度の全面的改革、義務年限の延長、專門學校大學までの修業年限の短縮、教科目の整理、教科內容の改善、等々、國家の必要としてゐる教育刷新のことは多々ある。併し現在の初中等學校に於ける教科目を檢討して、その不備不合理を訂正するところの教科目整理は、他の問題と聯關して、必ず十分に考慮されなければならないことである。何となれば、假りに現在の教科目がすべて缺くべからざるものであり、それには現行の時間數を必要とするとすれば、修業年限の短縮は程度を下げなければ不可能であるに近からう。又若し現行の小學校教科

目の中に削らるべきものがあり、又その時間數を減じて可なるものがあるとするならば、義務年限の延長も必ずしも今一般に考へられてゐる八年を必要としないことになるかも知れぬ。かういふことが種々あるから、修業年限の如きも、敎育制度改革の行はれようとする今日に當つて、こゝに敎科目について再檢討、再吟味して、時間數もそれを本にして改め、それから自然に定まるところの敎育年限が最も合理的な修業年限となる筈である。初めから年限短縮を定めてかかるやうな審議になると、國家文運の發展を阻害するやうな結論を將來しないといふことは保障されない。又初めから義務年限延長を決めてかかると、無益な經費の負擔を國民に强ひることともならう。この意味に於て、余は現行制度中の各敎科目の敎育價値に就いて、再檢討をなすことを要望するものである。さうしてこの必要の最も多く感ぜられる敎科目は、中等學校に於ける英語科と、初中等學校に於ける數學科であらうとおもふ。

(二) 英語科の教育價値

イ、實用價値

數學科のことは暫く措き、中學校に於ける英語科の教育價値を檢討してみよう。余はこれに關しては既に昭和二年に於て、本科の處分について提唱するところがあつた。その際には社會各方面の人々の間に論議されて、隨分反對もされ、又脅迫もされたが、余の所信は今以て少しも易らない。否時代と共に、益その所信を固うするやうになつたのであるから、ここに再びこの問題を提げて、敢へて世の注意を喚起しようとおもふ。余がこれを豫めいふ所以は、余は決して時勢の尻馬に乘らうとするものでなく、國家發展のためにこれを敢へてするものであることを知つてほしいためである。

さて英語科の教育價値は、これを實用價値と教養價値とに分けて考ふべきことは

勿論である。すべての教科目の存置とその時間の配當とは、一にこの價値の秤量に依つて決定さるべきである。余が先年來中等學校、高等、專門學校に於ける英語科の處分を提唱したのは、そのわが國民教育に於ける教育價値の過分に重く評價されてゐることを信じたからである。

先づその實用價値に就いて考へよう。國民普通教育に於ける教科目の實用價値は、國民としての實際生活に於て必要とされる程度に依つて定められる。國語科の如きすべての國民が一日もそれを用ひずしては、國民としての實際生活が成立し難い國語を取扱ふものと、佛語科（假りにこれが教科目となるとして）の如き、現在國民の大多數が、國民生活上必要としてゐない佛語を教へるものとを比較すれば、頗る明瞭なことである。國語科がすべての國民普通學校の教科目として採用されてゐるのに、佛語科が僅々一二の中等學校の教科目中に見出されてゐるに過ぎないのは、誰しもこれを當然とするであらう。この立場に於て英語科の實用價値を考へれば、中等學校を以て學校教育を卒へて實務に就くものの十中九分九厘までは、卒業後英語をその實際生活に役立ててゐない。役立ててゐるものは、官

署、圖書館、會社等に於て、英文タイピストたる女であるとか、印刷所に於て英文の文選、植字、校正に從事するものとか、外國書を取扱ふ書肆に勤務する店員とか、それらの範圍に於ける極めて少數であらう。かかる少數者のために他の大多數者を犧牲にして、多數の時間を英語科に配當することの不合理なことは、恐らく異論を容れるの餘地はない筈である。

專門學校に就いて考へても、現在のわが國文化の進步の程度では、英語科を必須とはしないとおもふ。精神的、物質的諸學科の種類は多いけれども、英語で書いた敎科書、參考書を用ひなければ修學し難いものはあるまい。英語を知つてゐて便利を得るといふことはあつても、知つてゐなければ、專門學科の修業が不可能であるやうなものはないとおもふ。明治の半ば頃までは、多くの學科が英語に依つて敎授された時代もあつたが、今日のわが國はその時代のわが國とは違つて、文化の進步の點では隔世の感をなさしめるのである。然るに、依然として英語に依らざれば修業の出來なかつた時代の制度を守つて、英語科を必須學科として、すべての中等學生に强ひるのは愚ではあるまいか。當面の問題は中等學校の英語科である

が、學校の連絡關係を無視しては論じ難いことであるから、このことにも一應考へ及ぼす必要がある。なほ又專門學校を出でて社會に出て實務に從事するものも、英語を利用してゐるものは、實際甚だ少數に止つてゐる。さうしてそれで少しも不便、迷惑を感じてゐないといふ實狀も、亦決して看過出來ないのである。これを要するに、中學校を出でて社會の各方面の實務に就くものに就いて見れば、英語の實用價値は甚だ低いものである。又中學校を出でて專門學校に進むものに就いて見ても、專門學校敎育に英語の必要の考へられない以上、又以てその實用價値は餘りないものと知られる。故に現在の社會の實狀から見れば、英語の實用價値の上から、中學校に於て、英語科を必須科とする現行制度を守る必要はない。これを全廢すべきものである。

ロ、　敎養價値

多くの敎科目には、その實用價値の外に敎養價値がある。それで敎科目の必要、不必要を定むるには、この方面も是非考へられねばならない。假令實用價値は低く

ても、若しその教養價値が高いところの學科があるとすれば、その學科は教科目として選擇されてもよいとしなければなるまい。

既に前節に於て、中學校の英語科は一般國民の普通教育上では實用價値の甚だ低いものであることを知つたが、さてその教養價値はどうであらうか。抑〻英語科の教養價値を定むるには、その教科用書の内容を檢討して見ることも必要としないとはいへないが、併し教科用書の内容に多くの教養價値の存することがわかつても、そのことが直ちに英語科の教科目として必要な理由にはならない。その内容の性質次第では、これを國文に記し直しても、同樣の價値を持ち得るものである。さういふものはこれを國文にして教授する方が、國民教育の本義にはかなふ筈であるから、その點では教科用書の内容は、この論議には除外して置いてよいことになる。否その方がこのこととの論議の上では正しい。そこで英語科の教養價値を定むるためにする教科用書の内容檢討は、わが國語、國文では到底表すことの出來ない、英語の形を透さなければ、どうしてもわかり難い内容のみについて考へなければならない。さうすれば、英國民性の具現たる英語そのものの持つ特徴及び高

級な英文學の持つ感じ、匂ひは、到底他國語に移すことの出來ないものであるから、それらを取り出して考へてみて、果してどれだけの敎養價値をわが國民敎育上に持つかを檢討することが、本當に英語科の敎養價値を決定する途であらう。この點に於て從來英語科必要論者は、恰も漢文科の必要を唱へる漢學者と同様の誤謬に陥つてゐるとおもふ。英語敎科書中に多くの敎養價値を含んでゐるから、英語科が敎科目として必要であるといふのは、漢學者が四書五經や日本外史などはわが道德と密なる關係を有するものであるから、漢文科は敎科目として必要であるといふのと、同一の論法である。譯し、移すことの出來る思想などの內容であるならば、外國語の形のまゝに學ぶよりは、自國語に譯し、移して學ぶ方が、容易くもあり、又國民敎育に於ては、自然でもある。余はここに外國語、外國文の敎科目としての價値を論じて、その敎養價値を考へる人は、必ずこの混同をしないやうに注意することを重ねて希望しておく。

さて英語科の持つ敎養價値を右の如く限定してみれば、英語といふ言語から、英國民の特殊なる國民性、國民精神を知ることは、わが國民に取つて無用のことでは勿

のもの得らるべきことも論はないが、さてそれを收得し得るためには、相當の語學力を必要とする。この語學力は中學校の五年間の勉强では、到底收得することを望めない。現に中學を出ても、英語を實際に役立て得ないでゐるのでもよくわかる、かういふ不十分な語學力で英語の語感を透して、細かに英文、英文學の精神を把握するといふことが、中學生又はその卒業生に望まれることであらうか。思想、感情のあらましを理解することならば、必ずしも原語に依らないでも濟む。原語から翻譯し、又は書き替へて、自國語で讀んでも出來るといふことは、我々が以前から四書などを漢文の形でそのままに讀まず、これに反り點や送假名を附して國文風に訓讀して、それで支那思想を理解して、わが國民の思想を豐富にし、成長させるために、十分に役立てて來てゐることでもよくわかることである。現今わが日本國民の大多數の要求してゐる英國精神の理解といふものは、漢文の訓讀に依つて支那精神を理解した程度のもので結構ではあるまいか。拜外者になりさへしなければ、よく知るに越したことはあるまいが、さういふことの必要は、特殊な學者や、外交

官などの上のことで、一般國民にはないことである。それよりはかういふ少數者の便宜の爲に、一般多數の學生に、多くの勞力と時間とを空費させてゐる損失の方が大きいのである。

要するに、教養價値の上からも、正しく見直して、從來の過分の評價を訂正し、以て中學校に於ける英語科はこれを適當に處分しなければならない。

(三) 大學と外國語

以上は中學校を制度の精神に依り、國民普通教育を授くるところとして、英語科の教育價値の甚だ低いものであることを述べたのである。併し中學校を經て高等學校に進み、更に大學に進んで、學術の蘊奥を究めんとするものがある筈であるから、これらの人のことを全く無視して論を立つるのは穩當を缺くと思ふから、ここにこの項を設けていふこととする。

高等學校も制度の上では國民普通教育を課すべきところであるが、現狀について

として考ふる方が適切であるとおもふ。

見れば、全然大學豫科となつてしまつたといつてよい。隨つてここでは大學豫科

抑〻大學敎育の要は、各專門とする學問の蘊奧とその應用とを究め、國家思想を涵養して、指導的國民を養成するに在る。目的がすでにかういふところにあるから、世界に於ける各學術の進步の現狀の上に立つて、その講義はなされ、又その上に研究が重ねられねばならない。そのためには敎授は勿論、學生と雖も、一乃至數外國語に通じ、諸文化國に於けるそれ〴〵の進步を、各國の著書、雜誌等から、直接に速く讀んで知ることを期すべきである。そのためには一二の外國語を習得させるこ

とは、高等學校の任としなければならない。

この外國語を習得させる途は、余の思ひつくところでは二つある。一は現在の第二外國語科の如く高等學校から始めさせるの途と、中學校中に高等學校に連絡する特殊なものを、一府縣に幾つか設置して、この特殊中學校には、現在の通り、或はそれより多くの時間數を以て外國語科を設置するの途この二つである。この二つの途には得失は自然にあらう。又實行上の難易もあらう。これに就いては今こ

こに深入することを要しまい。とにかく、かういふ途が二つもあつて、一般中學校に於て英語科を廢止する曉が來ても、大學教育に支障を來し、若しくはその程度を低下せしめるに至ることはないのである。

(四) 英語科處分の三案

右の如く、我が國民教育に於ける英語科の教育價値を再吟味した結果、從來の評價の餘りに高過ぎてゐることが明かになれば、英語科の適當な處分が必要とされるが、その處分案として主なるものが三つあり得るとおもふ。

一、時間數減案。二、隨意科案。三、全廢案これである。

時間數減案は姑息策で最もよくない。今日課してゐる時間數でも、教授の結果は知れたもので、卒業生中英語を實生活に役立て得るものは甚だ僅少であることが明かであり、又役立てる機會も極めて少いことが知られてゐるのであるから、時間數を減じて課することとなれば、一層その結果は役に立たないものとなるべきこ

とは言を要しないのである。さういふものを存しようとするのは、一斷の勇を缺く姑息者のことである。

隨意科案は一つの案である。中學限り學校教育を廢するものや、專門學校に進んでも英語を必要としないものには、固よりこれを課しないことを原則とし、進んで大學に學ばうとするものだけに隨意科として課すことにすれば、大體中學校では現行のままでもよいから、實行上最も簡易な案であるやうであるが、併しこの制度にすると、實際は必要としない生徒までも、一種の名譽心から大學まで進むかのやうに見えを張つて修めようとするものが出たり、學習に熱意を缺くことになつたりすることが豫想される。よつて余は次頁に述べるやうな中學校そのものの改造の方が、この案に勝る良案であるとおもふ。

全廢案は余の主張するところである。既に(二)に於て詳說した通り、中學校に於ける英語科の教育價値は從來過分に高く評價されてをり、實際はその實用價値も低いものであるから、多數の中學校生徒をば、英語科の重い負擔から解放し、それに要してゐる多數の時間を、もつと國民教育に有益な時間に使用するなり、修學年限を

短縮するなりする方が、國家のために有利であると信ずるから、この全廢說を唱へるのであるが、併し今これを全廢するとすれば、直ちに中學校と高等學校、大學との連絡問題の起ることが豫想されるから、ここにこの問題について余の意見を述べよう。

いよ〳〵一般の中學校から英語科を全廢すれば、進んで大學に學ばうとするものの英語（他の外國語も同樣）の力を、いつ、どこで修得さすべきかといふと、その問題の解決方法は二つあるとおもふ。その一は現在の中學校の中、幾つかはこれを從來のままにして、各府縣にこれを存して、これを全國に適當に配置し、それから高等學校なり、大學豫科なりに連絡せしめて、大學に進むもののために圖ること、今一は全高等學校に於て、第二外國語と同樣に初步から學習せしむることと、この二つである。さうして後者の場合には、現在よりその時間數を增加すべきことは勿論である。

さうして、これを實現する方法としては、現在の中學校の中幾つか適當の數を、現在の七年制高等學校のやうなものに改造して、これを全國適當の地に配置し、それと

共に現在の高等學校の內幾つかを、右と同じやうな七年制高等學校のやうなものに改造して、以て大學に進まうとするものを收容することとし、更に爾餘の高等學校をば初步英語から學習すべき制度の下に、多少敎科目の時間數等に改正を加へて、以て中學校を卒へたものの中から、大學へ進まうとするものの爲に途を開いて置くのが、最も簡易に實行し得べき方法であらうとおもふ。かやうにして、七年制高等學校を經るものと、中學校、高等學校を經るものとの英語力が、その卒業期に於て平均すべきやうに、適當に敎科目の時間配當をなすことは、決して困難なことではないとおもふ。

(五) 一般中學校に英語科を全廢するとすれば

一般中學校に英語科を全廢すると、その後には思想鎖國の狀態でも來るやうに速斷する人があつたが、それは大きな謬想である。一般中學校に學ぶ人々は業を終へて實務に就く人々である。中には專門學校に進む人もあるが、國民の全體がさ

ういふ人ではない。國家には大學教育を必要とするのであるから、大學は官公私立のいづれたるを問はず又單科、綜合たるを論ぜず、幾らもある筈である。この大學を經て世に出づる人々は年々澤山あるのである。これらの人達は各種專門學の上で、又思想の上で、國民の指導階級を成すべき人々であるから、これらの人達に依つて、國家の發展に必要な學術、思想は、外國からも盛んに輸入されること、現在と少しも變らないであらう。自然科學に於ても、精神科學に於ても、歐米に學ぶべきものが將來も多くあり、又他山の石として必要とされるものも少くない以上、當然に直接の飜譯や、間接の消化の途に依つて攝取することを怠る國民でないことは、わが過去の歴史がこれを明瞭に證明してゐるのである。一般中學校の英語科を全廢したからとて、思想鎖國の來ることを憂ふるが如きは、全く杞人の憂である。又一般中學校の英語科全廢の結果として、外人に接して意志交換の途が杜絶するものであるかのやうに考へる人もある。これも亦甚だ考の足らない人達である。外交、通商、移民等の特殊な事業、業務の方面に活動する人々のためには、現在の外國語學校もある、又これを擴張するの途もある、又それより一層簡易な實用外國語の

習得を必要とするもののためには、簡易を主とした外國語科の特設を講ずるの途もあるのである。要は一般中學校に位置の如何も問はず、一律に英語科を置いて、これに多くの時間を配當する現制に再検討を加へて、これを適當に處分せよといふのであつて、日本の教育界から英語科を驅逐せよといふのではない。新たなる必要を感じてゐるところには、適當なる特設を許すべきことは自ら別問題である。

(六) 學問思想輸入の途

中學校に英語科を全廢しても、思想鎖國になる心配は萬々ないが、それよりは寧ろ今日の思想混亂の原因をなしてゐる、外國思想輸入過剩のことが重大な問題である。この外國思想輸入過剩の原因は、學校教育に於ける餘りに多く外國語を尊重して來たところにある。それが唯一の原因とはいへないにしても、主なる原因の一であることは否定し難い。

唯外國語を多少解するが爲に、外國の典籍を讀んで、珍しさの興味から、知らず識ら

ず當人がその思想の良否に關せず、感化されるのはまだしも、これが我が國民思想、國民生活に惡影響を及ぼすべきことをも察せず、思想上の遊戲興味からこれを飜譯したり、又職業的の利益からこれを飜譯したりするものが少くないのは、寧ろ國家現時の禍である。思想鎖國に杞憂を抱くかはりに、この國家の禍を少くし得べき方途を考へるがよからう。

將來とても、外國の思想、學問はわが國力を强め、わが文化の創造、發展に必要であることは勿論であるが、その輸入の途はこれを大學敎育を受けて、社會の指導的地位に立つところの、それ〴〵の專門の學者の頭と口と手とを通すことにするのが、最も穩健の途である。何も猫も杓子もといふやうに、すべての國民をして外國書から直接に輸入させる必要はないのである。このために往年は學校の外國語科を縮少する代りに、飜譯局を設立すべしといふ議も提唱されてゐるが、今日ではそれすら殆ど必要は感ぜられない。年々官公私立の大學を出て社會に活動する人々は夥しい數に上るのであるから、これらの人々の活動に任せておいても、外國の學問、思想は十分に輸入されるに相違ない。一般中學校の英語科全廢後のことは、こ

の點から考へても憂ふるに足らないと信ずる。

(七) 餘　言

中等學校に於ける英語科の存廢は、國民の自覺、日本精神の發揚、日本文化の創造、發展と密接な關係を持つものである。故に余は順序として、ここにこのことに就いていふべきであるが、この際はこれを差控へて、英語科のわが國民生活に於ける敎育價値の上に立つて、中學校に於ける英語科の全廢すべき所以を述べるに止めて置く。若し社會の論議の趨勢上、その必要を感ずる機會が來たら、その際に余の所信を述べることにしよう。

（昭和十三年三月、文藝春秋）

國語問題と英語科問題

著作者　藤村作
東京市神田區小川町三丁目八番地
發行者　福岡清
東京市神田區美土代町十六番地
印刷者　島連太郎
東京市神田區美土代町十六番地
印刷所　三秀舍
東京市京橋區越前堀三丁目二番地
製本者　中野和一

東京市神田區小川町三丁目八番地
發行所　白水社
電話神田(25)一三五九八番
　　　　　　一四八六二番
振替口座東京三三二二八番

昭和十五年五月十五日印刷
昭和十五年五月二十五日發行

定價二圓三十錢

昭和十六年二月二三日